

規制改革実施計画（平成25年6月14日、平成26年6月24日、平成27年6月30日及び平成28年6月2日の閣議決定）のフォローアップ結果について

平成29年5月23日
規制改革推進会議

1 はじめに

内閣府は、規制改革実施計画（平成25年6月14日、平成26年6月24日、平成27年6月30日及び平成28年6月2日の閣議決定）に定められた措置を積極的に推進するとともに、平成29年3月31日時点の実施状況に関するフォローアップを行った。

今般、規制改革推進会議は、内閣府から所管省庁の実施状況結果について報告を受け、会議としての重点的フォローアップ事項について評価を行った。

本資料は、これら実施計画のフォローアップ結果を公表するものである。

※フォローアップ対象について

- ① 規制改革実施計画（平成28年6月2日閣議決定）
実施計画に掲げる全ての事項
- ② 規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）及び規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）
平成27年度末までに措置済とされていない事項のほか、措置済とされたもののうち「要フォロー継続」とされた事項
- ③ その他
第36回規制改革会議（平成26年9月16日開催）において重点的フォローアップ対象とされた「改正タクシー特措法の特定地域の指定基準に係る検討」について、平成27年度末時点で措置済とされていない事項

2 概要

(1) 重点的フォローアップ事項の取組状況(平成29年3月31日時点)

	措置区分				
	措置済	未措置	検討中	未検討	—
①農業協同組合改革の確実な実施	8				
②牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革	3	1			
③生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組	2				
④労使双方が納得する雇用終了の在り方			1		
⑤診療報酬の審査の効率化と統一性の確保	1		2		
⑥通訳案内士制度の見直し	1				
⑦民泊サービスにおける規制改革	2				
⑧地方における規制改革			1		
⑨「地方版規制改革会議」の設置					1
計	17	1	4		1

評価区分		
解決	要フォロー継続	要改善
	8	
1	3	
1	1	
	1	
1	2	
	1	
	2	
	1	
	1	
3	20	

(2) その他のフォローアップ事項の取組状況(平成29年3月31日時点)

【規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定分)】

	措置区分			
	措置済	未措置	検討中	未検討
① エネルギー・環境分野	5	1	3	
② 保育分野	3			
③ 健康・医療分野				
④ 雇用分野				
⑤ 創業等分野	1		1	
計	9	1	4	

【規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定分)等】

	措置区分				
	措置済	未措置	検討中	未検討	－
① 健康・医療分野	6	1	1(1)		
② 雇用分野	1				
③ 創業・IT等分野	4	1	2		6
④ 農業分野	8			1	
⑤ 貿易・投資等分野	4	3	1		4
計	23	5	4(1)	1	10

注:()内数字は、閣議決定に示された内容が実施されていない項目数である。
 ・プライマリ・ケア体制の確立22頁

【規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定分)】

	措置区分				
	措置済	未措置	検討中	未検討	－
① 健康・医療分野	17	1	5		
② 雇用分野	3				
③ 農業分野	7		1		
④ 投資促進等分野	25	1	7		2
⑤ 地域活性化分野	8	1	2		
計	60	3	15		2

【規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定分)】

	措置区分				
	措置済	未措置	検討中	未検討	－
① 健康・医療分野	2	3	2		
② 雇用分野	6	1	2		
③ 農業分野					
④ 投資促進等分野	23	3	12		1
⑤ 地域活性化分野	11		2		
計	42	7	18		1

※ 重点的フォローアップ事項については、実施計画の実施状況と今後の予定(いずれも所管省庁が記入)のほか、規制改革推進会議の評価と指摘事項を記載している。また、その他のフォローアップ事項については、所管省庁の実施状況と今後の予定のみ記載しているが、閣議決定に示された内容が実施されていないと明確に認められる事項については、その旨を明らかにしている。

※ 措置区分の分類基準は次のとおりである。

措置済……実施計画に定められた内容を完了したもの(1項目に複数の実施時期を有するものは、すべての項目が措置された場合に「完了」とする)

未措置……実施計画に定められた内容の実現に向けた検討は終了したが、措置が完了していないもの

検討中……実施計画に定められた内容の実現に向けて検討中で、結論が得られていないもの

未検討……実施計画に定められた内容の実現に向けた検討が実施されなかったもの

— ……実施計画上、実施時期が具体的に記載されていない事項で、上記に区分できないもの

※ 評価区分の判断基準は次のとおりである。

解決……………実施計画の趣旨に沿って制度整備が完了又は実施計画の趣旨に沿って運用がなされているもの

要フォロー継続……………現在のところまでは実施計画の趣旨に沿っているが、一部制度(政省令、通達レベルなども含め)が未整備である等のため、フォローアップが必要なもの

要改善……………制度整備状況又は運用状況が、実施計画の趣旨に沿っていないと考えられるもの

※ 閣議決定に示された内容が明確に実施されていない1項目については、今後、速やかに実施計画に定められた内容を実施するよう求める。

3 規制改革実施計画(平成25年6月14日、平成26年6月24日、平成27年6月30日及び平成28年6月2日の閣議決定)のフォローアップ事項の取組状況(平成29年3月31日時点)

(1) 重点的フォローアップ事項	頁
① 農業協同組合改革の確実な実施	1
② 牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革	4
③ 生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組	5
④ 労使双方が納得する雇用終了の在り方	7
⑤ 診療報酬の審査の効率化と統一性の確保	8
⑥ 通訳案内士制度の見直し	10
⑦ 民泊サービスにおける規制改革	11
⑧ 地方における規制改革	13
⑨ 「地方版規制改革会議」の設置	14

(2) その他のフォローアップ事項

【規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定分)】

	頁
1. エネルギー・環境分野の実施状況等について	15
2. 保育分野の実施状況等について	18
5. 創業等分野の実施状況等について	19

【規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定分)等】

	頁
1. 健康・医療分野の実施状況等について	20
2. 雇用分野の実施状況等について	23
3. 創業・IT等分野の実施状況等について	24
4. 農業分野の実施状況等について	27
④農業協同組合の見直し 14～20の項目は、(1)①「農業協同組合改革の確実な実施」 (1頁～3頁)に記載	
5. 貿易・投資等分野の実施状況等について	30
6. 改正タクシー特措法の特定地域の指定基準に係る検討	33

【規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定分)】

	頁
1. 健康・医療分野の実施状況等について	34
2. 雇用分野の実施状況等について	40
② 円滑な労働移動を支えるシステムの整備 4の項目は、(1)④「労使双方が納得する雇用終了の在り方」(7頁)に記載	
3. 農業分野の実施状況等について	41
③ 農業協同組合改革の確実な実施 9の項目は、(1)①「農業協同組合改革の確実な実施」(1頁)に記載	
4. 投資促進等分野の実施状況等について	43
5. 地域活性化分野の実施状況等について	51
③主に地方自治体が所管する規制の改革 17の項目は、(1)⑦「民泊サービスにおける規制改革」(13頁)に記載	

【規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定分)】

	頁
1. 健康・医療分野の実施状況等について	54
③ 診療報酬の審査の効率化と統一性の確保 5～7の項目は、(1)⑤「診療報酬の審査の効率化と統一性の確保」(8頁～9頁)に記載	
2. 雇用分野の実施状況等について	56
3. 農業分野の実施状況等について	59
① 牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革 1～4の項目については、(1)②「牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革」(4頁～5頁)に記載	
② 生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組 5～6の項目については、(1)③「生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組」(5頁～6頁)に記載	
4. 投資促進等分野の実施状況等について	60
② インバウンド・観光関連の規制の見直し 13の項目については、(1)⑥「通訳案内士制度の見直し」(10頁)に記載	
5. 地域活性化分野の実施状況等について	68
① 民泊サービスにおける規制改革 1の項目については、(1)⑦「民泊サービスにおける規制改革」(11頁～13頁)に記載	
② 地方における規制改革 2の項目については、(1)⑧「地方における規制改革」(13頁)に記載	

(1) 重点的フォローアップ事項

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)	規制改革推進会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革推進会議としての指摘事項
① 農業協同組合改革の確実な実施									
1	農業協同組合改革の 確実な実施	連合会・単協が農業者の所得向上に向けた活動に全力投球していくとの観点から、農協改革集中推進期間における連合会・単協の自己改革が確実に達成されるよう促す。	平成28年度 以降措置	農林水産省	措置済	連合会・単協の事業及び組織の在り方についての連合会・単協の構成員と役員との徹底した議論を促すことにより、これらの関係者の意識啓発を図り、連合会・単協自己改革の取組を促進するものとする旨を盛り込んだ農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)が第189回国会において成立・公布(平成27年9月4日)、平成28年4月1日施行。 農協に関する制度の改革の趣旨及び内容の周知徹底並びに自己改革の推進を図るため(改正農協法附則51条第1項)、農協関係者や担い手農業者などを対象とした説明会を全国で計126回開催。	—	要 フォ ロー 継続	実際の運用状況について要フォロー。
2	中央会制度から新たな 制度への移行	農協改革については、農協を取り巻く環境変化に応じ、農協が農業者の所得向上に向けて経済活動を積極的に行える組織となるよう、的確な改革を進めるため、以下の方向で検討し、次期通常国会に関連法案を提出する。 ・農協法上の中央会制度は、制度発足時の状況変化を踏まえて、他の法人法制の改正時の経過措置を参考に適切な移行期間を設けた上で現行の制度から自律的な新たな制度に移行する。 ・新たな制度は、新農政の実現に向け、単協の自立を前提としたものとし、具体的な事業や組織の在り方については、農協系統組織内での検討も踏まえて、関連法案の提出に間に合うよう早期に結論を得る。	平成26年度 検討・結論、 法律上の措 置が必要な ものは次期 通常国会に 関連法案の 提出を目指す	農林水産省	措置済	農協法上の中央会制度の廃止等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。	—	要 フォ ロー 継続	引き続き運用状況について要フォロー。
3	全農等の事業・組織の 見直し	全農・経済連が、経済界との連携を連携先と対等の組織体制の下で迅速かつ自由に行えるよう、農協出資の株式会社(株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要)に転換することを可能とするために必要な法律上の措置を講じる。 その上で、今後の事業戦略と事業の内容・やり方を詰め、独占禁止法の適用除外がなくなることによる問題の有無等を精査し、問題がない場合には株式会社化を前向きに検討するよう促すものとする。	平成26年度 検討・結論、 法律上の措 置が必要な ものは次期 通常国会に 関連法案の 提出を目指す	農林水産省	措置済	全農・経済連が農協出資の株式会社に転換することを可能にすること等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。	—	要 フォ ロー 継続	引き続き運用状況について要フォロー。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)	規制改革推進会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容		評価	規制改革推進会議としての指摘事項
4	単協の活性化・健全化の推進	<p>単協の経済事業の機能強化と役割・責任の最適化を図る観点から、単協はその行う信用事業に関して、不要なリスクや事務負担の軽減を図るため、JAバンク法に規定されている方式(農林中央金庫(農林中金)又は信用農業協同組合連合会(信連)に信用事業を譲渡し、単協に農林中金又は信連の支店を置くか、又は単協が代理店として報酬を得て金融サービスを提供する方式)の活用の推進を図る。</p> <p>あわせて、農林中金・信連は、単協から農林中金・信連へ事業譲渡を行う単協に農林中金・信連の支店・代理店を設置する場合の事業のやり方及び単協に支払う手数料等の水準を早急に示すことを促す。</p> <p>全国共済農業協同組合連合会(全共連)は、単協の共済事業の事務負担を軽減する事業方式を提供し、その方法の活用の推進を図る。</p> <p>また、単協が、自立した経済主体として、経済界とも適切に連携しつつ積極的な経済活動を行って、利益を上げ、組合員への還元と将来への投資に充てていくべきことを明確化するための法律上の措置を講じる。</p> <p>さらに、単協が農産物販売等の経済事業に全力投球し、農業者の戦略的な支援を強化するために、下記を含む単協の活性化を図る取組を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単協は、農産物の有利販売に資するための買取販売を数値目標を定めて段階的に拡大する。 ・生産資材等については、全農・経済連と他の調達先を徹底比較して、最も有利なところから調達する。 	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省 金融庁	措置済	<ul style="list-style-type: none"> ・農協は、その事業を行うに当たっては、農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならないものとする ・農協は、事業の的確な遂行により高い収益性を実現し、事業収益を、事業の成長発展を図るための投資や事業利用分量配当に充てるよう努めなければならないものとする ・単位農協の信用事業譲渡をより円滑に行う観点から、農協が信用事業の全部を譲渡した場合だけでなく、一部を譲渡した場合についても、農林中金、信用農業協同組合等の業務の代理を行うことができるものとする等と内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。 	—	要 フォ ロー 継続	引き続き運用状況について要フォロー。
5	理事会の見直し	<p>農業者のニーズへの対応、経営ノウハウの活用及びメンバーの多様性の確保を図るため、理事の過半は、認定農業者及び農産物販売や経営のプロとする。</p> <p>併せて次世代へのバトンタッチを容易にするために、理事への若い世代や女性の登用にも戦略的に取り組み、理事の多様性確保へ大きく舵を切るようにする。</p>	平成26年度検討・結論	農林水産省	措置済	<p>理事の過半は認定農業者や農畜産物の販売・法人の経営等に関し実践的な能力を有する者でなければならないこと、理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮すること等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。</p>	—	要 フォ ロー 継続	引き続き運用状況について要フォロー。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)	規制改革推進会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容		評価	規制改革推進会議としての指摘事項
6	組織形態の弾力化	単協・連合会組織の分割・再編や株式会社、生協、社会医療法人、社団法人等への転換ができるようにするための必要な法律上の措置を講じる。 なお、農林中金・信連・全共連は、経済界・他業態金融機関との連携を容易にする観点から、金融行政との調整を経た上で、農協出資の株式会社(株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要)に転換することを可能とする方向で検討する。	平成26年度 検討・結論、 法律上の措置 が必要なのは次期 通常国会に 関連法案の 提出を目指す ただし、農 林中金・信 連・全共連 は平成26年 度検討開始	農林水産省 金融庁	措置済	農協・連合会の分割や株式会社等への組織変更を可能にすること等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。 農林中金・信連・全共連については、農協改革の法制度の骨格(平成27年2月13日農林水産省・地域の活力創造本部決定)において、中長期的に検討する旨決定した。	—	要 フォ ロー 継続	引き続き運用状況について要フォロー。
7	組合員の在り方	農協の農業者の協同組織としての性格を損なわないようにするため、准組合員の事業利用について、正組合員の事業利用との関係で一定のルールを導入する方向で検討する。	平成26年度 検討開始	農林水産省	措置済	改正法施行後、5年間、正組合員及び准組合員の利用実態並びに農協改革の実施状況の調査を実施すること等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。	—	要 フォ ロー 継続	引き続き運用状況について要フォロー。
8	他団体とのイコールフットイング	農林水産省は、農協と地域に存在する他の農業者団体を対等に扱うとともに、農協を安易に行政のツールとして使わないことを徹底し、行政代行を依頼するときは、公正なルールを明示し、相当の手数料を支払って行うものとする。	平成26年度 検討・結論	農林水産省	措置済	「農協改革の基本方向」(農協のあり方研究会報告書。平成15年3月)に基づき、行政運営の上で、農協系統と農協以外の生産者団体とのイコールフットイングの確保に向けた取組をしているところ。 また、平成27年5月1日付けで「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針」を改正し、都道府県等に周知・徹底した。	—	要 フォ ロー 継続	引き続き運用状況について要フォロー。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)	規制改革推進会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革推進会議としての指摘事項

②牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革

1	指定生乳生産者団体制度の是非・現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革	指定生乳生産者団体制度導入後の生乳需給構造の変化や近年の消費者ニーズの多様化に対応し、我が国酪農業の生産基盤を強化しつつ、酪農家の一層の所得向上を図ることが必要である。 このため、現在の指定生乳生産者団体が有している諸機能を評価・検証し、我が国酪農業の成長・発展、最終需要への一層の即応を実現する観点から、酪農家の経営マインド涵養、生産・流通の柔軟化を通じた付加価値の向上に向け、指定生乳生産者団体制度の是非や現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革について検討し、結論を得る。	平成28年秋までに検討、結論	農林水産省	措置済	平成28年11月29日、農林水産省地域の活力創造本部において「農業競争力強化プログラム」を決定。また、当該プログラムを踏まえ、「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案」が平成29年3月3日に閣議決定され、国会に提出済み。 ＜法律案の概要＞ (1)畜産経営の安定に関する法律の一部改正 独立行政法人農畜産業振興機構は、生乳受託販売、生乳買取販売を行う事業者又は自ら生産した生乳の乳業者に対する販売等を行う事業者に対し、当該事業者が取り扱う加工原料乳につき、生産者補給交付金又は生産者補給金を交付することができることとする等 (2)独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正 生産者補給金等の交付及び指定乳製品等の輸入の業務を追加 (3)加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の廃止	今後、国会において法案審議を予定している。	要 フォ ロー 継続	・制度改正の内容について、政省令及び通知の規定内容も含め要フォロー。 ・実際の運用状況について要フォロー。
2	バター等乳製品のモニタリング等の強化①	国家貿易で輸入した乳製品について、売渡の際に最終消費までの流通に係る計画を確認し、不明確な場合には売渡をしないこととする。また、その計画が着実に履行されるよう、報告徴収・検査を通じて確認を行う。	平成28年度中の可能な限り速やかに実施	農林水産省	措置済	平成28年9月に、ALICに対し、バターのモニタリングを強化する旨の通知を発出した。 ALICでは、これを受けて、平成28年9月に発表したバターの追加輸入分から、売渡の際に、落札者に対し、最終実需者までの流通計画を提出させ、その内容の確認を行っている。	引き続き、国家貿易で輸入するバターについて、 ・ALICは、売渡の際に最終消費までの流通に係る計画を確認し、その計画が着実に履行されるよう、落札者に実績を報告させ、その内容を確認し、国に報告する。 ・国は、ALICからの報告内容の確認を行う。	要 フォ ロー 継続	実際の運用状況について要フォロー。
3	バター等乳製品のモニタリング等の強化②	バターの市場調査について、「欠品・取扱なし」の小売店の割合に加えて、購買点数等の制限に係る状況や業務用向けバターの需給状況にも対象を広げる。また、日々の需給動向を把握できるよう調査精度を向上させる。	平成28年度中の可能な限り速やかに実施	農林水産省	措置済	平成28年9月に、ALICに対し、バターのモニタリングを強化する旨の通知を発出した。 これを受けて、ALICは、 ①実施しているバターの店頭調査について、購買点数の制限の実施状況を調査項目に追加するとともに、実施回数を増やした。 ②実施しているバターの需給調査において、種類別(業務用及び家庭用)の生産量及び消費量を公表した。	引き続き調査を実施する。	要 フォ ロー 継続	実際の運用状況について要フォロー。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)	規制改革推進会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革推進会議としての指摘事項
4	LL(ロングライフ)牛乳の製造認可の審査事項の見直し	バルククーラーの冷却の向上等を確認の上、48時間以上経過した生乳について、衛生状況を確保するための「常温保存可能品の審査事項」の見直しを検討し、所要の通知の手当を行う。なお、見直しの検討に必要な科学的なデータの収集は、事業者と協力を求めながら行う。	遅くとも平成29年度までにデータ収集、必要なデータが揃った時より半年から1年で結論	厚生労働省	未措置	平成29年3月31日開催の薬事食品衛生審議会乳肉水産食品部会において、常温保存可能品の原料乳の乳処理施設までの搬入時間について、以下の見直し案の報告を行った。 ・現行の「搾乳後から処理施設における受乳までの時間が48時間以内のもの」に加えて、「原料乳を3℃以下に管理し、搾乳から受乳までの時間が96時間以内であること(事前に各段階での温度管理について検証すること)」を審査事項に追加する。	速やかに所要の通知改正を実施。	解決	左記の改正に関する通知を平成29年5月に発出済み。

③生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組

1	「生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し」及び「生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立」に係る取組	以下の事項等について検討を進め、具体的な方策について結論を得る。 a 生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し ・農業者が少しでも安い生産資材を自ら選択して調達できるようにするための方策 ・農業者の真のニーズに合った商品の提供や生産コストの低減に向けた生産資材メーカーの取組 ・農協系、商系を問わず、農業者のために生産資材を安く提供するための流通業者間の競争を活性化するための取組や方策 b 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立 ・農業者が自らの責任で販売先と価格を決定できる多様な選択肢が用意される流通構造を形成するための方策 ・農産物を少しでも高く販売し、農業者の手取りを増やすことができる販売ルート構築するための、農協系統、多様な農業者グループや流通業者、卸売市場などの取組 ・様々な流通経路における値決めや手数料等について、農業者の目線で分かりやすく納得のいくものにするための方策	平成28年秋までに具体的な方策について検討・結論	農林水産省 経済産業省	措置済	平成28年11月29日、農林水産省・地域の活力創造本部において「農業競争力強化プログラム」を決定。 また、当該プログラムを踏まえ、「農業競争力強化支援法案」が平成29年2月10日に閣議決定され、国会に提出済み。 <法律案の概要 抜粋> ○国が講ずべき施策 (1)良質かつ低廉な農業資材の供給を実現するための施策 ①農業資材事業に係る事業環境の整備 ア 農業資材に係る規制の見直し イ 農業資材に係る開発の促進 ウ 少量多品種な生産資材の銘柄集約のための地方公共団体等の基準の見直し エ 種子その他の種苗に係る民間事業者による生産及び供給等の促進 ②農業資材事業に係る事業再編又は事業参入の促進 ③農業資材の調達等に必要情報の入手の円滑化 (2)農産物流通等の合理化に関する施策 ①農産物流通等事業に係る事業環境の整備 ア 農産物流通等に係る規制の見直し イ 農産物流通等に係る規格の見直し ウ 農産物流通等の効率化に資する情報通信技術その他の技術の活用促進 ②農産物流通等事業に係る事業再編又は事業参入の促進 ③農産物の直接販売の促進 ④農産物の出荷等に必要情報の入手の円滑化 ⑤農産物の品質等についての適切な評価	法案が成立すれば、3月以内に施行予定。	解決	具体的施策については規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)の通り平成28年秋までに結論が得られ、農業競争力強化支援法案が国会に提出された。今後、同法の運用状況等について、規制改革推進会議として注視していくこととする。
---	------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------	----------------	-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------	----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)	規制改革推進会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革推進会議としての指摘事項
2	公正かつ自由な競争を確保するための方策の実施	公正取引委員会は、以下の措置等を講ずる。 a 農業者、商系業者等からの情報提供を受け付ける窓口(平成28年4月設置)について、農林水産省とともに積極的な公表・周知活動を行い、それを通じて、独占禁止法違反被疑行為に係る情報を収集する。 b 農業分野に係る独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に効率的な調査を実施し、必要に応じ、効果的な是正措置を実施・公表するための「農業分野タスクフォース」(平成28年4月設置)を通じ、農業分野における独占禁止法違反の取締りの強化を図る。	平成28年度以降措置	公正取引委員会 農林水産省	措置済	a 公正取引委員会及び農林水産省は、農業者、農協関係者、商系業者等に対して、平成28年11月から平成29年3月までの間、全国12か所で農業分野における独占禁止法等に係る説明会及び個別相談会を開催するとともに、同説明会において、情報受付窓口を案内・周知した。 また、平成29年3月31日現在において、農業分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報提供窓口へ寄せられた情報の件数は、68件である。 b 公正取引委員会は、「農業分野タスクフォース」において、土佐あき農業協同組合に対して審査を行ってきたところ、平成29年3月29日、同組合に対し、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令を行った。 また、平成28年度は、農業分野において、5件の注意を行った。	今後とも、農業分野における独占禁止法違反行為に積極的に対処していく。	要 フォ ロ ー 継 続	農業者等からの情報受付窓口の運用状況並びに農業分野に係る独占禁止法違反被疑行為に係る調査及び同法違反に対する取締りの状況について要フォロー。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)	規制改革推進会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革推進会議としての指摘事項

④労使双方が納得する雇用終了の在り方

1	労使双方が納得する雇用終了の在り方	<p>現在ある多様な個別労働紛争の解決手段がより有効に活用され、労使双方が納得する早期解決を実現するため、次に取り組む。</p> <p>a 都道府県労働局が行うあっせんの参加勧奨について引き続き取り組むとともに、その検証を行いつつ、必要な場合には更に使用者の自発的参加を促す方策の検討を行う。</p> <p>b 労働委員会の機能の活用促進・強化と司法的解決との連携に向けた方策の検討を行う。</p> <p>c 労働紛争解決システムの在り方について、紛争解決の早期化と選択肢の多様化等の観点に立って、労使の代表者や法曹関係者、学識経験者等を幅広く参集した議論の場を速やかに立ち上げ、「『労使双方が納得する雇用終了の在り方』に関する意見」(平成27年3月25日規制改革会議)に掲げられた課題等について、論点を整理した上で検討を進める。</p>	a及びb 平成27年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 c 平成27年中、可能な限り速やかに検討開始	a 厚生労働省 b及びc 厚生労働省及び法務省	a措置 b措置 c検討中	<p>a 平成27年3月26日付け事務連絡「紛争調整委員会によるあっせんの参加率向上のための留意事項について」を都道府県労働局総務部長あてに発出し、各労働局において、あっせんの参加勧奨を実施してきた。</p> <p>毎年度、複数の労働局に対して業務指導を行い、対象労働局における参加勧奨の実施状況を確認してきている。</p> <p>その業務指導の結果を踏まえて、引き続き積極的な参加勧奨の実施を各労働局に会議で指示した。</p> <p>b 厚生労働省と法務省が連携し、次の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県労働委員会の取組等を周知するためパンフレットを作成。法テラス、地方裁判所等に配布し、法テラス等においても活用。 ・都道府県労働委員会のあっせんの打ち切り時に円滑に司法的解決手段の利用につなげられるよう、紛争解決機関等の一覧や特徴等を都道府県へ情報提供。 ・都道府県労働委員会と司法関係者との研修等における協力を推進。 <p>c 平成27年10月に「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」を開催し、労使の代表者や法曹関係者、学識経験者を幅広く参集した上で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に制度化されている雇用終了をめぐる紛争等の多様な個別労働紛争の解決手段がより有効に活用されるための方策や、 ・解雇無効時における金銭救済制度の在り方とその必要性 <p>について検討を進めているところ。</p>	a 今後とも、都道府県労働局で行っているあっせんへの使用者側の参加率向上については、都道府県労働局に対し、引き続き参加率の向上を図るよう、必要な指示を行うとともに、検討会における結論を踏まえて参加率向上に向けた方策について検討していく。 <p>b 検討会における議論の結論等を踏まえた上で、労働委員会の活用促進等に向けた方策について検討していく。</p> <p>c 検討会において可能な限り早期に結論を出し、労働政策審議会の議論を経た上での所要の制度的措置を講じる予定。</p>	要 フ オ ー 継 続	今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。
---	-------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------	----------------------------	--------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------	-------------------------------------------------

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)	規制改革推進会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革推進会議としての指摘事項

⑤診療報酬の審査の効率化と統一性の確保

1	診療報酬の審査の在り方に関する検討組織の設置と具体的検討	現在の社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)を前提とした組織・体制の見直しではなく、診療報酬の審査の在り方をゼロベースで見直す。このため、以下の要件を満たす検討組織を設置し、論点と検討の方向性を示した上で、平成28年夏を目処に方針を整理し、平成28年内に結論を得る。 a 診療報酬の審査の効率化と統一性の確保の実現を担う検討組織を設置し、検討組織の事務局には、支払基金及び支払基金の利害関係者を含めない。 b 検討組織の構成員は、ICTによる業務効率化の専門家やコスト意識の高い企業経営者など、専門性の高い外部の有識者とする。また、支払基金関係者は構成員としない。		厚生労働省	措置済	規制改革実施計画を踏まえ、厚労省において、ICTの専門家や企業経営者、外部の有識者等を構成員とする「データヘルス時代の質の高い医療の実現に向けた有識者検討会」を立ち上げ、 ○平成28年4月25日に第1回を開催 ○その後、合計18回(本会で9回、2つのワーキンググループで9回)を開催し議論 ○同年12月26日に議論をとりまとめ ○平成29年1月12日に報告書を公表	-	解決	閣議決定どおり対応が行われている。
2	診療報酬の審査の在り方の見直し	社会保険及び国民健康保険の診療報酬の審査において、ICTの最大限の活用により人手を要する事務手続を極小化し、業務の最大限の効率化、高精度化、透明性の向上、並びに医療機関及び保険者の理解促進を図るため、以下のa~iについて具体的に検討し、結論を得る。 a 医師の関与の下で、全国統一かつ明確な判断基準を策定すること b 上記判断基準に基づく精度の高いコンピューターチェックの実施を可能とすること(医学的判断を要する審査対象を明確化すること) c コンピューターチェックに適したレセプト形式の見直しを行うこと d レセプトの請求段階における記載漏れ・誤記などの防止措置を構築すること e 審査結果の通知及び審査基準の情報開示をICTの活用により効率的に行うこと f 医師による審査における医学的判断を集約し、継続的にコンピューターチェックに反映する仕組みを構築すること g 医師による審査及び合議のオンライン化や、審査結果等のデータ蓄積を自動化し、統計的な分析結果の参照や過去事例の検索や人工知能の活用などにより、医学的判断を要する審査手続の効率化、高度化を行うこと	a~iにつき平成28年夏を目処に方針を整理し、平成28年内に結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	検討中	診療報酬の審査の在り方の見直しについては、有識者検討会報告書において ○ 支払基金の「システム刷新計画」については、全面的な見直しを行い、あるべき業務の姿を見据えた新たなシステムの設計・構築を行う。 ○ コンピュータチェックルール等について差異の見える化を行い、審査基準の継続的な統一化に向けて、定期的なPDCAを回していくことによりコンピュータチェックルール等の統一化を図る。 ○ 審査支払機関のレセプト審査におけるコンピューターチェックの寄与度を高め、徹底的な審査業務の効率化を行うとともに、地域ごとに差異のある審査基準の統一化を進める。 ○ 具体的なシステムの基本設計については、支払基金内に選任のCIOとそれを支援するICTの専門家によるタスクフォースを設置の上、以下の提言を踏まえ、新システムは機能が分解可能で、かつ、アクセスやオペレーション方法が柔軟で変化への対応に優れているアーキテクチャとする。 ①審査におけるコンピューターチェックを医療機関等において行う仕組み ②コンピューターチェックに適したレセプト形式への見直し ③コンピューターチェックルールや付箋貼付状況の差異に係る継続的な見える化等	有識者検討会での検討内容を踏まえ、平成29年春に「支払基金業務効率化計画・工程表」及び「ビッグデータ活用推進計画・工程表」の基本方針を取りまとめることとしている。	要 フォ ロー 継続	有識者検討会報告書において、審査の一元化について、両論併記となっており、結論が出ていない。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)	規制改革推進会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革推進会議としての指摘事項
	診療報酬の審査の在り方の見直し(続き)	h 医学的な判断が分かれるなどの理由から審査結果に疑義がある場合について、医療機関及び保険者からの請求に基づく医師による再審査の仕組みを効率化、高度化すること i 社会保険及び国民健康保険のレセプト情報の共有化及び点検条件の統一化を図ること				④コンピュータチェックの統一化に向けて、効果的な検討を推進するためのシステム環境等の整備 ⑤審査プロセス全体のオンライン化等の提言がなされた。			
3	組織・体制の在り方の見直し	医療費の円滑で適切な審査・支払を維持しつつ、社会全体として効率的な組織・体制の在り方を追求する観点から、現行の支払基金を前提とした組織・体制の見直しではなく、診療報酬の審査の在り方をゼロベースで見直すため、以下のa～cについて具体的に検討し、結論を得る。 a 「診療報酬の審査の在り方の見直し」の検討を踏まえた上で、現行の支払基金が担っているとされる各業務(特に、職員による点検事務及び説明・指導)について要否を検討し、不要・非効率な業務を削減すること b aで必要とされる業務のうち、効率的な運営を図るため、支払基金以外の者(民間企業を含む)を保険者が活用することが適切な業務の有無を検討し、当該業務がある場合の具体的な活用の仕組みを構築すること c aで必要とされる業務のうち、bの検討を経て支払基金が担うことが適切な業務がある場合には、その具体的な組織・体制等の在り方(業務拠点も含めた職員及びシステムなどの体制、業務範囲、法人形態、ガバナンス体制、事務費負担の在り方、法規制の在り方等)を検討すること	平成28年夏を目処に方針を整理し、平成28年内に結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	検討中	○有識者検討会報告書において、上記2のとおり、支払基金の審査業務の在り方については、審査におけるコンピュータ寄与度を高め、徹底的な業務効率化を図ることとし、これを踏まえ、支部組織の在り方についてその規模を必要最小限のものとする提言された。 ○また、支払基金において業務改革が進まない場合には、支払基金以外の民間事業者の活用も含めて、あるべき業務の担い手としてどのような組織・体制が適しているかをゼロベースで検討すべきであることも提言された。 ○支払基金の組織・体制の在り方については、支部の組織体制の在り方、審査の一元化、組織のガバナンス強化等について議論され、具体的には今後策定する「支払基金業務効率化計画・工程表」の中で新たなシステム刷新計画等も見据えた、スケジュールや内容を盛り込むこととされている。	有識者検討会での検討内容を踏まえ、平成29年春に「支払基金業務効率化計画・工程表」及び「ビッグデータ活用推進計画・工程表」の基本方針を取りまとめることとしている。	要 フ オ ロ 継 続	有識者検討会報告書において、支部組織の在り方について、両論併記となっており、結論が出ていない。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)	規制改革推進会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革推進会議としての指摘事項

⑥通訳案内士制度の見直し

1	通訳案内士制度の見直し	訪日外国人旅行者の増加とニーズの多様化に対応するため、通訳案内士の業務独占規制を廃止し、名称独占のみ存続することとする。その際、業務独占規制の廃止に伴い団体旅行の質が低下することのないよう、訪日旅行商品の企画・手配を行っているランドオペレーター等の業務の適正化を図る制度を導入する。	平成28年度中に法案提出	国土交通省	措置済	通訳案内士の業務独占規制を廃止し、名称独占のみ存続させること、訪日旅行商品の企画・手配を行っているランドオペレーターについて登録制度を設けること等を内容とする「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案」を平成29年通常国会に提出済。	—	要フォロー継続	法施行状況について注視していく。
---	-------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------	-------	-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	---------	------------------

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)	規制改革推進会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容		評価	規制改革推進会議としての指摘事項
⑦民泊サービスにおける規制改革									
1	民泊サービスにおける規制改革	<p>適切な規制の下でニーズに応えた民泊サービス(住宅(戸建住宅及び共同住宅)を活用した宿泊サービスの提供。以下「民泊」という。)が推進できるよう、以下の1.～3.の枠組みにより、類型別に規制体系を構築することとし、各種の「届出」及び「登録」の所管行政庁についての決定を含め、早急に法整備に取り組む。この新たな枠組みで提供されるものは住宅を活用した宿泊サービスであり、ホテル・旅館を対象とする既存の旅館業法(昭和23年法律第138号)とは別の法制度とする。</p> <p>なお、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律の施行後、その状況に応じた見直しを必要に応じて行うこととする。 ・「届出」及び「登録」の手続はインターネットの活用を基本とし、マイナンバーや法人番号を活用することにより住民票等の添付を不要とすることを検討するなど、関係者の利便性に十分配慮する。 ・既存のホテル・旅館に対する規制の見直しについても、民泊に対する規制の内容・程度との均衡も踏まえ、早急に検討する。 <p>1. 民泊の類型 (1)家主居住型 <要件> ①個人の生活の本拠である(原則として住民票がある)住宅であること。 ②提供日に住宅提供者も泊まっていること。 ③年間提供日数などが「一定の要件」を満たすこと。「一定の要件」としては、年間提供日数上限などが考えられるが、既存の「ホテル・旅館」とは異なる「住宅」として扱い得るようなものとすべきであり、年間提供日数上限による制限を設けることを基本として、半年未満(180日以下)の範囲内で適切な日数を設定する。なお、その際、諸外国の例も参考としつつ、既存のホテル・旅館との競争条件にも留意する。</p> <p><枠組み> ○届出制とし、以下の事項を義務化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者名簿の作成・保存 ・衛生管理措置(一般的な衛生水準の維持・確保) ・外部不経済への対応措置(利用者に対する注意事項(騒音、ゴミ処理等を含む)の説明、民泊を行っている旨の玄関への表示、苦情等への対応など) 	平成28年上期検討・結論、平成28年度中に法案を提出	厚生労働省 国土交通省	措置済	<p>「民泊サービス」に係るルール整備については、住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度並びに住宅宿泊管理業を営む者及び住宅宿泊仲介業を営む者に係る登録制度を設ける等の措置を講ずること等を内容とする「住宅宿泊事業法案」を平成29年通常国会に提出済。</p> <p>なお、既存のホテル・旅館に対する規制の見直しについて、ホテル営業及び旅館営業の営業種別の統合等の措置を講じること等を内容とする「旅館業法の一部を改正する法律案」を平成29年通常国会に提出済。</p>	—	要 フォ ロー 継続	両法案について、成立後の施行状況を、要フォロー。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)	規制改革推進会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革推進会議としての指摘事項
	民泊サービスにおける 規制改革(続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・(集合住宅(区分所有建物)の場合)管理規約違反の不存在の確認 ・(住宅提供者が所有者でなく賃借人の場合)賃貸借契約(又貸しを認めない旨の条項を含む)違反の不存在の確認 ・行政当局(保健衛生、警察、税務)への情報提供 ○住宅として、住居専用地域でも民泊実施可能とする。地域の実情に応じて条例等により実施できないこととする。○宿泊拒否制限規定は設けない。 (2)家主不在型 <要件> ①個人の生活の本拠でない、又は個人の生活の本拠であっても提供日に住宅提供者が泊まっていない住宅であること。(法人所有のものも含む。) ②年間提供日数などが「一定の要件」を満たすこと。「一定の要件」としては、年間提供日数上限などが考えられるが、既存の「ホテル・旅館」とは異なる「住宅」として扱い得るようなものとすべきであり、年間提供日数上限による制限を設けることを基本として、半年未満(180日以下)の範囲内で適切な日数を設定する。なお、その際、諸外国の例も参考としつつ、既存のホテル・旅館との競争条件にも留意する。 ③提供する住宅において「民泊施設管理者」が存在すること。(登録された管理者に管理委託、又は住宅提供者本人が管理者として登録。) <枠組み> ○届出制とし、民泊を行っている旨及び「民泊施設管理者」の国内連絡先の玄関への表示を義務化する。 ○住宅として、住居専用地域でも民泊実施可能とする。地域の実情に応じて条例等により実施できないこととする。○宿泊拒否制限規定は設けない。 <p>2. 民泊施設管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> <枠組み> ○登録制とし、以下の事項を義務化する。 ・利用者名簿の作成・保存 ・衛生管理措置(一般的な衛生水準の維持・確保) ・外部不経済への対応措置(利用者に対する注意事項(騒音、ゴミ処理等を含む)の説明、苦情等への対応など) 							

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)	規制改革推進会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革推進会議としての指摘事項
	民泊サービスにおける 規制改革(続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・(集合住宅(区分所有建物)の場合)管理規約違反の不存在の確認 ・(住宅提供者が所有者でなく賃借人の場合)賃貸借契約(又貸しを認めない旨の条項を含む)違反の不存在の確認 ・行政当局(保健衛生、警察、税務)への情報提供 ○法令違反行為を行った場合の業務停止、登録取消を可能とするとともに、不正行為への罰則を設ける。 <p>3. 仲介事業者 ＜枠組み＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○登録制とし、以下の事項を義務化する。 ・消費者の取引の安全を図る観点による取引条件の説明 ・当該物件提供が民泊であることをホームページ上に表示 ・行政当局(保健衛生、警察、税務)への情報提供 ○届出がない民泊、年間提供日数上限など「一定の要件」を超えた民泊を取り扱うことは禁止。 ○法令違反行為を行った場合の業務停止、登録取消を可能とするとともに、不正行為への罰則を設ける。 							
2	小規模宿泊業のための 規制緩和③(インター ネットを通じ宿泊 者を募集する一般住 宅、別荘等を活用した 宿泊サービスの提供)	インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した民泊サービスについては、関係省庁において実態の把握等を行った上で、旅館・ホテルとの競争条件を含め、幅広い観点から検討し、結論を得る。	平成27年検討開始、平成28年結論	厚生労働省	措置済	「民泊サービス」に係るルール整備については、住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度並びに住宅宿泊管理業を営む者及び住宅宿泊仲介業を営む者に係る登録制度を設ける等の措置を講ずること等を内容とする「住宅宿泊事業法案」を平成29年通常国会に提出済。なお、既存のホテル・旅館に対する規制の見直しについて、ホテル営業及び旅館営業の営業種別の統合等の措置を講ずること等を内容とする「旅館業法の一部を改正する法律案」を平成29年通常国会に提出済。	—	要 フォ ロー 継続	両法案について、成立後の施行状況を、要フォロー。

⑧地方における規制改革

1	地方における規制改革	地方分権を尊重しつつ、地方における規制改革を推進するための国としての対応について結論を得るべく、引き続き検討する。	平成28年度以降検討	内閣府 (規制改革推進室)	検討中	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年10月6日の規制改革推進会議において、「地方における規制改革」に関するこれまでの経緯について事務局から説明の上、意見交換を行い、議長から、「次にこのテーマを扱うときは、書式・様式に焦点を当てて議論してはどうかと思う」旨の発言があった。 ・以後、「地方における規制改革」に関する進め方について、関係各所との調整及び検討を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方の書式・様式に関し、規制改革推進会議において、地方六団体との意見交換を行った上で、今後の進め方について検討予定。 	要 フォ ロー 継続	地方の書式・様式に関する改善方策の検討に係る各省庁の取組状況について要フォロー。
---	------------	-----------------------------------------------------------	------------	------------------	-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------	------------------------------------------

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)	規制改革推進会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革推進会議としての指摘事項

⑨「地方版規制改革会議」の設置

1	「地方版規制改革会議」の設置	規制改革は地道で継続を必要とする取組であるため、地域の実情をよく知る地域において、課題を発掘し、継続して取り組む体制を整えることが不可欠である。地域のニーズに即応した規制改革を進めるため、地方自治体に、地方版規制改革会議を設置することを提案する。地方版規制改革会議が設置された場合、規制改革会議においては、これまで培ってきた知見を活用できるよう、継続的に必要な支援を行っていくこととする。	—	内閣府 (規制改革推進室)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年12月14日、各都道府県・市区町村の首長に対し、「地方版規制改革会議」の設置の検討を要請する文書を規制改革会議議長名で発出。あわせて、「地方版規制改革会議」設置の意向等を伺うアンケートを実施。 ・同日及び12月15日、地方六団体、日本経済団体連合会、経済同友会、関西経済連合会及び全国商工会連合会に対し、会議設置に向けた力添えを要請する文書を発出。 ・平成27年12月15日から平成28年1月にかけて、規制改革会議議長及び事務局で、全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本商工会議所及び日本経済団体連合会を往訪・要請。 ・平成28年1月13日、規制改革会議ホームページに、「地方版規制改革会議」の趣旨・必要性についての説明資料や、答申・閣議決定の関係部分の抜粋、要請文書等を掲載。 ・平成28年1月14日、まち・ひと・しごと創生本部が主催する「地方創生に関する都道府県・指定都市説明会」において、各自治体の事務方に対し、規制改革会議事務局から会議設置の検討を要請。 ・平成28年6月28日、規制改革会議ホームページに、地方自治体における「地方版規制改革会議」の設置等の取組、各自治体ホームページへのリンクを掲載(以後、各自治体の取組状況を確認の上、更新)。 ・「地方版規制改革会議」の設置に向けた支援として、地方自治体からの個別の問合せに対応。 ・地方自治体における主な取組状況は、以下のとおり。 (茨城県)平成28年4月1日、茨城県行財政改革推進懇談会に規制改革部会(地方版規制改革会議)を設置 (徳島県)平成28年4月22日、徳島県規制改革会議(「vs東京」実践委員会規制改革部会)を設置 (静岡県)平成28年11月1日、「ふじのくに」規制改革会議本部会議を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地方版規制改革会議」設置について検討の意向を示している地方自治体に対し、引き続き、検討状況の確認を行うつつ、働きかけを進める。 ・「地方版規制改革会議」が設置された地方自治体に対し、求めに応じて必要な支援を行う。 ・規制改革推進会議ホームページに掲載している、地方自治体における「地方版規制改革会議」の設置等の取組について、引き続き、取組状況の確認及び更新を行い、全国に発信することにより、取組の拡大を図る。 	要 フ ォ ロ 継 続	地方自治体における「地方版規制改革会議」設置に向けた検討及び取組の状況について要フォロー。
---	----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	------------------	---	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------	-----------------------------------------------

(2)その他のフォローアップ事項

【規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定分)】

1. エネルギー・環境分野の実施状況等について

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	

①エネルギーの安定供給・エネルギーの地産地消

・電力システム改革

2	電力システム改革	電力システム改革については、平成25年4月2日に閣議決定した「電力システムに関する改革方針」の内容に従い、(1)広域系統運用機関(仮称)の設立、(2)電気の小売業への参入の全面自由化、(3)法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保・電気の小売料金の全面自由化の3本の柱を中心とした改革を進める。	(1)平成27年を目途に設立 (2)平成28年を目途に実施 (3)平成30～32年までを目途に実施	経済産業省	一部措置済	改革の3本の柱のうち、(1)については、電力広域的運営推進機関の設立や業務内容等を定めた「電気事業法の一部を改正する法律」(平成25年法律第74号)が平成25年11月に成立し、平成27年4月1日の同法律の施行に伴い、電力広域的運営推進機関を設立した。 また、(2)については、電気の小売業への参入の全面自由化を盛り込んだ「電気事業法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第72号)が平成26年6月に成立し、平成28年4月1日の同法律の施行に伴い、電力小売全面自由化を実施した。 さらに、(3)については、平成27年3月に法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保及び電気の小売料金の全面自由化等を盛り込んだ「電気事業法等の一部を改正する等の法律」(平成27年法律第47号)が平成27年6月に成立した。平成27年9月1日の同法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行に伴い、電力システム改革の実施に当たり、電力取引の監視等の機能を一層強化し、電力の適正な取引の確保に万全を期すための、独立性と高度な専門性を有する経済産業大臣直属の新たな規制組織として、電力取引監視等委員会を設立した(平成28年4月からガス事業及び熱供給事業に関する事務が追加され、電力・ガス取引監視等委員会に改称している。) なお、制度の詳細については、経済産業省の電力・ガス取引監視等委員会および総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会等にて検討を進めている。	(3)を中心とした電力システム改革の詳細な制度設計について、引き続き、電力・ガス取引監視等委員会および電力・ガス基本政策小委員会等において検討を進めていく。
---	----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------	-------	-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------

②次世代自動車の世界最速普及

・燃料電池自動車

57	圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品の使用可能鋼材に係る性能基準の整備	圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品に係る使用可能鋼材について、国内外で同一の材料を使用できるように、性能要件化につき検討し、結論を得る。	HFCV-gtrのフェーズ2で当該テーマに関し各国間で合意がなされ、採択され次第措置	経済産業省	検討中	HFCV-gtrのフェーズ2の検討に当たって、我が国の提案内容をまとめるため、民間団体において具体的な検討体制を構築し、検討を実施。	HFCV-gtrのフェーズ2において、当該テーマに関し、各国間で合意がなされ、採択され次第国内の基準を整備する予定。
----	----------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------	-------	-----	--------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
58	燃料電池自動車等の車両と圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る法規制のパッケージ化	HFCV-gtr(水素・燃料電池自動車の世界統一技術基準)の国内法規への受け入れや、認証の相互承認のための道路運送車両法の保安基準と高圧ガス保安法の保安基準の整理の方策については、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、経済産業省、国土交通省及び事業者による検討会を実施し、目指すべき選択肢として法規制のパッケージ化につき検討する。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置、国連における世界統一技術基準の策定や認証の相互承認の議論を踏まえ、平成26年度以降継続的に検討、結論を得次第措置	経済産業省	措置済	水素・燃料電池の自動車の国際的な相互承認に関する「水素及び燃料電池の自動車に関する国連規則(UNR)」案が、国連自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において採択され、平成27年6月に同規則が発効。平成28年6月に国際相互承認に係る容器保安規則(平成二十八年六月三十日経済産業省令第八十二号)等の制定等を行い、国内導入を行ったところ。	—
			国土交通省	措置済	水素・燃料電池の自動車の国際的な相互承認に関する「水素及び燃料電池の自動車に関する国連規則(UNR)」案が、国連自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において採択され、平成27年6月に同規則が発効。これを受け、経済産業省と連携を取りながら、平成28年6月17日に道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)等の改正を行い、国内導入を行った。	—	
66	燃料電池二輪車の車両及び圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る型式認定、認可制度の整備	燃料電池二輪車の市場投入を促進するため、経済産業省及び国土交通省は連携して、道路運送車両法及び高圧ガス保安法において、二輪車に係る保安基準の策定、型式認定制度の整備並びに圧縮水素自動車燃料装置用容器及び容器附属品の基準の追加の方策について検討し、結論を得る。	平成25年度検討開始、平成27年度結論、結論を得次第措置	経済産業省	検討中	省令等の改正を行うにあたり、課題があったため業界団体において検討を実施。具体的には、高圧ガスの入った容器は、定期的に容器再検査を受けなければならない、高圧ガスの充填時には、容器再検査に合格し、有効期間内であることを確認することとなっている。これに加え、四輪自動車の場合は、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令)に基づき容器再検査に合格していることを車検の要件としているため、容器再検査の実施が担保されている。一方で、軽自動車に分類される二輪自動車においては、車検が実施されないため、容器再検査が未実施とならないための追加の対策が必要であり、業界団体において検討を実施し、対策につき結論を得たところ。	容器保安規則等の改正を行い、平成29年5月上旬に公布・施行予定。
67	事故に巻き込まれた燃料電池自動車の圧縮水素自動車燃料装置用容器からのガス放出に関する規定の整備	燃料電池自動車が事故に巻き込まれた場合など、圧縮水素自動車燃料装置用容器より水素を速やかに大気中に放出させる必要がある場合に、容器安全弁を作動させることを含めた安全の確保のための方策について検討の上、必要な措置を講じる。	平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置	経済産業省	検討中	民間団体にて、燃料電池自動車の衝突や火災事故後の車の安全な処理のために、容器の安全性の確認方法の研究及び容器からのガス抜きの実施しており、これらを踏まえガイドラインを作成中。 なお、現時点で、法令の基準改正を要する課題はない。このため、平成27年3月12日に開催した産業構造審議会高圧ガス小委員会での審議を踏まえ、民間団体でのガイドライン制定をもって措置と整理。	民間団体にてガイドラインを策定中。
・天然ガススタンド							
68	天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所における天然ガス自動車とガソリン自動車の停車スペースの共用化	消防庁は、天然ガス自動車の普及拡大を図るべく、ドイツ等諸外国の事例を踏まえ、天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所において、天然ガス充てんのための停車スペースと給油のための停車スペースを共用化するための方策につき、経済産業省及び事業者を含めた検討会において検討し、結論を得る。	平成25年度検討開始、平成27年度結論、結論を得次第措置	総務省 経済産業省	措置済	「天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る安全対策のあり方に関する検討会」(事務局:消防庁)における結論を踏まえ、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成29年月1月26日総務省令第3号)を公布・施行し、停車スペースを共用化する場合の技術上の基準を整備した。	—

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
③低炭素社会・循環型社会の実現							
・排出係数							
70	グリーン料金メニュー等への対応に係る地球温暖化対策推進法上のCO2排出係数の見直し	電気の使用を通じてCO2削減に貢献したいとの需要家ニーズに対応するため、電気事業者において検討される具体的な料金メニューの内容や固定価格買取制度における排出係数調整の考え方等も踏まえつつ、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度において、電気事業者が、全電源平均排出係数に加え、料金メニューに応じたCO2排出係数を算定・報告することや、需要家が料金メニューに応じたCO2排出係数を使用し自らの排出量を算定・報告することについて検討し、必要な措置を講じる。	平成25年度検討開始、平成26年度結論	経済産業省 環境省	措置済	「温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会」の第10回(平成27年2月13日)、第11回(同年3月19日)、第12回(平成28年6月17日)にて検討を行い、パブリックコメント実施した上で、平成28年12月27日に通達「電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」を改正し、料金メニューに応じたCO2排出係数(メニュー別排出係数)の算出・公表に係る具体的方法を定めた。 ※電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について(平成28年12月27日経済産業省産業技術環境局長・資源エネルギー庁長官・環境省地球環境局長通達) http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/calc/cm_ec_H28/full.pdf ※温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会 http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc/kento http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/energy_environment.html#meti0004568	当該通達に沿って、メニュー別排出係数の算出・公表に係る運用を適切に実施していく。
・冷媒							
71	冷凍空調機器への新冷媒の使用基準の整備	現在主に使われている冷媒に比べて、地球温暖化に対する影響が小さいHFC-32等のガスについて、冷凍空調機器の冷媒として円滑に使用できるよう、技術的事項について検討し、検討を踏まえ利用に伴う条件の緩和や適用除外の措置を講じることについて検討し、結論を得る。	平成25年度検討開始、平成25年度以降平成27年度までに順次結論、結論を得次第順次措置	経済産業省	措置済	HFC-32等の微燃性ガスについて、高圧ガス保安法冷凍保安規則(昭和四十一年五月二十五日通商産業省令第五十一号)において不活性に位置づけ、高圧ガスの製造のための施設の位置、構造及び設備に係る技術上の基準等に必要な措置を講じた(平成28年11月1日付け改正)。	—
・リサイクル							
73	プラスチック製容器包装の再商品化及び入札制度の在り方	容器包装リサイクル法を所管する府省において、入札制度を含め、プラスチック製容器包装の再商品化の在り方を根本から再検討する。その際、材料リサイクル手法とケミカルリサイクル手法における環境負荷低減の効果、競争促進による経済コストの低下、再商品化製品の価値評価といった観点での検討が重要である。	平成25年度検討開始、平成26年度結論を得次第措置	経済産業省 環境省	措置済	容器包装リサイクル法附則に基づき、産業構造審議会及び中央環境審議会の合同会合を平成25年9月から平成28年5月に渡り18回開催し、プラスチック製容器包装リサイクルの再商品化の在り方も含めた、容器包装リサイクル制度全体の施行状況の点検を行った。合同会合とりまとめの報告書において、プラスチック製容器包装の再商品化の在り方については、材料リサイクル手法及びケミカル手法のそれぞれに課題があることを踏まえ、現在の多様な再商品化手法のバランスの取れた組合せを保ちつつ、優良な事業者が事業の先行きを見通して、安定して投資を継続し、ポテンシャルを伸ばし、健全な競争ができるよう、再商品化手法の特徴と再生材市場に応じた環境を整備することが必要とされた。その後、総合的評価制度や入札制度がそれぞれ見直され、それらに基づく運用が平成29年度向けの入札から行われた。	—

2. 保育分野の実施状況等について

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容	
2	保育所への株式会社・NPO法人等の参入拡大	「新制度を見据えた保育所の設置認可等について」(平成25年5月15日雇児発0515第12号)発出後の株式会社等多様な主体の参入状況について調査を行い、公表する。	平成25年度以降 平成29年度まで 毎年度措置	厚生労働省	措置済	○平成25年4月現在の状況を調査し、公表した。 平成26年4月現在の状況を調査し、公表した。 平成27年4月現在の状況を調査し、公表した。 平成28年4月現在の状況を調査し、公表した。 ○調査対象:都道府県、指定都市、中核市	平成29年度は社会福祉施設等調査によって、多様な主体の参入状況を把握する予定(規制改革推進室には協議済み)
3	利用者のニーズに応えた保育拡充	5年間で認可保育所への移行を目指す認可外保育施設は、改修費や運営費等の支援対象とする。	平成25年度に措置し、平成29年度まで措置を行う。	厚生労働省	措置済	平成25年6月6日及び10月18日付けで安心こども基金の管理運営要領を改正し、改修費や運営費等を支援対象とした。 平成25年度補正予算及び26年度予算において「待機児童解消加速化プラン」に必要な経費を一体的に確保。 同プラン推進のため、平成27年度、平成28年度及び平成29年度予算において「保育対策総合支援事業費補助金」及び「子どものための教育・保育給付費補助金」により、必要な経費を確保。	引き続き待機児童解消加速化プランを推進
4		保育所の設置基準は、地方公共団体が条例において定めることとされているところであり、地方公共団体における当該条例の制定状況や当該設置基準の運用状況について、現行制度で保育計画を策定することとされている地方公共団体に対し調査を行い、公表する。	平成25年度以降 平成29年度まで 毎年度措置	厚生労働省	措置済	○平成25年10月現在の状況を調査し、公表した。 平成26年12月現在の状況を調査し、公表した。 平成27年12月現在の状況を調査し、公表した。 ○調査対象(平成26年度):都道府県、指定都市、中核市待機児童数が50人以上の市区町村(指定都市、中核市を除く。)(87自治体)	平成29年度も同様に調査を実施する予定

5. 創業等分野の実施状況等について

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
①リスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出							
9	総合取引所の実現に向けた取組の促進	昨年9月に成立した改正金商法の着実な実施を始め、総合的な取引所の実現に向けて所要の整備に積極的に取り組む。	平成25年度検討・結論	金融庁 農林水産省 経済産業省	検討中	総合取引所の実現に向けた規定を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第86号)に係る関係政府令等を整備した(平成26年3月11日及び同年9月1日に施行)。	引き続き、総合的な取引所の実現に向けて積極的に取り組む。
③国民の利便性の確保や事業の効率化・低コスト化による最適なビジネス環境の整備							
18	ビッグデータ・ビジネスの普及(匿名化情報の取扱い)②	個人情報の保護を確保しつつ、ビッグデータ・ビジネスの普及を図る観点から、各省庁が策定している事業等分野ごとのガイドライン(※)で活用できるよう、どの程度データの加工等を行えば「氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができることとなるものを含む。)」には当たらない情報となるのか等、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを策定する。 (※)27分野40ガイドライン	平成26年上期措置	個人情報保護委員会	措置済	平成27年9月に個人情報保護法の改正法(※)が成立し、匿名加工情報(特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)の概念が新設され、その加工基準等は個人情報保護委員会規則で定めることとされた。これを受けて、同委員会において、法案の国会審議における議論、関係者からのヒアリング及びパブリックコメントを踏まえて、平成28年10月に匿名加工情報の取扱い等に係る政令及び規則が公布された。さらに、平成28年11月には、あらゆる事業者に汎用的に適用される「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)」を、平成29年2月には、事業者が匿名加工情報を作成するための考え方や手法を示した個人情報保護委員会事務局レポートを公表した。 また、平成28年度は改正個人情報保護法及び規則・ガイドライン等について重点的な周知・啓発を行い、全国47都道府県において説明会を開催したほか(28年度末時点で計192回)、ラジオや新聞を活用した広報を実施した。 ※個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第65号)	改正個人情報保護法の円滑な全面施行(平成29年5月30日)に向けて、引き続き、規則・ガイドラインの周知等を行ってまいりたい。

【規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定分)】

1. 健康・医療分野の実施状況等について

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
①新たな保険外併用の仕組みの創設							
1	困難な病気と闘う患者からの申出を起点とする新たな保険外併用の仕組みの創設	<p>困難な病気と闘う患者からの申出を起点として、国内未承認医薬品等の使用や国内承認済みの医薬品等の適応外使用などを迅速に保険外併用療養として使用できるよう、保険外併用療養費制度の中に、新たな仕組みとして、「患者申出療養(仮称)」を創設し、患者の治療の選択肢を拡大する。このため、次期通常国会に関連法案の提出を目指す。</p> <p>①安全性・有効性等の迅速な確認及び適切な実施体制の構築</p> <p>未承認の診療に関する豊富な知見を有する臨床研究中核病院と患者に身近な地域の医療機関が、診療内容に応じて連携協力を図りながら、患者からの申出に係る診療をできる体制を構築する。</p> <p>具体的には、「患者申出療養(仮称)」としての前例がある診療については、臨床研究中核病院の他、患者に身近な医療機関(予定協力医療機関)が、患者からの申出を受け、前例を取り扱った臨床研究中核病院に対して申請(共同研究の申請)する。申請から原則2週間で臨床研究中核病院が判断し、受診できるようにする。</p> <p>前例がない診療については、臨床研究中核病院が患者からの申出を受け、国に対して申請する。申請から原則6週間で国が判断し、受診できるようにする。このとき、患者に身近な医療機関を最初から対応医療機関(協力医療機関)として申請(共同研究の申請)する場合は、その医療機関で受診できるようにする。</p> <p>その際、国において、専門家の合議で安全性・有効性を確認する際の議論や手続を迅速かつ効果的に進めるため、運営の在り方について、新しい仕組みの施行までに検討する。</p> <p>②対応医療機関の充実</p> <p>臨床研究中核病院は、15か所に限定することなく、要件を満たせば追加していく。</p> <p>臨床研究中核病院が申請時に対応医療機関(共同研究の予定協力医療機関)のリストを添付し、患者が身近に受診できる医療機関を周知する。</p> <p>臨床研究中核病院の承認により、対応医療機関(協力医療機関)を随時追加する。この旨、厚生労働省からも要請する。</p> <p>③保険収載に向けた実施計画の作成及び実施計画の対象外の患者への対応</p> <p>「患者申出療養(仮称)」においても、保険収載に向け、治験等に進むための判断ができるよう、実施計画を作成し、国において確認するとともに、実施に伴う重篤な有害事象や実施状況、結果等について報告を求める。</p> <p>また、実施計画の対象外の患者から申出があった場合は、臨床研究中核病院において安全性、倫理性等について検討を行った上で、国において専門家の合議により実施を承認する。</p>	平成27年度措置(次期通常国会に関連法案の提出を目指す)	厚生労働省	措置済	<p>平成27年5月に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づき、平成28年4月1日より、患者申出療養制度を施行している。</p> <p>その後2技術が患者申出療養として承認され、現在実施されている。</p> <p>・1技術目: バクリタキセル腹腔内投与及び静脈内投与並びにS-1内服併用療法 平成28年10月14日に患者申出療養として実施可能である旨申請者に通知</p> <p>・2技術目: 耳介後部コネクタを用いた植込み型補助人工心臓による療法 平成29年3月3日に患者申出療養として実施可能である旨申請者に通知</p>	患者申出療養の実施状況の把握を行うとともに、新たな申出に対しては患者申出療養評価会議を開催し、適切な対応を行う。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
②介護・保育事業等の経営管理の強化とイコールフットイング確立							
5	補助金等の情報開示	厚生労働省は、全国の社会福祉法人が国や地方自治体から受けている補助金等の状況を一元的に把握し、国民に分かりやすく開示する。	電子開示システムの構築に合わせて措置	厚生労働省	措置済	社会福祉法人に関する情報に係るデータベースの整備を図ること等の内容を盛り込んだ「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第21号)が平成28年3月に成立した。また、システム構築に必要な予算(27年度補正予算)を措置し、システム構築に係る手続を開始した。	社会福祉法人に関する情報を一元的に開示するシステムは、すでに試行運用を経て構築されており、6月1日から稼働する予定。なお、この中では、公費による収入とその他の収入を区分した上で公表されることとなっている。
7	役員報酬等の開示	厚生労働省は、社会福祉法人の役員に対する報酬や退職金などについて、その算定方法の方針や役員区分ごとの報酬等の総額(役員報酬以外の職員としての給与等も含む)の開示を義務付ける。	平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省	措置済	社会福祉法人に対して理事等に対する報酬等の支給基準や役員区分ごとの報酬等の公表を義務付けること等の内容を盛り込んだ「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第21号)が平成28年3月に成立した。これを受けて、同年11月11日付で「社会福祉法人の認可について」の一部改正について」を発出した。この中で、定款に報酬等の算定の根拠を示すこと等を規定している。また、定款や、役員区分ごとの報酬総額等が記載された現況報告書等は、改正社会福祉法第59条の2に基づき、公表することとされている。	—
8	内部留保の明確化	厚生労働省は、内部留保の位置付けを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促す。	平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省	措置済	貸借対照表上の純資産の額から事業を継続するために必要な財産の額を控除した額を再投下可能な財産額(社会福祉充実残額)と位置付け、社会福祉充実残額のある法人は、社会福祉充実計画を作成し、社会福祉事業の拡充等に計画的に再投資すること等の内容を盛り込んだ「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第21号)が平成28年3月に成立した。また、平成29年1月24日付で「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」を発出した。この中で、社会福祉充実残額の算定方法や社会福祉充実計画の策定方法について規定している。	—
14	所轄庁による指導・監督の強化	厚生労働省は、所轄庁における指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その工程表を策定する。	平成26年度検討・結論、平成27年度措置	厚生労働省	措置済	「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第21号)により、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化や運営の透明性の向上が図られたことを踏まえ、所轄庁による指導監督の機能強化を図る観点から、監査のガイドラインや監査を担う人材の育成プログラムに定める工程表を策定した。	平成29年4月に、監査のガイドラインを含む「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」を発出するとともに、平成29年5月から6月にかけて所轄庁に対する人材育成のための研修会を実施する予定。
19	社会貢献活動の義務化	厚生労働省は、すべての社会福祉法人に対して、社会貢献活動(生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供、生活保護世帯の子どもへの教育支援、高齢者の生活支援、人材育成事業など)の実施を義務付ける。そのために、社会貢献活動の定義の明確化や会計区分の整備、社会貢献活動への拠出制度の創設などの検討を行う。	平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省	措置済	以下の内容を盛り込んだ「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第21号)が平成28年3月に成立した。 ・ 社会福祉法人の地域における公益的な取組の責務として、社会福祉法人は、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならないことを明確化すること。 ・ 貸借対照表上の純資産の額が事業の継続に必要な財産額を超える法人については、社会福祉充実計画を作成しなければならないこと。 これを受けて、地域における公益的な取組については同年6月1日の「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」において、定義や判断基準を明確化し、社会福祉充実計画等については平成29年1月24日の「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」において、社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画(地域公益事業を含む。)の策定について規定した。	—

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	

④最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築

42	プライマリ・ケア体制の確立	<p>プライマリ・ケアを専門に担う医師が地域住民の身近な存在としての診療を担い、高度な医療を行う病院との適切な機能分化を進めるため、</p> <p>①プライマリ・ケアを専門に担う医師の育成に向けて、当該専門性に係る卒後の教育・研修制度(疾病や傷害の予防、介護、保健、福祉等、地域医療に必要な知識を広く習得する仕組み)や、当該専門性に係る資格の更新制度、診療の質を維持するための継続的な研修の検討に対し、必要な支援を行う。</p> <p>②プライマリ・ケアを専門に担う医師について、その専門性に係る資格等の在り方を踏まえ、医療広告制度の見直しを行う。</p> <p>③プライマリ・ケアと高度医療の適切な機能分化に向けて、プライマリ・ケアを専門に担う複数の医師が連携して24時間の対応を行う取組を支援する等、プライマリ・ケアの提供体制を整える措置を検討し、結論を得る。</p>	<p>①平成26年度措置</p> <p>②①の検討終了後早期に検討開始、平成27年度結論、平成28年度措置</p> <p>③平成26年度検討開始、平成27年度結論</p>	厚生労働省	<p>① 措置済</p> <p>② 検討中</p> <p>③ 措置済</p>	<p>①平成26年度、平成27年度及び平成28年度に総合診療専門医を含む新たな専門医について、研修体制や専門医資格等にかかる認定・更新基準の検討を行っている一般社団法人日本専門医機構に対し、情報システム開発等の必要な支援を実施。</p> <p>②総合診療専門医を含む新たな専門医の仕組みについては、日本専門医機構において、更新制度を含む研修制度の検討を行い、平成29年度から養成を開始することとされていたが、医師偏在の懸念が地域医療関係者から示されたことから、養成開始が1年延期され、現在、日本専門医機構において、平成30年度からの養成開始に向けた準備・検討を行っているところ。広告制度に関しては、平成28年3月に「医療情報提供内容等のあり方に関する検討会」を設置した。</p> <p>③地域医療介護総合確保基金により、都道府県計画に基づき、24時間365日体制で在宅医療等を提供する多職種連携チームの立ち上げ支援や在宅診療等に係る医師等の24時間オンコール体制の支援などを実施。</p>	<p>①平成29年度予算において、日本専門医機構に対する情報データベース作成等の支援事業を計上。</p> <p>②日本専門医機構における準備状況等を踏まえ、新たな専門医の仕組みの運用方針について関係者の合意が得られ次第、「医療情報提供内容等のあり方に関する検討会」等において、総合診療専門医を含む新たな専門医の広告について検討を行い、その結果に基づき所要の手続きを行う。</p> <p>③都道府県の実施状況を踏まえ、引き続き事業実施を支援。</p>
----	---------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------	-------	----------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

閣議決定に示された内容が実施されていない。

⑦保険者機能の充実・強化に向けた環境整備

52	保険者がまず全ての診療報酬明細書の点検を可能とする仕組みの導入	<p>現行法において、審査支払機関の審査の前に点検することを希望する保険者は、希望どおりに支払基金又は国保連が審査する前に請求内容の点検を行い、疑義がある診療報酬明細書のみを支払基金又は国保連に審査依頼を行うことが選択可能である。このことを前提として、審査支払業務の効率化を図るべきとの指摘を踏まえ、必要となるシステムの改修、保険者に周知すべき手続内容、審査手数料の在り方等について検討を行い、結論を得る。</p>	<p>平成26年度検討・結論、結論を得次第措置</p>	厚生労働省	未措置	<p>平成26年6月の「規制改革実施計画」の閣議決定以降、この仕組みについて、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会及び厚生労働省の三者で必要となるシステム改修、保険者に周知すべき手続内容、審査手数料の在り方等に関する検討を行い、案を作成したところである。</p> <p>なお、本仕組みについて、委託契約を結ぶ当事者である健康保険組合連合会と支払基金において検討することとなるが、当該案を保険者(健康保険組合)に説明したところ、複数の課題が残っているため、健保連のもとに検討グループが立ち上げられ、厚労省も交えて、主に実務的な面から更に詰めが行われ、平成27年9月には中間とりまとめが行われた。</p> <p>中間とりまとめでは、「現時点での検討における当該制度によるレセプトの審査・点検にかかる全体の費用削減効果は、10%のレセプトが対象となったとしても限定的となる見込みである。」とされた。</p> <p>また、「今後、当該制度に多くの保険者が参加し、真に有効な制度として構築していくためには、診療報酬(体系・点数表)、審査支払等の在り方の検討を進め、前提となる支払基金の体制の在り方(支払基金法の改正等)、点検水準維持のための施策等についてのさらなる検討が必要。」とされた。</p> <p>昨年 規制改革会議健康・医療WGからの「診療報酬の審査の効率化と統一性の確保」に係る指摘を踏まえ、厚労省において「データヘルズ時代の質の高い医療の実現に向けた有識者検討会」を開催し、これからの審査の在り方等について検討し、平成29年1月12日に報告書を公表した。</p>	<p>有識者検討会における検討内容を踏まえ、確実に改革を早期実現していくために、支払基金と厚生労働省において利用者である保険者等の意見も聞きながら、新たなシステム刷新計画等も見据え、具体的なスケジュールや内容などを盛り込んだ支払基金業務効率化計画・工程表について、平成29年春を目処に基本方針を取りまとめることとしている。</p>
----	---------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------	-------	-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 雇用分野の実施状況等について

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容	
5	有料職業紹介事業等の規制の見直し	健全な就労マッチングサービスの発展の観点から、下記の事項を含め、職業紹介、求人広告、委託募集、労働者派遣等の有料職業紹介事業等に関する制度の整理・統一を含めた必要な見直しを行う。 ①多様な求職・求人ニーズに対し業態の垣根を越えて迅速かつ柔軟にサービスを提供することを可能とする制度の在り方 ②IT化等による新しい事業モデル・サービスに対応した制度の在り方 ③その他有料職業紹介事業等をより適正かつ効率的に運営するための制度の在り方	平成26年度検討開始	厚生労働省	措置済	平成28年12月13日の労働政策審議会において、職業紹介事業の機能強化や求人情報等の適正化を主な内容とする建議がとりまとめられた。 これを踏まえ、職業安定法改正を含む雇用保険法等の一部を改正する法律案を第193回通常国会に提出し、平成29年3月31日に成立した。	円滑な施行に向けて、事業主や労働者等への改正法の周知を行う。

3. 創業・IT等分野の実施状況等について

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
①創業・新規ビジネスの創出・拡大							
8	国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等(成果の評価)	「官民ファンドの運営に係るガイドライン」(平成25年9月27日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定)に基づき、監督官庁として、産業競争力強化法に定める政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、認定特定研究成果活用支援事業者による投資内容及び投資実行後の状況等について適切に定期的な検証を行い、結果を公表する。	平成26年度以降継続的に実施	文部科学省 経済産業省	—	産業競争力強化法(平成二十五年十二月十一日法律第九十八号)に基づき、認定特定研究成果活用支援事業者より、実施状況の報告があり、確認を行った。また、本事業については、国立大学法人評価委員会において評価を行うことになっており、平成27年度実績については、平成28年11月に結果を公表した。	各事業年度終了後三月以内の報告及び国立大学法人評価委員会を通じて、認定特定研究成果活用支援事業者による投資内容及び投資実行後の状況等の検証を行う。
9	国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等(制度の在り方)	認定特定研究成果活用支援事業者が実施する特定研究成果活用支援事業についての定期的な検証(投資案件の決定等の経営判断が、国立大学法人等から独立性・中立性を確保してなされているかについての検証を含む。)の結果をもとに、当該事業の枠組みの在り方について検討し、必要に応じて所要の措置をとる。	平成26年度以降継続的に検討、必要に応じて措置	文部科学省 経済産業省	—	産業競争力強化法(平成二十五年十二月十一日法律第九十八号)に基づき、認定特定研究成果活用支援事業者より、実施状況の報告があり、確認を行った。また、本事業については、国立大学法人評価委員会において評価を行うことになっており、平成27年度実績については、平成28年11月に結果を公表した。	各事業年度終了後三月以内の報告及び国立大学法人評価委員会を通じて、認定特定研究成果活用支援事業者による投資内容及び投資実行後の状況等の検証を行う。
11	研究設備に対する高圧ガス規制の緩和(許可制度の緩和)	高圧ガス使用量が100m ³ /日未満の研究設備について、国際競争力の維持・向上を図る必要があることを踏まえつつ、災害のリスクが微小な設備にあっては、新設・変更時に必要となる手続の簡素化に向けて届出となる対象範囲を拡大するなど、規制の合理化を図る具体的な方法について、事業者の要望を確認しつつ、検討し結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講じる。	平成26年度検討開始、平成27年度結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済	高圧ガスの処理能力が100m ³ /日未満の製造設備について、独立・非連結のものについては処理量を合算しないことができることとし、当該製造設備は第二種製造者として手続を簡素化することについて、平成28年3月9日に開催された産業構造審議会保安分科会高圧ガス小委員会にて結論を得た。当該結論を踏まえ、平成28年11月1日付けで、高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)を改正した。	—
②ITによる経営効率化							
29	公的機関からの電子的手段による通知の促進②	各納税義務者が専用のホームページ上で税額を参照できる仕組みについて、社会保障・税番号制度におけるマイ・ポータルとの機能と併せて検討を行う。	マイ・ポータルの検討状況にあわせ検討・結論	総務省	未措置	IT総合戦略本部新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会において、マイナンバーのあり方を議論しているところであり、各納税義務者が専用のホームページで税額を参照できる仕組みについて、マイナンバーの機能と併せて検討を行った。	各納税義務者が、マイナンバーの自己情報を表示する機能により、平成29年7月から自らの個人住民税額を参照できる仕組みが構築される予定。
31	非対面サービスでの本人確認、年齢確認	非対面での本人確認については、FATF勧告への対応を含むマネー・ロンダリング対策として必要な水準を維持しつつ、国民や法人等の利便性を高める観点から、公的個人認証サービスの民間活用を含む非対面で完結する本人確認方法について、事業者等からの具体的な提案に基づき検討を行い、結論を得る。	事業者等からの具体的な提案が行われ次第、速やかに検討・結論	警察庁 総務省	—	事業者等からの具体的な提案に基づき検討を行うこととされているところ、現時点において、事業者等からの具体的な提案がなされていない。なお、公的個人認証の民間利用拡大に関する規定を含む、犯罪収益移転防止法施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)の改正が行われた(平成27年9月18日公布、当該規定部分は28年1月1日施行済み)。	今後、事業者等から具体的な提案が行われ次第、マネー・ロンダリング対策の必要性和取引の利便性とを勘案しつつ、具体的な検討を行う予定。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
32	教育情報化の推進に関する制度見直し等	実証研究などの状況を踏まえつつ、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度などの在り方について、平成26年度までに課題を整理し、平成28年度までに導入に向けた検討を行う。	平成26年度検討開始、平成28年度結論	文部科学省	措置済	「デジタル教科書」の位置付け及びこれに関連する教科書制度の在り方について専門的な検討を行い、平成28年12月に最終報告を取りまとめたところ。	平成28年12月に取りまとめた有識者会議の最終報告書の内容等も踏まえ、次期学習指導要領の実施に合わせてデジタル教科書を使用することができるよう、必要な制度改正や関連する準備作業を行う。
33	現況地形及び施工図の3D化・配信の推進	公共事業の計画から調査・設計、施工、維持管理、更新に至る一連の過程において、3次元モデルを活用し、一連の建設生産システムの効率化・高度化を図るCIM(Construction Information Modeling)について、試行を行いつつ、制度設計を行う。平成26年度には3次元モデルを用いた数量計算手法の活用及び設計成果の納品基準の策定等について検討を行う。	平成26年度検討	国土交通省	検討中	・CIM事業における成果品作成の手引きの策定 ・CIM導入ガイドラインの策定	・「CIM導入ガイドライン」、「CIM事業における成果品作成の手引き」をもとにCIMを運用し、効果検証等を行う。
37	金融機関に対する取引照会の一元化(国税に係る調査等における取引照会のオンライン化)	取引照会に係る電子化については、関係する金融機関等の意向を聴取するとともに、国税当局、及び各金融機関におけるシステム改修のスケジュールや費用、社会保障・税番号制度の運用開始や今後の当該番号制度における利用範囲を巡る議論の動向などを十分踏まえながら、双方向オンライン化も含め、具体的方法や時期を検討する。	平成26年度以降継続的に検討し、番号制度を巡る議論の状況を踏まえた上で、出来るだけ早期に結論を得る(結論に応じ、その後3年以内を目途に必要な措置)	財務省	措置済	本件閣議決定においては、取引照会のオンライン化の前提として、①照会文書の用語・様式の統一化、②取引照会の回答の電子媒体による提出が要望されており、当該2点の要望事項については、業界団体との協議を経て、措置した。これらを措置しつつ、取引照会のオンライン化については、取り扱う情報の重要性に鑑み、十分なセキュリティが確保できる具体的な方法として、国税電子申告・納税システム(e-Tax)の枠組みを利用したオンライン照会システム案を業界団体に提案するとともに、当該システムを開発した場合における参入の意思等を聴取した。これに対し、各業界団体からは、現時点で、財務省(国税庁)だけが先行してオンライン化を進めることにより、①従来どおり紙媒体での照会事務を継続する他官庁との間で事務処理手順が異なることによる事務の煩雑化、②各官庁が順次システム開発を行うことによるシステム開発費用の高騰が懸念されることから、当該システムへの参入について否定的な意見が多数寄せられた。なお、金融機関の中には、帳簿書類について紙媒体で保存しているため、当該帳簿書類をデータ化した上で、オンラインで回答するためには大規模なシステム改修を伴うことから、オンライン化自体に強い抵抗感を持っている事業者も少なからず存在している状況である。以上のように、財務省(国税庁)においては、取引照会のオンライン化(双方向オンライン化を含む。)について、具体的方法や時期を検討してきたが、上記のとおり、金融機関側のニーズに必ずしも沿うものではないことから、業界団体から要望のあった①照会文書の用語・様式を統一すること、及び②照会文書に対する回答の電子媒体による提出を可能とすることについて措置したことをもって、措置済として検討を終了することとした。	左記の業界団体における懸念事項が払拭されない状況において、財務省(国税庁)が先行してオンライン化を進めた場合には、事務の効率化効果が極めて限定的である(個社によっては、むしろ事務量の増加につながる恐れがある)にもかかわらず、官民ともに多額の開発費用等を投下することになり、必ずしも業界団体のニーズに沿うものではないことが判明した。このため、双方向オンライン化の実施時期は、上記懸念事項が払拭された時が適切である。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
38	金融機関に対する取引照会の一元化(地方税に関する取引照会のオンライン化)	地方税に関する取引照会の電子化については、関係者の意見を何うとともに、国税当局等における取引照会の電子化に向けた取組状況や社会保障・税番号制度における個人番号の利用範囲を巡る議論の動向などを十分に踏まえながら、地方税に関する照会書の用語・書式の統一化に係る検討結果を基に具体的方法や時期を検討し、地方団体に対し対応を要請する。	平成26年度以降、継続的に検討し、国税当局等の取組状況や番号制度の議論の状況等を踏まえた上で、書式等の統一化に係る検討結果を基に結論を得る(結論に応じ、その後、速やかに措置)	総務省	検討中	(照会文書様式の統一化) 「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)において、「金融機関に対する取引照会の一元化(地方税に関する照会文書の用語・書式の統一化)」については、「国税における書式等の統一化の取組を踏まえ、以下の統一化の実施について、地方団体間で構成する協議会に対し、金融機関側の意向を伺いながら検討することを要請し、また検討結果についても連絡するよう要請する。①照会文書の依頼事項に関する用語②照会文書の書式(照会の種類や業種ごとに統一できる箇所を調整の上)」とされたことから、全国税務協議会に対して、統一化に関する検討を行うよう要請し、同協議会において平成27年度に検討が行われ、その検討結果について地方団体への周知等を行った。	(照会文書様式の統一化) 引き続き、地方団体への周知等を進める。 (照会手続の電子化) 今後、照会文書様式の統一化に係る地方団体の取組状況を踏まえ、検討を行う。
39	金融機関に対する取引照会の一元化(捜査関係事項に関する取引照会のオンライン化)	捜査関係事項に関する取引照会のオンライン化について、希望する金融機関があれば、実施に向けて検討する。	金融機関からの具体的な提案が行われ次第検討・結論・措置	警察庁	—	捜査関係事項に関する取引照会のオンライン化について、業界団体及び金融機関に対するヒアリングを行ったが、導入を希望する業界団体等がなかった。	今後、業界団体等から要望があった場合やオンライン化の必要性が生じた場合には、オンライン化に関する検討を再開する。

③産業の新陳代謝

44	流通・取引慣行ガイドラインの見直し等③	「規制改革に関する第2次答申」II 3(2)③アd.及びe.の指摘を踏まえ、いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等について、所要の検討を行う。	平成26年度検討開始	公正取引委員会	措置済	流通・取引慣行ガイドラインの改正案を平成28年3月28日に公表し、パブリックコメント手続を実施したところ、22件の意見が提出された。提出された意見を慎重に検討した結果、原案を維持することとし、いわゆるセーフ・ハーバーの市場シェア基準の水準を10%から20%に引き上げ、順位基準を廃止することを内容とする流通・取引慣行ガイドラインの改正を行った。(平成28年5月27日公表)	—
----	---------------------	----------------------------------------------------------------------------	------------	---------	-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

⑥その他民間事業者等の要望に応える規制改革

63	金融機関に対する取引照会の一元化(捜査関係事項に関する照会文書の用語・書式の統一化)	捜査関係事項に関する取引照会について、事務手続の簡素化の方向を目指すため、金融機関のヒアリングを行い、要望を踏まえ、用語・書式の統一化を実施する。	平成27年度措置	警察庁	—	業界団体及び金融機関に対するヒアリングを実施したところ、現時点において、直ちに用語・書式の統一化を図る必要性は認められなかった。	今後、用語・書式の統一化の必要性が生じた場合には、検討を再開する。
85	貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和③	引越シーズンにおいて貨物自動車運送事業者がレンタカーを使用できる期間を、以下にすることについて事業者ニーズを踏まえて検討し、結論を得る。 ・引越シーズン 3月1日から4月30日まで	平成26年度検討・結論・措置	国土交通省	—	要望元において改めてニーズ調査を行ったが、明確なニーズが示されなかった。	今後、業界団体や事業者等から明確なニーズが示された場合には、検討を再開する。

4. 農業分野の実施状況等について

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
①農地中間管理機構の創設							
1	農地中間管理機構の創設	<p>農地中間管理機構の創設に際しては、以下の諸点を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律を提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、都道府県及び農地中間管理機構の権限と責任の明確化 ・ 農地中間管理機構の機能にふさわしい体制 ・ 既存の制度の整理・合理化 ・ 事業目的に資する農地の借受け ・ 貸主に対する財政的措置の在り方 ・ 農地中間管理機構が貸付先を決定する公正な貸付けルールの明確化 ・ 農地中間管理機構の職務執行を監視・監督する機関の設置 ・ 農地中間管理機構の業務の再委託の禁止 	措置済み	農林水産省	措置済	<p>平成26年11月までに全都道府県で農地中間管理機構が設立された。</p> <p>毎年度、官邸の農林水産業・地域の活力創造本部等で実績の評価が行われ、機構を軌道に乗せるための方策についても整理されており、これに基づき、各都道府県で改善策が講じられているところ。</p>	<p>毎年度、機構の実績の検証・評価をしつつ、農地中間管理機構の本格稼働による着実な担い手への農地の集積・集約化を進める。</p>
②農業委員会等の見直し							
2	選挙・選任方法の見直し	<p>農業委員会の使命を的確に果たすことのできる適切な人物が透明なプロセスを経て確実に委員に就任するようにするため、選挙制度を廃止するとともに、議会推薦・団体推薦による選任制度も廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化する。その際、事前に地域からの推薦・公募等を行えることとする。これに伴い、市町村長は、農業委員の過半は認定農業者の中から選任し、また、利害関係がなく公正に判断できる者を必ず入れることとする。</p> <p>また、機動的な対応を可能とするため、農業委員は現行の半分程度の規模にする。</p> <p>さらに、女性・青年農業委員を積極的に登用する。なお、委員にはその職務の的確な遂行を前提としてふさわしい報酬を支払うよう報酬水準の引上げを検討するものとする。</p>	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省	措置済	<p>左記内容のうち法律上の措置が必要なものを盛り込んだ農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成28年4月1日に施行され、同年度中に約2割の農業委員会が新体制に移行した。</p>	<p>改正後の農業委員会等に関する法律(昭和26年法律88号)が現場で適切に運用されるよう指導・助言を実施する。</p>
3	農業委員会の事務局の強化	<p>農業委員会の事務局については、複数の市町村による事務局の共同設置や事務局員の人事サイクルの長期化の実施などにより業務の円滑な実施ができるよう体制を強化する。</p>	平成26年度検討・結論、平成27年度措置	農林水産省	措置済	<p>市町村長は農業委員会が行う知識・経験を有する職員の確保や資質の向上に向けた取組に協力するよう務めなければならない旨を盛り込んだ農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成28年4月1日に施行された。</p>	<p>改正後の農業委員会等に関する法律(昭和26年法律88号)が現場で適切に運用されるよう指導・助言を実施する。</p>

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
4	農地利用最適化推進委員の新設	農業委員会の指揮の下で、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など各地域における農地利用の最適化や担い手の育成・発展の支援を推進する農地利用最適化推進委員(仮称)の設置を法定化する。 なお、農地利用最適化推進委員は、農業委員会が選任することとし、その際事前に地域からの推薦・公募等を行えるようにする。農地利用最適化推進委員は、地域の実情に応じて必要数を選任し、報酬は、市町村ごとに一定のルールの枠内で支給することを検討する。	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省	措置済	左記内容のうち法律上の措置が必要なものを盛り込んだ農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成28年4月1日に施行され、同年度中に約2割の農業委員会が新体制に移行した。	改正後の農業委員会等に関する法律(昭和26年法律88号)が現場で適切に運用されるよう指導・助言を実施する。
5	都道府県農業会議・全国農業会議所制度の見直し	農業委員会の見直しに併せて、都道府県農業会議、全国農業会議所については、農業委員会ネットワークとして、その役割を見直し、農業委員会の連絡・調整、農業委員会の業務の効率化・質の向上に資する事業、農地利用最適化の優良事例の横展開、法人化の推進、法人経営等担い手の組織化及びその経営発展の支援、新規参入の支援等を行う法人として、都道府県・国が法律上指定する制度に移行する。	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省	措置済	左記内容を盛り込んだ農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成28年4月1日に施行され、都道府県農業会議及び全国農業会議所が都道府県知事及び農林水産大臣から農業委員会ネットワーク機構として指定された。	—
6	情報公開等	農業委員会は、その業務の執行状況を農業者等の関係者に分かりやすくタイムリーに情報発信するものとする。 また、農業委員会は、農地の利用状況調査を毎年、確実にに行い、農地ごとにその利用状況を公表する。 農林水産省及び都道府県農政部局は、農業委員会の業務の執行状況に関する情報公開を行い、農業委員会に対する適切な助言、支援等を行う。	平成26年度検討・結論、平成27年度措置	農林水産省	措置済	農業委員会の業務の執行状況の公表については、本内容を盛り込んだ農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成28年4月1日に施行された。 農地の利用状況調査は、法令上毎年必ず実施しなければならないこととされており、通知でもその旨を周知徹底しているところ。 また、平成27年4月に農地ごとの利用状況をインターネット上で公表する農地情報公開のシステム(全国農地ナビ)を整備した。 農林水産省は、各農業委員会の業務の執行状況をホームページ上で公表することとし、都道府県農政部局にも同様の取組を行うよう要請済。	農林水産省及び都道府県農政部局は、各農業委員会の業務の執行状況について情報公開を実施するとともに、当該情報を基に助言、支援等を実施する。 利用状況調査の実施については、引き続き周知及び指導を継続。
7	遊休農地対策	農業委員会は、農地の利用関係の調整、農地中間管理権の取得に関する協議の勧告等の業務を着実に実施するものとするほか、農地中間管理機構が必要に応じて農業委員会に対して利用意向調査の実施を促す仕組みをつくる。	平成26年度検討・結論、平成27年度措置	農林水産省	措置済	農地中間管理権の取得に関する協議の勧告等について、着実な実施を図るため、助言、支援等を実施。 また、農地中間管理機構が必要に応じて農業委員会に対して利用意向調査の実施を促す仕組みを盛り込んだ農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成28年4月1日に施行された。	農地中間管理権の取得に関する協議の勧告等について、着実な実施を図るため、引き続き、助言、支援等を実施。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
11	転用利益の地域の農業への還元	農地流動化の阻害要因となる転用期待を抑制する観点から、転用利益の地域農業への還元等、公平で実効性のある方策について中長期的に検討を進める。	平成26年度検討開始	農林水産省	措置済	・有識者からなる「農地流動化の促進の観点からの転用規制のあり方に関する検討会」を開催し、関係者へのヒアリング及びアンケート調査を実施しつつ検討を進め、平成28年6月に論点整理を行い、平成29年3月に中間とりまとめを行った。	—

③農地を所有できる法人(農業生産法人)の見直し

13	事業拡大への対応等	更なる農業生産法人要件の緩和や農地制度の見直しについては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直し(法附則に規定)に際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ、検討し、結論を得る。 所有方式による企業の農業参入の自由化を検討する場合には、リース方式については事実上耕作放棄されたり産廃置場になった場合にリース契約解除による原状回復という確実な担保があることを踏まえ、これに匹敵する確実な原状回復手法(国の没収等)の確立を図ることを前提に検討するものとする。	原則として「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直しに併せて措置	農林水産省	未検討	農地中間管理事業の推進に関する法律の5年後見直し(平成31年)に際して検討することとなっているため。	農地中間管理事業の推進に関する法律の5年後見直し(平成31年)に際して検討。
----	-----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------	-------	-----	----------------------------------------------------	----------------------------------------

④農業協同組合の見直し

14 20	14～20の項目は、(1)①「農業協同組合改革の確実な実施」(1頁～3頁)に記載						
---------------	------------------------------------------	--	--	--	--	--	--

5. 貿易・投資等分野の実施状況等について

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
①対日投資促進							
6	社会保障協定の締結に向けた取組の推進	日本での滞在期間の短い外国人について、日本滞在中の年金保険料の支払いがより高齢年金の受給に結びつくよう、社会保障協定の締結に向けた取組を一層推進する。	平成26年度以降継続実施	外務省 厚生労働省	—	社会保障協定の締結については、これまでに16カ国との間で協定が発効している。また、現在スウェーデン、中国、トルコとの間で政府間交渉を、オーストリア、フィンランドとの間で当局間協議を実施している。	相手国の社会保障制度等も踏まえ、今後とも社会保障協定の締結に向けた取組を一層推進する。
②空港規制の緩和							
8	首都圏空港の更なる機能強化	平成26年度中に実現する年間合計発着枠75万回化達成以降の首都圏空港の更なる機能強化に向けて、具体的な方策の検討を進める。	平成25年度検討開始、関係者の合意が得られたものから順次措置	国土交通省	—	首都圏空港について、羽田空港の飛行経路の見直し、成田空港の高速離脱誘導路の整備等により、平成32年までに空港処理能力を約8万回拡大するための取組を推進しているところ。特に、羽田空港については、平成28年7月に、環境影響等に配慮した方策を策定し、機能強化に必要な施設整備に係る工事費、環境対策費を国が予算措置することについて、関係自治体から理解を得た。	首都圏空港について、羽田空港の飛行経路の見直し、成田空港の高速離脱誘導路の整備等により、平成32年までに空港処理能力を約8万回拡大するための取組を推進する。特に、羽田空港については、飛行経路の見直しに必要な航空保安施設や誘導路等の施設整備、環境対策を着実に進めるとともに、定期的に説明会を開催するなど、引き続き丁寧な情報提供を行う。
④相互認証の推進							
19	動物用医薬品の製品承認申請制度の合理化②(関係省庁の連携による国内承認審査の短縮化)	動物用医薬品の承認審査について、3府省(内閣府、厚生労働省、農林水産省)の連携を一層密にし、可能な限り各府省における手続を並行して進めるなど、審査期間を短縮する方策について具体的な検討を進める。	平成26年度継続検討、結論を得次第順次措置	農林水産省 内閣府 厚生労働省	未措置	動物用医薬品の承認審査手続については、関係府省において審査期間を短縮するための手続の見直しを行い、関係府省で同時並行的に審査を進めることが可能となるよう、平成28年9月30日付で関連通知を改正し、並行審査の運用を開始したところ。	—
20	自動車の燃費、排ガスの試験方法の見直し	「乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法(WLTP)」の速やかな国内導入について中央環境審議会等で検討し、結論を得次第導入する。	平成26年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	経済産業省 国土交通省 環境省	措置済	平成26年3月に国連自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において成立した乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法(WLTP)に関し、平成27年2月、中央環境審議会において、国内排出ガス試験法への導入等が答申された。また、総合資源エネルギー調査会と交通政策審議会の合同会議において、検討を行い、平成28年3月25日にWLTPを国内燃費試験法に導入することを決定し、とりまとめを行った。答申及びとりまとめを踏まえ、WLTPを国内排出ガス・燃費試験法に導入するため、平成28年10月31日までに「自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令(昭和54年通商産業省・運輸省令第3号)」及び「自動車排出ガスの量の許容限度(昭和49年環境庁告示第1号)」等の関係告示について改正を行った。	—

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
23	電気用品安全法に基づく情報通信機器の技術基準の国際標準との整合化加速②(J規格と最新のIEC規格の迅速な整合化の推進)	今後IEC規格の改定があった場合、産業構造審議会製品安全小委員会電気用品整合規格検討ワーキンググループを活用し、当該IEC規格に整合したJIS等の公的規格を速やかに電気用品安全法に基づく技術基準(J規格)に反映させる。	平成26年以降継続実施	経済産業省	—	これまで産業構造審議会製品安全小委員会電気用品整合規格検討ワーキンググループを9回開催し、計92規格について最新のIEC規格との整合化を図った。	第10回電気用品整合規格検討ワーキンググループを平成29年5月に開催し、IEC規格の改定があった22規格の整合規格案の採用の是非について審議を行う予定としている。 引き続きJ規格と最新のIEC規格の迅速な整合化を推進していく。
28	動物用ワクチン製造におけるシードロットシステムの対象拡大	組換えワクチンへのシードロットシステムの導入のため、品質を確保するための検査方法等の検討を進め、その結果を踏まえて、関係法令に反映させていく。	平成26年度継続検討、平成27年度を目処に結論、結論を得次第措置	農林水産省	措置済	組換えワクチンへのシードロットシステムの導入について、薬事・食品衛生審議会で審議し、了承済(平成28年3月14日)。平成28年9月30日付けで関連告示を改正し、運用を開始。	—
31	家庭用品品質表示の国際整合化②(表示内容の見直し)	各品目の表示義務を、事業者の自主性を発揮させるとともに、消費者にとって正しく分かりやすい表示方法にする観点から、消費者が理解可能な必要最低限の表示内容とする。	平成26年度検討開始、平成26年度以降平成28年度までに順次結論、結論を得次第順次措置	消費者庁	措置済	平成26年度に関係事業者等に対するヒアリング調査及び意見交換会を実施し、表示内容の見直しに対するニーズを把握した。これを踏まえ、平成27年度には、繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品各分野の事業者等と計10回の勉強会を開催し、専門的・技術的観点から実現可能性のある改正の内容を取りまとめた。その結果を基に、家庭用品品質表示法施行規則(昭和37年通商産業省令第106号)、繊維製品品質表示規程(平成29年消費者庁告示第4号)、合成樹脂加工品品質表示規程(平成29年消費者庁告示第5号)、電気機械器具品質表示規程(平成29年消費者庁告示第6号)及び雑貨工業品品質表示規程(平成29年消費者庁告示第7号)を改正した(平成29年3月30日公布)。	改正した家庭用品品質表示法施行規則(昭和37年通商産業省令第106号)、繊維製品品質表示規程(平成29年消費者庁告示第4号)、合成樹脂加工品品質表示規程(平成29年消費者庁告示第5号)、電気機械器具品質表示規程(平成29年消費者庁告示第6号)及び雑貨工業品品質表示規程(平成29年消費者庁告示第7号)は、平成29年4月1日に施行予定である。ただし、新たに追加された品目についての改正部分は平成30年4月1日施行予定である。
32	家庭用品品質表示の国際整合化③(表示・試験方法の見直し、海外への情報発信)	消費者の利益の擁護及び増進の観点の基本しつつ、事業者のグローバル展開の促進を一層図るため、諸外国における表示制度を参考として表示方法や試験方法を見直すとともに、家庭用品品質表示法(下位規範を含む。)を英文化する。	平成26年度検討開始、平成26年度以降結論を得次第順次措置	消費者庁	未措置	国際規格に合わせて洗濯表示に関する繊維製品品質表示規程(平成9年通商産業省告示第558号)を改正した(平成27年3月31日公布、平成28年12月1日施行)。また、電気冷蔵庫に関するJIS規格の改正を踏まえて電気機械器具品質表示規程を改正した(平成28年3月1日公布・施行)。そのほか、繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品各分野の表示内容について、No.31において記載したとおり、品質表示規程の改正を行った(平成29年3月30日公布)。また、平成28年度に家庭用品品質表示法施行令(昭和37年政令第390号)及び同施行規則(昭和37年通商産業省令第106号)を英文化した。	No.31において記載したように、改正した家庭用品品質表示法施行規則等について、平成29年4月1日に施行予定である。また、平成29年度に繊維製品品質表示規程(平成29年消費者庁告示第4号)、合成樹脂加工品品質表示規程(平成29年消費者庁告示第5号)、電気機械器具品質表示規程(平成29年消費者庁告示第6号)及び雑貨工業品品質表示規程(平成29年消費者庁告示第7号)を英文化することを予定している。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容	
⑤輸出入の円滑化、通関手続の合理化							
44	重水素化合物等の化合物についての輸出規制の合理化	重水素及び重水素化合物の輸出規制について、国際レジーム(NSG)における規制の趣旨や米国など諸外国の状況を踏まえ、より合理的な制度の在り方について、引き続き検討していく。	平成26年度検討開始、結論を得たものから順次措置	経済産業省	検討中	重水素及び重水素化合物の輸出規制については、国際輸出管理レジーム(NSG)における規制の趣旨や米国などの諸外国の運用等を踏まえ、検討中。	諸外国の運用状況の把握を行いつつ、国際輸出管理レジーム(NSG)の会合対応等を含め、より合理的な制度の在り方について引き続き検討していく予定。
⑥入管政策の改定							
47	トランジット・ビザ発給方法の見直し	トランジット・ビザの申請・発給に当たっては、外国人旅行者の利便性を高める観点から、諸外国や当該対象国の状況を踏まえ、申請手法及び提出書類等の簡素化・迅速化について、必要に応じ見直しを行う。	平成26年度検討開始、結論を得たものから順次措置	外務省	—	トランジットビザに関しては、観光目的等の他の短期滞在ビザに比して、査証料金が低価格であり、申請時の提出書類が少ない。また、これに加えて代理申請機関・代理人による申請が認められており、既に申請手法及び提出書類等の簡素化・迅速化が図られているところ、現時点において見直しの必要性は認められない。	トランジット・ビザに関しては、既に観光目的等の他の短期滞在ビザに比して、ビザ手数料を低く、また申請時の提出資料も少なくする等の簡素化を行っているが、ハブ空港化など新たな需要についても引き続き注視していく。
49	クルーズ船入港時の入国審査手続の見直し②(海外臨船審査の導入・拡大)	クルーズ船の外国人乗客に対する海外臨船審査の導入・拡大について、公海上で入国審査手続を可能にするために船籍国との協議を加速するなど、所要の措置について検討する。	平成26年度以降も引き続き検討、結論を得たものから順次措置	法務省	措置済	公海上の外国籍クルーズで入国審査手続を行うことに関し船籍国に対して、個人識別情報を受けることについて同意を求め、平成28年6月、同意を得た国のクルーズ船において海外臨船審査を実施した。	平成28年6月に実施した海外臨船審査の結果を踏まえ、より効率的な審査の在り方を検討中。

6. 改正タクシー特措法の特定地域の指定基準に係る検討

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容	
5	改正タクシー特措法の特定地域に係る指定基準	<p>運転者の賃金水準を向上させるには、最低賃金の遵守、事業に要する経費を運転者に負担させる慣行の見直し、給与体制の再構築(歩合給と固定給のバランスの見直し)など雇用環境の改善が何より重要である。衆議院及び参議院の附帯決議を受けて、国土交通省は早急に雇用環境の調査と改善に取り組むべきである。</p> <p>法施行3年後の見直しに向けて、国土交通省は、①運転者の賃金水準の向上、②サービス面の競争の活発化など利用者利便の向上、の2点を中心に地域ごとの効果を検証し、毎年発表すべきである。</p>	—	国土交通省	未措置	<p>最低賃金の遵守等については、厚生労働省と協力し、引き続き、共同監査などを通じて取り組んでいくこととしている。</p> <p>また、改正タクシー特措法の施行状況やその効果についてフォローアップを行うため、学識経験者、利用者代表、タクシー関係者等を構成員とする「新しいタクシーのあり方検討会」を平成27年1月に設置し、検討を行い、平成28年3月に最終とりまとめを策定したところ。</p>	<p>検討会の最終とりまとめを踏まえ、運転者の賃金水準の向上、利用者利便の向上等地域ごとの効果を定期的に把握・分析し、平成26年度から平成28年度までの結果を平成29年度内に公表することとし、以後は前年度分を毎年公表することとする。</p>

【規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定分)】

1. 健康・医療分野の実施状況等について

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
①医薬分業推進の下での規制の見直し							
2		薬局の機能やサービスに応じた診療報酬となるように、調剤報酬の在り方について抜本的な見直しを行い、サービスの質向上と保険財政の健全化に資する仕組みに改める。門前薬局の評価を見直すとともに、患者にとってメリットが実感できる薬局の機能は評価し、実際に提供したサービスの内容に応じて報酬を支払う仕組みに改めるなど、努力した薬局・薬剤師が評価されるようにする。	平成27年度検討・結論、次期診療報酬改定において措置	厚生労働省	措置済	平成28年度診療報酬改定において、 ・かかりつけ薬剤師・薬局の評価 ・いわゆる門前薬局の評価の見直し ・対物業務から対人業務への構造的な転換を進めるための調剤料の見直しなどの対応を行った。	—
3	薬局における診療報酬とサービスの在り方の見直し	薬局においてサービス内容とその価格を利用者に分かりやすく表示し、利用者が薬局を選択できるようにする。さらに、利用者がサービスごとに利用の可否を選択できるよう、提供されたサービスを利用者が確認することも含めてサービスの提供の在り方を検討する。	平成27年度検討・結論、平成28年度措置	厚生労働省	措置済	平成28年度診療報酬改定において、薬局が患者に対してサービスの内容を分かりやすく提供できるよう、調剤報酬点数表の一覧等について、薬剤を交付する窓口等、患者が指導等を受ける際に分かりやすい場所に掲示することを規定した。 平成28年度診療報酬改定に新設された、かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料については、算定にあたり、患者の同意を求め、同意を得る際に費用も含めて説明することを規定した。	—
6	政策効果の検証を踏まえたPDCAサイクルの実施とそれに基づく制度の見直し	政策目標の達成状況を適切に管理し、政策の継続的な改善を図るため、PDCAサイクルでの政策評価を実施し、診療報酬改定等の際に政策評価結果を活用し、制度の見直しに反映させる。	平成27・28年度検討・結論、平成29年度措置	厚生労働省	未措置	設定した指標の具体的な把握手段を決定し、平成29年度政策評価において、かかりつけ薬剤師・薬局の推進状況を測定する指標を盛り込んだ。	今後、設定した項目の進捗状況を把握する予定。
7	保険薬局の独立性と患者の利便性向上の両立	医薬分業の本旨を推進する措置を講じる中で、患者の薬局選択の自由を確保しつつ、患者の利便性に配慮する観点から、保険薬局と保険医療機関の間で、患者が公道を介して行き来することを求め、また、その結果フェンスが設置されるような現行の構造上の規制を改める。 保険薬局と保険医療機関の間の経営上の独立性を確保するための実効ある方策を講じる。	平成27年度検討・結論、平成28年度措置	厚生労働省	措置済	保険薬局の独立性と患者の利便性の向上の両立を図る観点から、保険薬局の構造上・経営上の独立性の取扱いについて、保険医療機関と公道等を介することを一律に求める運用を改め、平成28年10月1日に施行した。	—

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
8	ICT技術を活用した服薬情報の一元化	ICTの有効活用により、患者自身及び薬局が服薬情報の管理を行い、他の薬局及び医療機関等と情報連携をより効果的、効率的に行うことができる仕組みの構築について検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論	厚生労働省	措置済	電子版お薬手帳の適切な推進に向けた調査検討会を開催し、その報告書を踏まえて、全国の薬局で患者等が電子版お薬手帳を円滑に利用できるようなするための留意事項(標準フォーマットへの準拠等)について、平成27年11月27日に運営事業者等に通知を発送した。平成28年度から、留意事項に沿って運用される電子版お薬手帳を紙媒体のお薬手帳と同様に診療報酬上評価することとした。平成29年3月末現在、異なる電子お薬手帳サービス間の情報を相互閲覧できるようにする仕組みを提供している電子版お薬手帳は24種類である。	今後も運用状況について適宜把握予定。

②医薬品に関する規制の見直し

9	新医薬品の14日間処方日数制限の見直し	新医薬品の処方日数制限について、副作用の早期発見など、安全性確保に留意の上、中央社会保険医療協議会において検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論	厚生労働省	措置済	中央社会保険医療協議会において検討した結果、新医薬品の処方日数制限については、安全性確保の観点から継続すると結論に至った。	規制改革会議健康・医療ワーキング・グループにおいて、中医協において改めて議論すべきとの指摘があり、これらの指摘を踏まえ、平成30年度の診療報酬改定に向けて検討を行う。
---	---------------------	-----------------------------------------------------------------	-------------	-------	-----	---------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------

③医療情報の有効活用に向けた規制の見直し

13	レセプト情報・特定健診等情報データベースの研究利用の法的位置付けの検討	「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の見直しの検討状況を踏まえ、NDBデータの公益目的での研究利用の法律上の位置付けや制度的枠組みについて検討し、結論を得る。	「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の見直しの検討状況を踏まえ、NDBデータの公益目的での研究利用の法律上の位置付けや制度的枠組みについて検討し、結論を得る。	厚生労働省	検討中	改正された「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律」を踏まえ、必要な対応について検討を行っている。	改正された「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律」の施行に向け、引き続き検討を進め、必要な対応を行う。
14	レセプト情報・特定健診等情報データベースにおける民間利用の拡大	民間企業でも公益性の高い研究は可能であることから、民間企業に所属する研究者であっても、NDBデータの公益目的での利用が可能となるよう、民間企業からの提案に基づき、厚生労働省においてNDBデータを基にした集計表を作成する枠組みを構築する。	平成27年度検討・結論、平成28年度措置	厚生労働省	措置済	民間企業からの提案に基づき、厚生労働省においてNDBデータを基にした集計表を作成する枠組みの構築については、「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」において議論し、「NDBオープンデータ」(公表の集計表)の作成過程において民間企業等からも要望の受け付けを行うこととなり、平成28年度からNDBオープンデータの作成において民間企業等からの要望を受け付けている。	—
16	レセプト情報・特定健診等情報データベースにおける探索的研究の充実	平成27年4月に開設されたオンサイトリサーチセンターについて、システムの安定的な稼働に資する検証を行いつつ、利用者の範囲や利用方法などの運用ルールの確立を図る。その上で、精度の高い研究の実施に資するようなオンサイトリサーチセンターの特性をいかした活用方を検討し、結論を得る。	(オンサイトリサーチセンターの運用ルールの確立)平成27年度措置(オンサイトリサーチセンターの特性をいかした活用方策)平成28年度検討・結論	厚生労働省	(オンサイトリサーチセンターの運用ルールの確立)措置済 (オンサイトリサーチセンターの特性をいかした活用方策)検討中	平成27年度にレセプト情報等オンサイトリサーチセンター(東京)とレセプト情報等オンサイトリサーチセンター(京都)で試行的利用を開始した。こうした試行的利用も踏まえ、「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」においてオンサイトリサーチセンター運用のための基本方針を策定し、運用ルールの確立を行った。平成28年度にはレセプト情報等オンサイトリサーチセンター(東京)とレセプト情報等オンサイトリサーチセンター(京都)の試行的利用を運用し、その特性や活用方策についての検討を行い、これを踏まえたオンサイトリサーチセンター利用のためのガイドライン(案)の議論を進めた。	平成29年度においては、オンサイトリサーチセンターの特性や活用方を踏まえたオンサイトリサーチセンターガイドラインの最終的な確定を行うとともに他の必要な諸規則の整備も進めていく。

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
20	レセプト情報・特定健診等情報データベースによる分析の効率化	研究者等が自らの研究にNDBデータを活用することが可能か事前に判断できるようにするため、項目ごとの出現率などのデータ精度に関する情報等、NDBデータの分析に役立つ情報について精査し、公表する。	平成27年度検討・結論、平成28年度措置	厚生労働省	措置済	研究者におけるNDBデータ活用法等の情報を含んだNDBオープンデータを平成28年度に公表した。	—
22	医療データの活用に向けた検討	「病院報告」、「医療施設調査」、「患者調査」等の医療分野の統計調査について、調査対象となる医療機関の負担軽減につながるよう、病床機能報告制度、NDB及びDPCデータとの重複を整理し、抽出できる情報の活用について検討を行った上で、調査事項の見直しを行う。	統計調査の定期的な見直し(病院報告は平成28年度、医療施設調査及び患者調査は平成29年度)に合わせて措置	厚生労働省	措置済	医療データ効率活用ワーキング・グループにおいて、医療分野の統計調査と医療データとの重複の整理、医療機関の負担軽減の方策の検討を行い、具体的な対応方針について決定した。 統計調査(病院報告、医療施設調査、患者調査)の調査計画の変更については、総務省統計委員会による答申(平成29年2月23日付け統計委第5号)及び総務省による承認(平成29年3月1日付け総政審第52号)を得ており、平成29年10月から以下のとおり実施する。 【病院報告】 毎年実施していた「従事者票」について、記入者負担を考慮して3年周期の医療施設静態調査に統合することによって廃止。 【医療施設調査】 各種行政記録情報(病床機能報告制度等)と類似する項目を削除。 【患者調査】 医療施設で保有しているレセプトデータやDPCデータを調査票に読み込ませるツールを作成。	—
23	地方厚生局が保有するデータの活用	厚生労働省の地方厚生局が実施する、診療報酬の施設基準の届出状況等の報告について、中央社会保険医療協議会の意見に基づく調査への活用等、省全体での利用が可能となるよう、データベースを構築し当該データベースの活用推進を含めた所要の措置を取る。	平成27年度中に検討開始、平成29年度にシステムを稼働させることにより措置	厚生労働省	検討中	平成29年度に汎用性の高いデータベースを構築するために必要な予算措置を行った。	平成29年度中に汎用性に優れたデータベースの構築等を行う。 平成30年度以降、データベース活用推進のための必要な機能を追加するとともにシステムの稼働を行う。
24	DPCデータの活用	DPCデータについて、厚生労働省全体での利用が可能となるよう、データベースを構築する。	平成29年度措置	厚生労働省	措置済	各種設計に基づいたシステムの実装、テスト、データ移行等を行い、データベースの構築を行った。	平成29年度中に具体的な適用方法を検討し、システム運用を開始する。

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
26	病床機能報告制度の活用	調査対象となる医療機関の負担軽減につながるよう、「病院報告」、「医療施設調査」、「患者調査」等の既存の調査との重複を整理し、NDBのレセプトデータ等から抽出できる情報の活用についての検討も行った上で、必要に応じ制度の見直しを行う。	医療施設調査及び患者調査の見直し時期等に合わせ、平成29年度措置	厚生労働省	措置済	医療データ効率活用ワーキング・グループにおいて、病床機能報告制度等の医療データと医療分野の統計調査との重複の整理、医療機関の負担軽減方策の検討を行い、具体的な対応方針について決定した。 具体的には、病床機能報告制度と類似する項目を含む統計調査(病院報告、医療施設静態調査)について、以下の措置を行い、平成29年10月の統計調査から実施する。 【病院報告】 毎年実施していた「従事者票」について、記入者負担を考慮して3年周期の医療施設静態調査に統合することによって廃止。 【医療施設調査】 各種行政記録情報に関する項目の一部を削除。	—

④遠隔モニタリングの推進

30	遠隔診療推進のための仕組みの構築	遠隔診療の推進が政府の健康・医療戦略として位置付けられていることから、厚生労働省は、医療資源の適正化や産業振興の観点からも、遠隔診療を主体的に推進し、遠隔医療技術に関する評価及び学会との連携の強化等、安全性・有効性に関するエビデンスを積極的に確立する仕組みを構築する。	平成27年度検討・結論、平成28年度措置	厚生労働省	措置済	28年度診療報酬改定において心臓ペースメーカー指導に関わる遠隔管理について、中央社会保険医療協議会で遠隔診療を適切に評価し、新たに評価の見直しを行った。また、次期改定に向け関係学会などと連携し、遠隔在宅診療の分野における遠隔モニタリング(在宅酸素療法、CPAP療法等)に関する安全性・有効性に関するエビデンス収集を行うための臨床研究を開始した。	今後も関係審議会での議論を踏まえ、エビデンスを収集した上で平成30年度診療報酬改定での対応を検討していく。
----	------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------	-------	-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------

⑤介護付有料老人ホーム等に関する規制の見直し

34	空室を利用したショートステイサービスの要件の見直し	特定施設のショートステイの利用状況や介護付有料老人ホーム等の事業者の意向も踏まえて、特定施設のショートステイ利用者率に関する基準の在り方について検討し、結論を得る。	平成29年度検討・結論	厚生労働省	検討中	次期介護報酬改定に向けて、特定施設のショートステイの利用状況や事業者の意向を把握し、特定施設のショートステイ利用者率に関する基準の在り方について検討。	次期介護報酬改定に向けて、引き続き事業者のニーズや利用実態等を把握し、特定施設のショートステイ利用者率に関する基準の在り方について、引き続き検討する。
----	---------------------------	------------------------------------------------------------------------------------	-------------	-------	-----	-----------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
⑥食品の表示制度の見直し							
36	特別用途食品における申請手続・表示制度の見直し①(えん下困難者用食品の区分に応じた許可表示の見直し)	えん下困難者用食品について、消費者から見て各区分の食品の違いが分かりやすい表示の在り方について検討し、結論を得る。	平成28年度結論	消費者庁	措置済	消費者庁において、有識者(学識経験者、医療・介護関係者、消費者及び事業者の代表)で構成される特別用途食品制度に関する検討会及びワーキンググループを設置し、検討を行った。 平成28年11月30日に報告書を取りまとめ、それを踏まえて、「特別用途食品の表示許可等について」(平成29年3月31日消食表第188号)を都道府県等に発出し、えん下困難者用食品の許可証票(承認証票)の近接した場所に、許可基準区分を示す文言を表示することとした。	左記通知を基に制度を適切に運用していく。
43		とろみ調整食品を特別用途食品に位置付けることについて、品質及び安全性を担保する規格も含めて検討し、結論を得る。	平成28年度結論	消費者庁	措置済	消費者庁において、有識者(学識経験者、医療・介護関係者、消費者及び事業者の代表)で構成される特別用途食品制度に関する検討会及びワーキンググループを設置し、検討を行った。 平成28年11月30日に報告書を取りまとめ、それを踏まえて、「特別用途食品の表示許可等について」(平成29年3月31日消食表第188号)を都道府県等に発出し、「とろみ調整用食品」をえん下困難者用食品の一類型として位置付け、許可基準、必要的表示事項及び試験方法を規定した。	左記通知を基に制度を適切に運用していく。
44	特別用途食品における申請手続・表示制度の見直し⑥(とろみ調整食品などの新たな食品区分の追加)	医療・介護現場等からの要望に基づき、糖尿病食等の新たな食品区分を追加する仕組みを検討し、結論を得る。	平成28年度結論	消費者庁	措置済	消費者庁において、有識者(学識経験者、医療・介護関係者、消費者及び事業者の代表)で構成される特別用途食品制度に関する検討会及びワーキンググループを設置し、検討を行った。 平成28年11月30日に報告書を取りまとめ、それを踏まえて、「特別用途食品の表示許可等について」(平成29年3月31日消食表第188号)を都道府県等に発出し、新たな許可区分の追加及び既存の許可基準の見直しを要望する場合には必要な書類及び検討方法を示した。	要望書類が提出された場合、左記通知を基に、有識者等の意見を参考に検討していく。
45		新たな食品区分の追加や既存の基準の見直しに当たっては、医学的・栄養学的知見を有する者、医療・介護関係者、製造者、販売者及び患者団体等から構成される検討会において検討を行う。	平成28年度結論	消費者庁	措置済	消費者庁において、有識者(学識経験者、医療・介護関係者、消費者及び事業者の代表)で構成される特別用途食品制度に関する検討会及びワーキンググループを設置し、検討を行った。 平成28年11月30日に報告書を取りまとめ、それを踏まえて、「特別用途食品の表示許可等について」(平成29年3月31日消食表第188号)を都道府県等に発出し、新たな許可区分の追加及び既存の許可基準の見直しを要望された場合は、有識者等から意見を聴くことを示した。	要望書類が提出された場合、左記通知を基に、有識者等の意見を参考に検討していく。

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
51	特定保健用食品における審査手続の見直し⑤(審査手続の予見性向上)	消費者庁は、消費者委員会及び食品安全委員会と連携し、いつ申請すればいつ各委員会で審査が開始されるか「見える化」を図る。	平成27年措置	消費者庁内閣府	措置済	平成28年1月21日の健康・医療WGフォローアップを受けて、平成28年1月1日から平成29年3月31日までに申請を受理したものについて、特定保健用食品の許可までに要した期間を算出し、平成29年3月31日付けで消費者庁ウェブサイトにて公表することにより、申請から許可までの経時的な見通しに資する指標を可視化した。 消費者委員会においても別途、特定保健用食品の審議状況について平成29年1月31日付けで消費者委員会本会議で報告し、申請品目別の諮問日・答申日及び平均処理期間を消費者委員会ウェブサイトにて公開していることから、事業者は受理から諮問までに要する日数も確認できる状況である。 消費者委員会においても別途、特定保健用食品の審議状況について平成29年1月31日付けで消費者委員会本会議で報告し、申請品目別の諮問日・答申日及び平均処理期間を消費者委員会ウェブサイトにて公開していることから、事業者は受理から諮問までに要する日数も確認できる状況である。 食品安全委員会では、従来より、申請品目別の評価書において諮問日、答申日を明記し、食品安全委員会ウェブサイトにて公開し、確認できる状況である。	原則として標準処理期間を遅延することのないように、引き続き作業効率の水準を維持するとともに、期間の短縮化と審査の透明化のための努力を続けていく予定。
56	特定保健用食品における審査手続の見直し⑧(特定保健用食品(規格基準型)及び特定保健用食品(再許可等)の法令上の位置付けの明確化)	特定保健用食品(規格基準型)及び特定保健用食品(再許可等)の審査については、現在の運用実態に合わせ、内閣府令上も明確化する。	平成28年度上期措置	消費者庁内閣府	検討中	消費者庁長官が許可した特定保健用食品の一部の製品に関与成分が含まれていない等の事案が発覚したことから、平成28年9月23日付けで当該特定保健用食品の許可取消しを行った。これを受けて、平成29年3月17日付けで「健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令(平成21年8月31日内閣府令第57号)」において、特定保健用食品の許可を受けた者が許可後に新たな知見を入手したときは消費者庁長官に報告することを義務化する改正を行ったことに加え、再発防止策の取組みを実施したところ。こうした取組みと一体的に検討していたが、これらの優先課題がとりまとまった直後の現時点においては、まだ結論が得られていない。	特定保健用食品制度における特定保健用食品(規格基準型)及び特定保健用食品(再許可等)の審査については、その明確化の方法を検討した上で、今後の制度の在り方を含め、必要な対応を行う予定。
57	特定保健用食品における審査手続の見直し⑨(特定保健用食品(規格基準型)の要件の見直し)	消費者庁は、特定保健用食品(規格基準型)として認める関与成分の条件について、平成21年5月29日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会で了承されたスクリーニング基準を参考に、食品形態等に関する要件や定期的な見直しも含めて検討し、政令、府令又は通知で定める。	平成28年度上期措置	消費者庁内閣府	措置済	特定保健用食品(規格基準型)として認める関与成分の条件については、平成21年5月29日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会で了承されたスクリーニング基準の要件を参考に、有識者のヒアリングをした上で検討を行い、その検討結果を受けて、「特定保健用食品の表示許可等について(平成26年10月30日付け消食表第259号)別添3特定保健用食品(規格基準型)制度における規格基準」に新たな特定保健用食品(規格基準型)を追加する一部改正を行った(平成28年9月30日付け消食表第609号)。 また、新たなスクリーニング基準の要件については、「特定保健用食品に関する質疑応答集について(平成28年1月8日付け消食表第5号)」において明示する一部改正を行った(平成28年10月26日付け消食表第637号)。	新たに示されたスクリーニング基準に基づいて、特定保健用食品(規格基準型)の適切な制度運用を続けていく予定。

2. 雇用分野の実施状況等について

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
①多様な働き方の実現							
1	一定の手続の下で行われる転職やスキル形成に対し、政府が支援する制度の整備	労働移動支援助成金が事業規模の縮小・事業活動の縮小・事業の廃止のみではなく事業転換・再編においても活用できることを明確にして周知を図る。あわせて、そのような場合において、失業期間を最小限にするために早期に再就職支援を開始するインセンティブが働く仕組みについて検討を行う。 また、支援の対象となる労働者については、雇用保険の失業等給付において、解雇された者と同様の取扱いがなされるようにすることを含め、いかなる支援が可能かについて検討を行う。	平成27年度中に結論、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	措置済	①労働移動支援助成金(再就職支援奨励金)は、事業規模の縮小・事業活動の縮小・事業の廃止のみではなく、事業転換・再編においても活用できることを、厚生労働省のホームページや再就職援助計画のパンフレットで明確にし、周知。 ②早期に再就職支援を開始するインセンティブを働かせるため、平成28年4月から、再就職支援奨励金について、休暇付与支援の日額を1000円上乗せ、また、上限日数を180日に拡充。 ③平成28年3月25日に各都道府県労働局に対し事務連絡を发出し、事業主や労働者に対して再就職援助計画の対象者が特定受給資格者に該当する旨を周知するよう指示。また、ハローワークインターネットサービス「特定受給資格者及び特定理由離職者の範囲の概要」において、再就職援助計画の対象者が特定受給資格者に該当することを明記するため、ホームページを更新。	①労働移動支援助成金(再就職支援コース)について、失業期間を最小限にするため、早期に再就職支援を開始するインセンティブとして、離職から1か月以内に再就職が実現した場合の助成(1人当たり10万円)を新設。(平成29年4月1日施行) ②各都道府県労働局、各ハローワークにおいて、再就職援助計画の対象者が特定受給資格者に該当する旨を引き続き周知。
2	多様な働き手のニーズに応える環境の整備	多様な働き手のニーズに応じていくため、従来の主要関係者のみならず、様々な立場の声を吸収し、それらを政策に反映させていくための検討を行う。	平成27年度中に検討	厚生労働省	措置済	規制改革実施計画のフォローアップ結果において、「働き方の多様化等により的確に対応した政策作りのため、労働政策審議会等の在り方について検討を行う」とされたことを受け、平成28年7月に「働き方に関する政策決定プロセス有識者会議」を設置し、同年12月に報告書を取りまとめた。	左記報告書の内容に沿って、労働政策審議会の組織、委員の改選等を実施。
②円滑な労働移動を支えるシステムの整備							
3	雇用仲介事業の規制の再構築	雇用仲介事業の規制について、厚生労働省で開催されている雇用仲介事業等の在り方に関する検討会において、「『雇用仲介事業の規制の再構築』に関する意見」(平成27年1月28日規制改革会議)にも掲げられた下記の観点を含め、検討を行う。 a 事業者間の連携・協業を促進し、利用者の立場に立ったマッチングを実現する規制改革 b 時代の変化に即した規制体系への抜本的改革 c 縦割りとなっている雇用仲介サービスに係る法制の垣根の解消	平成28年夏までに検討会取りまとめ その後、労働政策審議会において検討を行い、結論を得次第速やかに措置 ただし、法律改正を伴わない事項については、個々に検討を行い、平成28年夏を待たずに、可能なものから措置	厚生労働省	措置済	平成28年12月13日の労働政策審議会において、職業紹介事業の機能強化や求人情報等の適正化を主な内容とする建議がとりまとめられた。 これを踏まえ、職業安定法改正を含む雇用保険法等の一部を改正する法律案を第193回通常国会に提出し、平成29年3月31日に成立した。	円滑な施行に向けて、事業主や労働者等への改正法の周知を行う。
4	4の項目は、(1)④「労使双方が納得する雇用終了の在り方」(7頁)に記載						

3. 農業分野の実施状況等について

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
①農地中間管理機構の機能強化							
1	農地中間管理機構の実績等の公表	各都道府県の農地中間管理機構の農地の集積・集約化の実績をランク付けとともに公表する。	平成27年度以降順次措置	農林水産省	措置済	各都道府県の農地中間管理機構の農地の集積・集約化の実績をランク付けとともに公表した。(平成28年5月19日)	各都道府県の農地中間管理機構の農地の集積・集約化の実績について、毎年度、ランク付けとともに公表する。
2	農地中間管理機構の体制の改善	農地中間管理機構・都道府県に対し、抜本的な意識改革と役職員等の体制整備を求めるとし、それを踏まえて改善した農地中間管理機構における役員や現地で農地集積のコーディネートを行う担当者の配置(業務委託先における担当者の配置も含む。)等の体制を公表するよう農地中間管理機構等に要請する。 あわせて、農地中間管理機構等に対し、そうした改善状況を国に報告するよう求めるとともに、その内容を精査し、必要があれば一層の改善を要請する。 さらに、市町村に対し、農地の集積・集約化に向けた人・農地プランの見直しなど、地域内の農業者の話し合いを着実に進め、農地中間管理機構がまとまった農地を借りられるよう、都道府県を通じて協力を要請する。	平成27年度以降順次措置	農林水産省	措置済	国から各都道府県・機構に対し、官邸の農林水産業・地域の活力創造本部等で決定された機構を軌道に乗せるための方策に基づき、改善策を講じるよう要請した。 各都道府県・機構においては、これに基づき、 ① 機構の意識改革と役員体制の改善 ② 現場でコーディネートを行う担当者の増員 ③ 地域の担い手との話し合いの推進 ④ 農地整備事業との連携の強化 等が進められているところである。	毎年度、機構の実績の検証・評価をしつつ、農地中間管理機構の本格稼働による着実な担い手への農地の集積・集約化を進める。
3	農地の集積・集約化の環境整備	農地中間管理機構の農地の集積・集約化のインセンティブを高めるため、各都道府県の農地中間管理機構の優良事例を集めて、都道府県及び各農地中間管理機構の間で共有した上で、農業基盤整備との連携を強化するとともに実績を上げた都道府県について各般の施策に配慮する等、リーダーシップを発揮すべき都道府県知事に対して農地の集積・集約化を促す仕組みを構築する。	平成27年度以降順次措置	農林水産省	措置済	各都道府県機構の平成27年度の優良事例を取りまとめ、公表した。 また、実績を上げた都道府県について、補助事業の採択において配慮する仕組みを導入した。 農地整備事業等と機構との連携が図られている地区数が増加した。	引き続き、優良事例の横展開や農地整備事業等との連携強化等を図る。
4		農地中間管理機構がまとまった農地を借りられるよう、農地の出し手の掘り起こしを行うため、市町村ごとの人・農地の状況に関する情報が適時に収集され、公表される仕組みを構築する等、市町村・農業委員会による出し手の発掘に向けた取組を促す。	平成27年度以降順次措置	農林水産省	措置済	全ての都道府県において、市町村ごとの人と農地の状況を公表済み。	毎年、市町村ごとの人と農地の状況を公表する。

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
5	遊休農地等に係る課税の強化・軽減等	農地を農地として効果的・効率的に利用する意思がない場合に、農地中間管理機構への貸出し等を通じて遊休農地を解消し、また、農業経営の規模の拡大等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資するため、農地の保有に係る課税の強化・軽減等によるインセンティブ・ディスインセンティブの仕組みについて、政府全体で検討する。	平成27年度検討、可能な限り早期に結論を得る	農林水産省	措置済	(1)農地法に基づき、農業委員会が、農地所有者に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した遊休農地の課税の強化と、(2)所有する全農地を機構に10年以上の期間で貸し付けた場合、固定資産税の課税標準を2分の1に軽減する措置をセットで講じることを盛り込んだ地方税法等の一部を改正する等の法律が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成28年4月1日に施行された。	—
6	転用利益の地域の農業への還元	農地転用利益の地域農業への還元等、公平で実効性のある方策について、 ①有識者からなる検討会を開催し、関係者へのヒアリング、アンケート調査等を行いつつ検討を進める。 ②検討会において①の検討を踏まえた論点整理を行う。	①平成27年度検討 ②平成28年度早期論点整理	農林水産省	措置済	有識者からなる「農地流動化の促進の観点からの転用規制のあり方に関する検討会」を開催し、関係者へのヒアリング及びアンケート調査を実施しつつ検討を進め、平成28年6月に論点整理を行い、平成29年3月に中間とりまとめを行った。	—
7	農地の集積・集約化を担う組織の役割の明確化	農地中間管理機構と農地の集積・集約化を担う既存の組織の役割の明確化について、初年度における実績を精査し、農地中間管理事業の推進に関する法律の5年後見直しに向けて検討する。	平成27年度以降順次措置	農林水産省	検討中	農地中間管理機構の実績に加え、農地利用集積円滑化団体など既存の組織の実績について調査した。	引き続き、農地中間管理事業の推進に関する法律の5年後見直しに向けて検討を進める。

②農地情報公開システムの機能向上

8	農地情報公開システムの機能向上	各農業委員会で整備している農地情報公開システムの一元化に際しては、引き続き農地中間管理機構等のシステム利用者等との協議を通じてそのニーズを把握した上で、利便性・効率性を更に向上させるとともに、現況に基づく最新の農地情報(耕作者ごとの整理番号、遊休農地の措置の実施状況、貸付けに関する所有者の意向等)をより速やかに反映できるシステムを構築し、運用を開始する。	平成27年度検討開始、平成28年度措置	農林水産省	措置済	農地中間管理機構等のシステム利用者等のニーズを把握し、農地情報の検索機能の使い勝手の改善や改修を実施した。また、現況に基づく最新の農地情報をより速やかに反映できるシステムの構築を終了し、農地情報の移行を完了した農業委員会から順次運用を開始しているところ。	農地情報の移行を完了した農業委員会において、公開情報の逐次更新を実施し、現況に基づく最新の農地情報をより速やかに反映できるシステムを本格稼働させる。
---	-----------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------	-------	-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------

③農業協同組合改革の確実な実施

9	9の項目は、(1)①「農業協同組合改革の確実な実施」(1頁)に記載						
---	-----------------------------------	--	--	--	--	--	--

4. 投資促進等分野の実施状況等について

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容	
①廃棄物等の処理促進に資する環境関連規制の見直し							
1	店頭回収されたペットボトル等の再生利用の促進①(廃棄物処理法上の法的取扱いの明確化)	店頭回収されたペットボトル等の廃棄物処理法上の法的取扱いの明確化や都道府県等に対する通知の発出等について検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	環境省	措置済	平成28年1月8日付けで、「店頭回収された廃ペットボトル等の再生利用の促進について(通知)」を都道府県等に対して発出し、店頭回収されたペットボトル等の廃棄物処理法上の法的取扱いの明確化を図った。 本通知の内容については、平成27年度「全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議」等において、周知を図ったところ。	再生利用指定制度の活用につき、今後、引き続き、都道府県会議等を通じて周知徹底を行う予定。
2	店頭回収されたペットボトル等の再生利用の促進②(再生利用指定制度の活用推進)	「再生利用指定制度」の活用に関し、同制度の趣旨、手続の流れ及び指定要件の明確化並びにそれらの周知徹底などについて検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	環境省	措置済	平成28年1月8日付けで、「店頭回収された廃ペットボトル等の再生利用の促進について(通知)」を都道府県等に対して発出し、店頭回収されたペットボトル等の「再生利用指定制度」の活用に関し、同制度の趣旨、手続の流れ及び指定要件の明確化を図った。 本通知の内容については、平成27年度「全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議」等において、周知を図ったところ。	再生利用指定制度の活用につき、今後、引き続き、都道府県会議等を通じて周知徹底を行う予定。
3	店頭回収されたペットボトル等の再生利用の促進③(一般指定の推進)	一般指定制度の活用に関し、都道府県等に対する通知の発出や同制度の周知徹底などについて検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	環境省	措置済	平成28年1月8日付けで、「店頭回収された廃ペットボトル等の再生利用の促進について(通知)」を都道府県等に対して発出し、店頭回収されたペットボトル等の一般指定制度の活用に関し周知を図った。 本通知の内容については、平成27年度「全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議」等において、周知を図ったところ。	再生利用指定制度の活用につき、今後、引き続き、都道府県会議等を通じて周知徹底を行う予定。
4	企業グループにおける産業廃棄物の在り方の見直し	企業グループ内における産業廃棄物処理の在り方について、事業者の現状及びニーズを明確化した上で、近年の企業の経営環境を踏まえた効率的かつ環境上適正な産業廃棄物の処理を推進する観点から、排出事業者責任の共有の在り方を含め、適切な産業廃棄物処理を担保する制度につき検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成22年改正産業廃棄物処理法附則に基づく施行5年後の見直しに合わせて措置	環境省	措置済	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(平成29年3月10日閣議決定)において、親子会社が一体的な経営を行うものである等の要件に適合する旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、当該親子会社は、廃棄物処理業の許可を受けないで、相互に親子会社間で産業廃棄物の処理を行うことができることとした。	所要の国会審議等が行われていく予定。

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
6	土壌汚染対策法の見直し②(形質変更時の届出要件の見直し)	工業専用地域の土地の形質変更に係る規制の在り方につき、事業者等の意見を踏まえつつ、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から検討し、結論を得る。	平成27年度検討開始、平成28年度結論・措置	環境省	措置済	平成27年12月に、今後の土壌汚染対策の在り方について、中央環境審議会に諮問し、平成28年3月より中央環境審議会土壌農業部会土壌制度小委員会において、自治体や産業界等土壌制度関係者のヒアリングを踏まえつつ、臨海部の工業専用地域における形質変更の在り方を含めて審議が行われ、平成28年12月12日に「今後の土壌汚染対策の在り方について(第一次答申)」が中央環境審議会から環境大臣に答申された。 同答申を踏まえ、土地の形質変更の届出に係る特例制度の創設等を内容とする、土壌汚染対策法の一部を改正する法律案が平成29年3月3日に閣議決定され、第193回国会に提出された。	—
7	土壌汚染対策法の見直し③(自然由来物質に係る規制の見直し)	自然由来物質に係る規制の在り方につき、事業者等の意見を踏まえつつ、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から検討し、結論を得る。	平成27年度検討開始、平成28年度結論・措置	環境省	措置済	平成27年12月に、今後の土壌汚染対策の在り方について、中央環境審議会に諮問し、平成28年3月より中央環境審議会土壌農業部会土壌制度小委員会において、自治体や産業界等土壌制度関係者のヒアリングを踏まえつつ、自然由来基準不適合土壌の取扱いを含めて審議が行われ、平成28年12月12日に「今後の土壌汚染対策の在り方について(第一次答申)」が中央環境審議会から環境大臣に答申された。 同答申を踏まえ、自然由来等土壌の処理に係る特例制度の創設等を内容とする、土壌汚染対策法の一部を改正する法律案が平成29年3月3日に閣議決定され、第193回国会に提出された。 なお、平成27年12月に国家戦略特区において、自然由来特例区域における認定調査の特例措置を講じたところである。	—

②エネルギーの安定供給

12	「小規模火力発電に係る環境保全対策ガイドライン」の見直し②(セミナー等での周知徹底)	セミナーや説明会など各種の機会を捉えて、事業者や自治体に対して、本ガイドラインが法の運用指針や規制の類ではなく事例集であることを説明し、当該趣旨を周知徹底する。	平成27年度以降継続的に措置	環境省	措置済	事業者向けセミナー等や自治体担当職員の会議等の機会をとらえて、本ガイドラインが法の運用指針や規制の類ではなく事例集であることを説明し、当該趣旨を周知した。 平成29年3月、本ガイドラインを発展的に改正した「小規模火力発電等の望ましい自主的な環境アセスメント 実務集」を公表・周知し、本ガイドラインは廃止した。	—
----	--------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------	----------------	-----	-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

③理美容サービスの利用者ニーズに応える規制の見直し

21	理美容業の在り方に係る規制の見直し②(理容所、美容所の重複開設の容認)	①理容所及び美容所の衛生上必要な要件を満たし、かつ理容師及び美容師両方の資格を有する者のみからなる事業所については、理容所・美容所の重複開設を認める。②制度改正後5年後を目途に、①の効果を見極めつつ、見直しについて検討を行う。	①平成28年度措置 ②制度改正後5年後を目途に検討開始	厚生労働省	①措置済 ②—	「理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(平成27年12月9日厚生食発1209第2号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知)によって、「理容師法の運用に関する件」(昭和23年12月8日衛発第382号厚生省公衆衛生局長通知)を改正し、理容所及び美容所の衛生上必要な要件を満たし、かつ理容師及び美容師両方の資格を有する者のみからなる事業所については、理容所・美容所の重複開設を認める取扱いとした。 また、併せて、理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第166号)により、理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号)及び美容師法施行令(平成10年1月27日厚生省令第7号)を改正し、理容所及び美容所の開設に係る届出事項として、重複開設に関する事項を追加した。	今回の改正の効果を見極めつつ、平成33年度を目途に、見直しについて検討を行う。
----	-------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------	-------	------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
22	理美容業の在り方に係る規制の見直し③(両資格の取得の容易化)	理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくするため、専門家による検討の場を設けて検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる。	平成27年度検討開始、平成28年度結論・措置	厚生労働省	措置済	①理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくするための措置及び②理容師・美容師の養成課程における教育内容や国家試験のあり方について検討することを目的として、平成27年11月13日に「理容師・美容師の養成のあり方に関する検討会」を立ち上げた。「理容師法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年3月31日厚生労働省令第39号)」及び「理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準等の一部を改正する告示(平成29年3月31日厚生労働省告示第139号)」により、①については、両資格の取得がしやすくなるよう、履修科目の一部免除及び必要な修業期間を短縮した上で、試験科目について一部免除し、②については、教育内容や国家試験の内容について、実習を重視するとともに、内容を理容・美容業務に特化した内容に重点化するため、教科課程の見直し等を行った。	—
23	理美容業の在り方に係る規制の見直し④(国家試験及び養成施設の教育内容)	国家試験及び養成施設の教育内容について、現場のニーズにより則した理容師・美容師を養成する観点から、経営者、従事者、専門学校など、広く関係者の意見を聴取する場を設置して検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる。	平成27年度検討開始、平成28年度結論・措置	厚生労働省	措置済	—	—

④次世代自動車の普及拡大促進

24	水素スタンドにおけるセルフ充填の許容	一般ドライバーによる水素のセルフ充填について、海外の事例も参考としつつ、安全性と利便性の確保の観点から必要なハード面及びソフト面の適切な措置を事業者と協力して検討し、結論を得た上で、セルフスタンドを可能とする。	平成27年度検討開始、平成30年度までに、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	検討中	業界団体に一般ドライバーによる水素のセルフ充填について、安全性と利便性の確保の観点から必要なハード面及びソフト面の適切な措置を推進と規制の両面から検討を実施しているところ。	引き続き、業界団体の検討委員会にて必要なハード面及びソフト面の適切な措置について、検討を行う。
26	市街化調整区域への水素スタンドの設置許可②(第二種製造者)	高圧ガス保安法上の第二種製造者が設置する圧縮水素スタンドについて、技術基準の整備状況や今後の整備計画等を踏まえた上で、都市計画法第34条第1号に規定する「当該開発区域の周辺の地域において居住している者の日常生活のために必要な物品の販売等を営む店舗等」として「第二種製造者が設置する圧縮水素スタンド」が含まれることについて、技術的助言を发出することを検討し、結論を得る。	平成27年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	国土交通省	措置済	都市計画法第34条第1号の店舗等に「第二種製造者が設置する圧縮水素スタンド」が含まれることについて、技術的助言である開発許可制度運用指針を一部改正し、平成28年4月1日付け国都計第194号により各許可権者に通知した。	—
27	水素スタンドの保安基準の見直し	業界団体等における安全性に関する技術的検証により必要なデータ・規格等が示された場合には、離隔距離の短縮を可能とする代替措置について、必要な措置を講ずる。	平成29年度までに、必要なデータ・規格等が示され次第速やかに検討・結論・措置	経済産業省	検討中	業界団体に、検討委員会を設置し、離隔距離の短縮を可能とする代替措置について、検討が行われているところ。	引き続き、業界団体の検討委員会にて技術的な検証を行い、必要なデータ・規格等が示され次第、速やかに検討、結論及び措置を行う。

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
30	温度上昇を防止する装置(散水基準)の見直し	業界団体等における安全性に関する技術的検証により必要なデータ・規格等が示された場合には、水素スタンドに設置が義務づけられている散水設備について所要の合理化をする方向で、必要な措置を講ずる。	平成28年度までに、必要なデータ・規格等が示され次第速やかに検討・結論・措置	経済産業省	検討中	業界団体にて、検討委員会を設置し、水素スタンドに設置が義務づけられている散水設備の合理化について、平成29年3月に業界案が取りまとめられたところ。	平成28年度に業界団体の取りまとめた案を基に、速やかに検討、結論及び措置を行う。
32	水素製造用改質器に係るばい煙規制の緩和	水素製造用改質器に係る規制について、当該施設の排出ガスの性状やばい煙排出濃度の実態等を調査した上で、適切な規模要件等を検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。	平成27年度検討、平成28年度上期結論・措置	環境省	措置済	平成29年1月6日に大気汚染防止法施行規則を改正し、当該施設についてばい煙の測定頻度を緩和するとともに、通知によりバーナーの燃料の燃焼能力(規模要件)に係る重油換算方法を変更した。 (平成29年1月6日改正・施行(平成29年環境省令第1号))	—
33	圧縮水素運送自動車用容器の固定方法の追加	業界団体等における安全性に関する技術的検証により必要なデータ・規格等が示された場合には、圧縮水素運送自動車用複合容器の固定方法について、ネックマウント方式を追加する方向で、必要な措置を講ずる。	平成30年度までに、必要なデータ・規格等が示され次第速やかに検討・結論・措置	経済産業省	検討中	業界団体にて、検討委員会を設置し、圧縮水素運送自動車用複合容器の固定方法について、検討が行われているところ。	引き続き、業界団体にて技術的な検証を行い、必要なデータ・企画等が示され次第、速やかに検討、結論及び措置を行う。
34	液化水素ポンプ設置に係る技術基準の追加	業界団体等における安全性に関する技術的検証により必要なデータ等が得られた場合には、一般高圧ガス保安規則を改正し、液化水素ポンプに係る技術上の基準を整備する。	平成29年度までに、必要なデータ等が得られ次第速やかに措置	経済産業省	検討中	業界団体にて、検討委員会が設置され、液化水素ポンプ設置に係る技術基準について、検討が行われているところ。	引き続き、業界団体の検討委員会にて技術的な検証を行い、必要なデータ・企画等が示され次第、速やかに検討、結論及び措置を行う。
35	適切な保安検査方法の整備	水素スタンドに設置する高圧ガス設備について、従前及び今後蓄積する水素スタンドの運用実績並びに保安検査基準(高圧ガス保安協会規格KHKS0850-1)も勘案した上で、82MPa圧縮水素スタンドの業界団体等の保安検査方法が策定された場合には、保安検査の方法を定める告示に追加することを検討し、結論を得る。	平成30年度までに、業界団体等の保安検査方法が策定され次第速やかに検討・結論・措置	経済産業省	検討中	業界団体にて、検討委員会が設置され保安検査方法について、検討が行われているところ。	引き続き、業界団体の検討委員会にて技術的な検証を行い、保安検査方法が策定された場合には、保安検査の方法を定める告示に追加することを検討し、結論を得る。
37	蓄圧器の製造に関する検査に係る包括申請の適用範囲の見直し	水素スタンドに設置する複合容器用蓄圧器について、安全性に影響がない仕様変更があったときにも包括申請の対象とすることが可能とすることについて、民間団体等において安全性に影響がない仕様変更の内容について安全性に関する技術的検証により必要なデータ等が示された場合には、「高圧ガス保安法における経済産業大臣特別認可申請手続きについて(内規)」の見直し等を行う。	平成27年度検討開始、平成30年度までに、データ等が示され次第速やかに検討・結論・措置	経済産業省	措置済	特定設備検査規則に係る詳細基準事前評価について、安全性に影響がない仕様変更があった場合(蓄圧器の有効長さの変更等)も包括申請の対象となるように、高圧ガス保安協会の「詳細基準事前評価実施要領」を改正した(平成28年12月20日施行済)。	—

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
38	海外規格材料及び同等材の例示基準への追加	水素スタンドに使用可能な鋼材について、業界団体等にて、水素脆化に対する評価を含む安全性に関する技術的検証により必要なデータ・材料規格等が示された場合には、必要な措置を講ずる。	必要なデータ・材料規格等が示され次第、速やかに検討・結論・措置	経済産業省	措置済	業界団体における技術的検証が行われた鋼材(SUH660)について、例示基準(特定設備検査規則の機能性基準の運用について(20160920商局第4号))に平成28年11月1日付けの改正で追加した。 また、例示基準によらずとも、専門家の技術的な評価を踏まえて都道府県が許認可を判断出来る仕組みであるファストラック制度を創設し、平成28年12月より運用を開始した。ファストラック制度の活用により、例示基準への追加をせずとも必要なデータが得られた材料は、本制度により利用することが可能となる。	—
40	国内防爆基準と海外防爆基準との整合促進②(IEC-Exの枠組みによる型式検定の合理化)	IECにより認定を受けた外国の認定機関(ExCB)によってIEC規格への適合性の確認を受けた防爆機器については、当該認定機関が発行した試験報告書(ExTR)の試験データを活用することにより、型式検定を簡略化できるよう検討し、結論を得た上で所要の措置を講ずる。	平成27年度検討開始、平成28年度に結論を得次第措置	厚生労働省	措置済	(独)労働者健康安全機構(平成28年3月末までは(独)労働安全衛生総合研究所)における検討結果を踏まえ、IECにより認定を受けた外国の認定機関(ExCB)が発行した試験報告書(ExTR)の試験データを型式検定の新規検定における申請の手続きにおいて活用することができるよう措置し、その旨を通知(「防爆構造電気機械器具に係る型式検定の新規検定における申請の手続きについて」(平成29年1月6日付け基安発0106第3号厚生労働省安全衛生部長通達))により通知した。	引き続き、工場電気設備防爆指針の改正に係る検討の機会等を活用し、関係団体との連携を強化する。
41	外国登録検査・検定機関制度の早期普及	改正労働安全衛生法により創設された外国登録検査・検定機関制度の普及に向けて、国内外に周知徹底するなど所要の措置を講ずる。	平成27年度措置	厚生労働省	措置済	平成27年6月1日に施行された労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成26年法律第82号)により、外国登録検査・検定機関制度の運用が始まったことから、厚生労働省において、同改正法の施行に併せて、関係団体等に対して「労働安全衛生法の一部を改正する法律について」(平成26年6月25日付け基発0625第4号厚生労働省労働基準局長通達)を发出し同制度について周知した他、厚生労働省ホームページにおいて併せて周知した。また、平成29年2月7日付けで、初めて外国型式検定機関の登録を行い、関係団体への通知(「外国登録型式検定機関の登録について」(平成29年2月7日付け基安発0207第2号))、厚生労働省HPへの掲載により周知した。	引き続き、外国登録検査・検定機関制度に基づき外国機関の登録を行うなどの機会を捉え、同制度について、国内外に改めて周知を徹底する。

⑤ロボット利活用の促進

43	小型無人機に係る規制制度の整備	①「小型無人機に関する安全・安心な運航の確保等に向けたルールの骨子」(平成27年6月2日小型無人機に関する関係府省庁連絡会議取りまとめ)に基づき、小型無人機の安全な運航等のためのルールについて、技術的合理性、将来的な活用・普及等に向けた技術開発、小型無人機を利用する事業者等の発展や国際的な小型無人機に関する規制整備の動向を踏まえつつ、関係者との調整を経た上で、実施可能な点から段階的にかつ早急に取組を進める。 ②とりわけ、緊急の対応が求められる小型無人機の運航方法の規制については、速やかに所要の措置を講ずる。 ③その上で、小型無人機の機体や操縦者、小型無人機を利用する業務等については、関係者との十分な調整を図った上で法整備も視野に入れてルールの取りまとめを進める。	①平成27年度以降順次措置 ②今通常国会にも必要な法案の提出を目指す ③平成27年度検討、可能な限り早期に結論	国土交通省	措置済	①②第189回国会で航空法の一部を改正する法律が成立し、無人航空機の飛行の禁止空域及び飛行の方法等の基本的なルールが導入された。 ③小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会において、平成28年7月に、「小型無人機の更なる安全確保のための制度設計の方向性」が取りまとめられた。	小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会で取りまとめられた「小型無人機の更なる安全確保のための制度設計の方向性」に基づき、制度の検討を行うとともに、安全な利活用に向け、官民一体となって取り組む。
----	-----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------	-------	-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
44	インフラの維持・保守におけるロボットの活用①(公共インフラ)	「次世代社会インフラ用ロボット現場検証委員会」によるインフラの維持管理及び災害対応等に係る現場検証結果や港湾施設のインフラの維持管理に係る現場実証結果等を踏まえ、公共インフラの維持管理の効果・効率の更なる向上に資する有用なロボットの活用方法を定める。	現場検証等を通じた技術動向を踏まえ、平成27年度検討開始、結論が得られ次第速やかに措置	国土交通省	未措置	平成28年度、有用性が期待される水中およびトンネル維持管理分野のロボットを実際の点検と同等の環境下で利用し、実用性について検証・評価を実施した(試行的導入)。	平成29年度、有用性が期待される橋梁維持管理分野のロボットを実際の点検と同等の環境下で利用し、実用性について検証・評価を実施する(試行的導入)。また試行的導入を踏まえ活用方法等を検討する。
46	搭乗型移動支援ロボット及び無人トラクターの公道運行	①搭乗型移動支援ロボットの公道走行に係る取扱いについて、「構造改革特区評価・調査委員会」の評価結果等を踏まえつつ、検討を進める。また、②無人トラクター等の無人農機の公道走行に係る取扱いについて、ジュネーブ条約等との整合性を整理した上で、安全性の検証を行いつつ、検討を進める。	①平成27年度中に公道実証実験を全国展開、多様な環境下における実験結果を得次第検討開始 ②平成27年度検討開始	警察庁 国土交通省	措置済	①搭乗型移動支援ロボットの公道走行に係る取扱いについては、「構造改革特区評価・調査委員会」の評価結果等を踏まえ、平成27年7月、構造改革特別区域における規制の特例措置の全国展開を措置した。 ②平成27年10月23日に有識者を交えた「自動走行の制度的課題等に関する調査検討委員会」を設置し、自動走行についての法律上・運用上の課題の整理等を行った。 なお、同調査検討委員会において、農機メーカー2社からヒアリングを行った結果、現在のところ、両社の研究開発において、農機の公道走行は考えていないとの見解が示された。また、いわゆる完全自動走行システムの実用化に向けて、自動運転と国際条約との整合性に関する国際的な議論にも参画している。	①全国展開後の実証実験の結果を踏まえた上で、検討を進める。 ②農機メーカーの研究動向を踏まえ、必要に応じ課題の検討を進めるとともに、国際的な議論に取り組む。
47	新医療機器の審査の迅速化	ロボット技術を活用したものを含む新医療機器について、申請から承認までの標準的な総審査期間を、通常審査品目については14か月、優先審査品目については10か月とすることを旨とし、着実に審査を迅速化する。	平成27年度以降 随時措置	厚生労働省	措置済	ロボット技術等を活用した革新的医療機器の早期実用化を推進するため、(独)医薬品医療機器総合機構の体制整備等により審査の迅速化を図った。(平成27年10月) 平成27年度は、6割の品目が目標審査期間を達成するよう取り組み、優先審査品目、通常審査品目のいずれもこれを達成した。	目標審査期間を行政側及び申請者側の双方の努力により達成するため、審査の各過程に係る標準的な処理期間を目安に適切な進行管理を行い、引き続き、審査の迅速化に努める。
48	介護保険給付対象の迅速な拡大	ロボット技術の急速な進歩に対応する観点から、①介護保険の給付対象に関する要望を随時受け付ける、②「介護保険福祉用具評価検討会」及び「社会保障審議会介護給付費分科会」を必要に応じて随時開催し、新たな種目を早期に追加する、③介護保険の給付対象となった具体的な種目を速やかに周知するなどの措置を講ずる。	①措置済み ②③平成27年度 検討・結論、随 時措置	厚生労働省	措置済	これまで3年に1度の開催であった介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会を、平成27年11月に随時開催とし、申請のあった種目の追加等に関する検討結果について、平成27年12月及び平成28年3月の社会保障審議会介護給付費分科会において種目の追加等に関するご意見を頂いた。 これを踏まえ、種目の拡充を行い、関係通知を発出した。	今後も要望の受付状況を踏まえ、介護保険・福祉用具評価検討会及び社会保障審議会介護給付費分科会を必要に応じ随時開催していく予定。また、その際に新たな種目の追加等となる場合には、種目追加等の手続き、周知など必要な措置を講じていく予定。

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
49	消費者保護の観点から必要となる枠組みの整備	消費生活用製品安全法等に基づき収集される事故情報等の分析を行い、その結果を踏まえて必要な措置や対応策を検討し、結論を得る。	市場における流通状況を注視しながら平成27年度検討開始。平成30年までに、結論を得たものから順次速やかに措置	経済産業省 消費者庁	—	消費生活用製品安全法に基づき、重大製品事故の報告を受け付けてきたところ、民生用ロボットに関する重大製品事故の報告は、平成29年3月31日時点で0件であった。	引き続き、消費生活用製品安全法に基づく報告制度の運用を行い、市場に流通する民生用ロボットの事故情報の収集及び分析に努め、必要な措置を講ずる。

⑥ヒト・モノ・カネ・情報の移動の円滑化

57	デビットカードを活用したキャッシュアウトサービスに係る規制の明確化	平成27年度金融審議会「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」中間整理(平成27年4月28日公表)において、『銀行と銀行サービスの利用者の間に立って、両者を介するサービスが拡大し、当該サービスに関連してトラブルが発生する場合には、利用者保護をどのように図るかといった課題も生じる可能性がある』、『様々なプレーヤーが登場し、サービスの種類も拡大する中、適正な利用者保護等を図るための枠組みについて検討していく必要がある』、『利便性を考慮しつつも、幅広い関係者が情報セキュリティ対策を推進していくための方策が重要』等との指摘がされているところ、これらの議論を踏まえてキャッシュアウトサービスの在り方について検討する。	平成27年度検討	金融庁	措置済	金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」報告書(平成27年12月22日公表)において、デビットカードを活用したキャッシュアウトサービスに係る規制については、 ①キャッシュアウトサービスは、本質的にはATMと同様のものとして、取引の実行に必要な事務処理を定型的に行うことなどから、銀行法令上の「預金の払出し」に係る外部委託として整理されることが考えられる ②キャッシュアウトサービスを行う場合には、現金の引渡しが入の手を介しつつ行われることなどを踏まえ、銀行に対し、監督上、必要に応じ、然るべき体制の整備等を求めていくことが考えられる と取りまとめられた。 これを踏まえ、銀行がキャッシュアウトサービスを行う場合の必要な体制の整備等を内容とする銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成29年内閣府令第8号)を制定し(平成29年3月24日公布、4月1日施行予定)、銀行によるデビットカードを活用したキャッシュアウトサービスが可能となること。	左記内閣府令の施行(平成29年4月1日)。
60	改正個人情報保護法の円滑な施行	個人情報保護法の改正法案が成立した場合には、個人情報の適正かつ効果的な活用についてはビッグデータ・ビジネスの普及が図られるよう、事業者の意見も聞きながら個人情報保護委員会の規則等を策定し、円滑に同法案を施行する。その際、届出や記録、公表の義務により事業者にとって過度な負担を課すことのないよう特に留意する。	個人情報保護法の改正法案が成立後、施行までに検討・結論・措置	個人情報保護委員会	措置済	平成27年9月に個人情報保護法の改正法(※)が成立し、個人情報保護委員会において、法案の国会審議における議論、関係者からのヒアリング及びパブリックコメントを踏まえて、平成28年10月に規則を、同年11月に委員会ガイドラインをそれぞれ策定した。その際、一般の事業者にとって過度な負担とならないよう、個人データの第三者提供に係る確認・記録義務の適用範囲や記録作成の方法などについて、ビジネスの実態を踏まえた規律を定めたところ。 また、平成28年度は改正個人情報保護法及び規則・ガイドライン等について重点的な周知・啓発を行い、全国47都道府県において説明会を開催したほか(28年度末時点で計192回)、ラジオや新聞を活用した広報を実施した。 ※個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第65号)	改正個人情報保護法の円滑な全面施行(平成29年5月30日)に向けて、引き続き、規則・ガイドラインの周知等を行ってまいりたい。

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
61	アクセシビリティに関するサービスに係る著作権法上の整理	障害者等の情報アクセスの充実を図る観点から、権利制限規定の在り方等について、文化審議会著作権分科会において検討を行い、必要な措置を講ずる。	平成27年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	文部科学省	検討中	文化審議会著作権分科会では、障害者団体から寄せられた要望について、権利者団体及び障害者団体との間で意見集約に向けた取組を行ったうえで、改めて小委員会で検討を行うこととされた。寄せられた要望事項のうち、視覚障害者等のための複製等に関する権利制限規定の対象となる主体の拡大等については、両者の意見が集約されたことを踏まえ文化審議会著作権分科会にて検討を行っている一方、映像に字幕や解説音声等を付与して放送等を行うことに関する権利制限規定の見直し等については、文化庁によるコーディネートのもとで引き続き両者の意見集約に向けた取組を行っている。	意見集約がみられた事項についてはその結果を踏まえて文化審議会著作権分科会において検討を行うとともに、その他の要望事項については意見集約に向けた取組を引き続き行い、議論の進捗をふまえ適切な時期に文化審議会著作権分科会において検討を行う。

⑦その他民間事業者等の要望に応える見直し

62	老朽化マンションの建替え等の促進	老朽化マンションについて、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の改正により創設されたマンション敷地売却事業等の活用も含めて、建替え、改修を含めた再生事業の推進に着手に取り組み。特に、老朽化した団地型マンションの建替え等に関し、団地内の合意形成を含めた権利調整や一団地に係る建築規制等について、事業法も含めて制度の在り方を検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論	国土交通省 法務省	措置済	住宅団地の再生を図るため、共有土地において市街地再開発事業を行う際の組合員数の算定方法の見直しを内容とする「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第72号)が平成28年6月7日に公布され、同年9月1日に施行された。 また、一団地認定の職権による取消しの円滑な運用のため、特定行政庁が当該取消しをした際の手続き等について規定した「建築基準法施行規則の一部を改正する省令」(平成28年国土交通省令第72号)が平成28年10月3日に公布・施行された。	—
63	「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(セーフ・ハーバーの検討)	いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等について、所要の検討を行い、結論を得る。現行の基準や要件等を見直す必要がある場合には、「流通・取引慣行ガイドライン」の改正を行う。	平成27年度検討・結論、結論を得次第措置	公正取引委員会	措置済	流通・取引慣行ガイドラインの改正案を平成28年3月28日に公表し、パブリックコメント手続を実施したところ、22件の意見が提出された。提出された意見を慎重に検討した結果、原案を維持することとし、いわゆるセーフ・ハーバーの市場シェア基準の水準を10%から20%に引き上げ、順位基準を廃止することを内容とする流通・取引慣行ガイドラインの改正を行った。(平成28年5月27日公表)	—
71	確定拠出年金における承認・申請手続の簡素化	確定拠出年金の規約の変更手続の更なる緩和について、その個別の手続をそれぞれ精査した上で検討し、結論を得た上で所要の措置を講ずる。	平成27年度検討・結論・措置	厚生労働省	措置済	確定拠出年金の手続の簡素化を図るため、従来、厚生労働大臣の承認が必要とされていた掛金の規定の条項や実施事業所の増加に伴う変更については、大臣の承認を不要とし、届出で足りる旨の省令改正を行った。 更に、「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第66号)において、設立時の提出書類を簡素化できる簡易型確定拠出年金を創設した。	—
74	操縦士学科試験の受験機会の更なる拡充	平成26年4月から定期運送用操縦士等の受験機会を増加させたことによる乗員確保等への効果を確認し、更なる受験機会の増加について検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論	国土交通省	措置済	平成26年度より受験機会の拡大(定期運送用操縦士等に係る学科試験の回数を年3回から年4回へ拡大)を実施したが、平成28年度においても受験者数の増加は見られないなど、状況の変化は認められないところ。 <参考> 定期運送用操縦士学科試験申請者数の推移 H25年度: 525人 H26年度: 467人 H27年度: 507人 H28年度: 476人	左記のとおり、受験機会を拡大したものの、平成28年度においても、受験者数の増加は見られないなど状況の変化は認められないが、今後とも、年4回の学科試験の回数を維持することとする。 なお、受験機会の増加の必要性の確認は継続することとし、必要に応じて適宜、見直しを図ることとしたい。

5. 地域活性化分野の実施状況等について

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
①空きキャパシティの再生・利用							
3	建築物の用途変更時等における規制の見直し③(既存不適格建築物の増築に係る規制の見直し)	吹き抜け部分増床や階高の高い室内での中間階設置等、建築物の内部に床を増設する小規模な一体増築を行う場合には、現行の構造計算によらず、耐震診断基準に適合していれば増築可能とする等、既存不適格建築物の増築時に適用される基準について、安全性を確保しつつ合理化できないか検討を行い、結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講ずる。	平成27年度検討・結論、平成28年度措置	国土交通省	措置済	従来、既存不適格建築物を増築する場合、増築部分が既存部分と構造上一体の場合は、増築部分が小規模であっても、現行規定に準じた構造計算により、建物全体が構造耐力上安全であることを確認しなければならないとしていたところ。今般、建築基準法に基づく告示(平成17年国土交通省告示566号)を改正し、吹き抜け部分増床や階高の高い室内での中間階設置等、建築物の内部に床を増設する小規模な一体増築を行う場合には、現行の構造計算によらず、耐震診断基準に適合していれば増築可能とした。(平成28年6月1日公布、施行)	—
4	建築物の用途変更時等における規制の見直し④(検査済証のない建築物に対する既存不適格調書の手続の合理化、及び法適合状況調査のためのガイドラインの運用改善)	①「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」について活用状況や利用実態を含めた調査を実施し、問題点を正確に把握した上で、チェックリストの作成、調査方法の例示等の検討を行い、特定行政庁等において手続が円滑に進むよう必要な措置を講ずる。 ②法適合状況調査の対象範囲については、用途変更・増改築を行う建物に限定されないことを明確に示し、速やかに事業者に対して周知する。	①平成27年度以降継続的に検討・結論・措置 ②平成27年度措置	国土交通省	検討中	①「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」の改訂に向け継続して作業を実施しているところ。進捗状況については、平成28年1月26日及び3月29日に地域活性化ワーキングにて報告済み。 ②当該ガイドラインに関する国土交通省ホームページの修正及び講習会等を実施した。 http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000061.html	①平成29年度中にガイドラインの改訂を検討。 ②措置済
③主に地方自治体が所管する規制の改革							
17	17の項目は、(1)⑦「民泊サービスにおける規制改革」(13頁)に記載						
④その他地域活性化に資する規制改革							
23	着地型観光を促進するための旅行業の見直し①(第三種旅行業者の範囲の拡大)	第三種旅行業者が実施できる募集型企画旅行の催行範囲(拠点区域)について、各地域及び事業者の個別、具体的なニーズも踏まえ、拠点区域の範囲の見直しも視野に入れ、検討を行い、結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講ずる。	平成27年度検討開始、平成28年度結論・措置	国土交通省	措置済	着地型旅行商品に対するニーズの高まりに対応するため、規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)を踏まえ、地域限定旅行業に係る制度改革等を内容とする旅行業法の改正案を平成29年通常国会に提出済。	—
24	着地型観光を促進するための旅行業の見直し②(地域限定旅行業等の登録の容易化)	ホテル・旅館についての旅行業等の登録要件について、ホテル・旅館のニーズ及び登録を受けるに当たり障壁となる要件について把握した上で、かかる要件の在り方について検討を行い、結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講ずる。	平成27年度検討開始、平成28年度結論・措置	国土交通省	措置済	着地型旅行商品に対するニーズの高まりに対応するため、規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)を踏まえ、地域限定旅行業に係る制度改革等を内容とする旅行業法の改正案を平成29年通常国会に提出済。	—

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
25	着地型観光を促進するための旅行業の見直し③(旅行業務取扱管理者試験の見直し)	着地型旅行のみを取り扱う営業所に選任すべき旅行業務取扱管理者の資格試験について、現行の国内旅行業務取扱管理者試験より簡易な試験を新設することを含め、見直しに向けた検討を行い、結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講ずる。	平成27年度検討開始、平成28年度結論・措置	国土交通省	措置済	着地型旅行商品に対するニーズの高まりに対応するため、規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)を踏まえ、地域限定旅行業に係る制度改正等と内容とする旅行業法の改正案を平成29年通常国会に提出済。	—
26	建設業許可基準の見直し①(経営業務管理責任者としての一定の経験が必要な「役員」の範囲の見直し)	建設業許可基準において経営業務管理責任者としての経験を有する者の配置が求められる「役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)」に、業務の執行権限を明確に委譲されている等、一定の要件を満たす者(一定の要件を満たすいわゆる執行役員等を想定)も含めることとする。	平成27年度措置	国土交通省	措置済	経営業務管理責任者としての経験を有する者の配置が求められる「役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)」に、許可を受けようとする建設業の経営業務の執行に関し一定の要件(取締役会の決議等により具体的な権限委譲を受けていること)を満たす執行役員等を追加するため、平成28年5月17日付けで「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」及び「建設業許可事務ガイドライン」を改正し、同年6月1日に施行した。	—
27	建設業許可基準の見直し②(経営業務管理責任者としての「経験年数」要件の見直し)	5年の経験年数や、同等の能力を有する者の要件の経験年数について、経験を代替する研修制度の創設などにより一定程度短縮することの可能性について検討する。	平成27年度検討開始、平成28年度結論・措置	国土交通省	未措置	同等の能力を有する者の要件の経験年数に関して、現行では認められない低い職制上の地位での経験を経験年数として認めるとともに、他業種等の経験年数を7年から6年に短縮する等の措置を行う方向で、「建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件(昭和47年建設省告示第351号)」、「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」及び「建設業許可事務ガイドライン」を改正するパブリックコメントを実施しているところ。	パブリックコメントの結果を踏まえ、「建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件(昭和47年建設省告示第351号)」等を速やかに改正予定。
28	建設業許可基準の見直し③(経営業務管理責任者としての経験を有する者と同等の能力を有する者であることの証明書類等の合理化)	常勤の役員の1人が、許可対象業種の建設業に関し5年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有する者と同等の能力を有する者であることを示すために事業者が提出する書類は、必要最小限のものとなるよう、ガイドライン等の見直しを行う。	平成27年度措置	国土交通省	措置済	経営業務の管理責任者経験と同等以上の能力を有することを示すために事業者が提出する書類のうち、執行役員等として建設業の経営業務を総合的に管理した経験及び建設業に関する補佐経験を確認するための書類について、取締役会の議事録や人事発令書等で足りることとするため、平成28年5月17日付けで「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」及び「建設業許可事務ガイドライン」を改正し、同年6月1日に施行した。	—
29	建設業許可基準の見直し④(建設業の許可基準の在り方の見直し)	建設業の適切な経営を担保するための建設業の許可基準の在り方について、規制の目的に見合った適切かつ合理的な許可要件等への見直しも含めて、検討する。	平成27年度検討開始	国土交通省	検討中	建設業の構造的課題について検討を行うために平成28年1月に設置された基本問題小委員会の中間とりまとめでは、経営業務管理責任者の要件の在り方について、「企業全体の経営に占める建設業経営の影響度、経営の規模・安定性の観点」を踏まえ、引き続き検討する必要があるとされたところ。これを受け、建設産業の将来展望や建設業関連制度の基本的な枠組みを検討するために平成28年10月に設置された建設産業政策会議において、経営業務管理責任者要件を含む建設業許可制度のあり方について議論しているところ。	本会議において、平成29年6月にとりまとめを行う予定であり、その結果を踏まえ、建設業の適切な経営を担保する観点から、建設業の許可基準のあり方について引き続き検討を行っていく。

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
30	建設業に係る技術者専任要件の見直し①(現場ごとの技術者専任に係る請負金額要件の見直し)	建設業法における監理技術者等の専任に係る請負金額要件について、経済・社会情勢の変化等を踏まえた見直しについて検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論・措置	国土交通省	措置済	監理技術者等の専任に係る請負金額が建築一式工事にあつては5,000万円から7,000万円、建築一式工事以外の工事にあつては2,500万円から3,500万円へと引き上げるため、平成28年4月6日付けで「建設業法施行令(昭和31年政令第273号)」を改正し、同年6月1日に施行した。	—
33	都市再開発における手続の合理化②(市街地再開発組合の設立に係る地権者の合意形成の在り方の検討)	運用上、過度に多数意見の地権者の権利が制限される恐れがある場合について、事例や想定されるケースを踏まえた課題等の整理を行うとともに、関係者の意見等も聞きながら、法定再開発における少数意見の地権者の権利保護の考え方や適切な合意形成の在り方について検討し、結論を得る。	平成27年度検討開始、平成28年度結論	国土交通省	措置済	事例や想定されるケースを踏まえた課題等の整理のため、地方公共団体へのアンケート調査や民間事業者へのヒアリングを実施したが、組合設立要件が事業推進の支障となっている、あるいは支障となるおそれがある具体的な事例はなかった。また、地権者の権利保護の考え方や合意形成の在り方については、組合設立要件である土地所有者及び借地権者の「それぞれの3分の2以上の同意」を「総数の3分の2以上の同意」と改める案について学識経験者からのヒアリングを実施したところ、利害が異なる土地所有者及び借地権者のいずれか一方の意向のみで事業が施行されることとなるのは、公平性や権利者保護の観点から問題であるとの見解が示された。以上から、平成29年3月に、組合設立要件について制度改革を行うことは適切ではなく、既存制度の効果的な活用を図ることにより合意形成を促進するべきとの結論に至った。	—

【規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定分)】

1. 健康・医療分野の実施状況等について

規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容	
①在宅での看取りにおける規制の見直し							
1	地域での看取りを円滑に進めるための取組の推進	住み慣れた自宅や介護施設等、国民が望む場所での看取りを行う体制を確保することができるよう、医療関係者などの協力も得ながら、在宅医療での医師間の連携や介護施設等における協力病院の確保などを含め、地域での看取りを円滑に進めるための対応策を検討し、結論を得る。	平成28年度検討、平成29年度結論	厚生労働省	検討中	<p>○平成26年介護保険法改正により制度化された、市町村における在宅医療・介護連携推進事業の取組を推進している。</p> <p>○都道府県が作成する平成30年度からの医療計画に関し、在宅での看取りに係るサービスの提供実績に係る指標を充実する方針を決定した。</p> <p>○患者の意思決定を支援する取組として、平成28年度中に、人生の最終段階における医療に関し、患者の相談に適切に対応できる医療・ケアチームの育成研修を12回実施し、約220チームを育成した。</p> <p>○また、平成28年度診療報酬改定において緊急往診及び看取りの十分な実績等を有する在宅療養支援診療所・病院の評価の充実を行っており、その施行状況も踏まえつつ、平成30年度診療報酬改定における対応を中央社会保険医療協議会において議論している。</p>	<p>○在宅医療・介護連携推進事業について平成30年4月の全市町村での実施にむけて研修等の実施により市町村を支援する。</p> <p>○市町村における在宅医療・介護連携推進事業の更なる推進のために、第193回国会に提出している「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」において、都道府県による市町村支援の努力義務化を予定している。</p> <p>○医療ケアチームの研修について、平成29年度も引き続き実施する。</p> <p>○平成30年度の診療報酬と介護報酬の同時改定に向け、医療保険と介護保険の連携を図りつつ、関係審議会での議論を踏まえ、看取りへの更なる対応を検討していく。</p>
2	在宅での看取りにおける死亡診断に関わる手続の整備	在宅での穏やかな看取りが困難な状況に対応するため、受診後24時間を経過していても、以下のa～eの全ての要件を満たす場合には、医師が対面での死後診察によらず死亡診断を行い、死亡診断書を交付できるよう、早急に具体的な運用を検討し、規制を見直す。 a 医師による直接対面での診療の経過から早晚死亡することが予測されていること b 終末期の際の対応について事前の取決めがあるなど、医師と看護師の十分な連携が取れており、患者や家族の同意があること c 医師間や医療機関・介護施設間の連携に努めたとしても、医師による速やかな対面での死後診察が困難な状況にあること d 法医学等に関する一定の教育を受けた看護師が、死の三兆候の確認を含め医師とあらかじめ取り決めた事項など、医師の判断に必要な情報を速やかに報告できること e 看護師からの報告を受けた医師が、テレビ電話装置等のICTを活用した通信手段を組み合わせることで患者の状況を把握することなどにより、死亡の事実の確認や異状がないと判断できること	平成28年度検討開始、平成29年度結論・措置	厚生労働省	検討中	<p>平成28年度厚生労働科学研究「ICTを利用した死亡診断に関するガイドライン策定に向けた研究」(研究代表者 大澤資樹)において、閣議決定で示されたa-e要件の具体化及び医師が対面での死後診察によらず死亡診断を行う際の具体的手順について研究を進めた。</p>	<p>平成28年度厚生労働科学研究「ICTを利用した死亡診断に関するガイドライン策定に向けた研究」(研究代表者 大澤資樹)を踏まえ、医師による死亡診断に必要な情報を報告する看護師を対象にした研修を開始する予定。(予算措置済)</p>
②薬局における薬剤師不在時の一般用医薬品の取扱いの見直し							
3	薬局における薬剤師不在時の第二類・第三類医薬品の取扱いの見直し	患者本位の医薬分業の推進を前提とし、薬局の調剤応需体制の確保とのバランスなどを考慮しつつ、薬局において、薬剤師不在時にも登録販売者が第二類・第三類医薬品を販売することができるよう、業界関係者の意見を幅広く聴取した上で、規制を見直す。	平成28年度検討・結論、平成29年度上期措置	厚生労働省	未措置	<p>業界関係者に対してヒアリングを実施し、様々な意見を聴取した。その結果も踏まえて検討を行い、薬剤師が薬局を实地に管理しているとみなせる状況にある等、一定の条件の下で、薬局において、薬剤師不在時にも登録販売者が第二類・第三類医薬品を販売することができるようにするとの結論を得た。</p>	<p>平成29年度上期措置に向けて、必要な省令改正等を実施予定。</p>

規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
4	薬局と店舗販売業の併設許可に係る指導の統一化	薬局及び店舗販売業の併設許可に係る審査基準及び指導基準(以下「審査基準等」という。)が都道府県、保健所設置市及び特別区により異なることについて、現状の調査を行い、その合理性を検証し結果を公表した上で、検証結果を踏まえ、審査基準等について検討し、必要な措置を講ずる。	平成28年度検討・結論・措置	厚生労働省	措置済	薬局と店舗販売業の併設許可に係る審査基準等の現状の調査を都道府県等に対して実施し、その結果を平成29年3月31日に厚生労働省ホームページに掲載。併せて、判断のばらつきが生じる要因と考えられる規定に対して通知(「薬局及び店舗販売業の店舗における明確な区別の考え方について」(平成29年3月31日付け薬生総発0331第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知)を发出するとともに、指導等の標準化のためのQ&A(「薬局と店舗販売業の併設等に関するQ&Aについて」(平成29年3月31日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課、監視指導・麻薬対策課事務連絡))を发出。	—

③診療報酬の審査の効率化と統一性の確保

5 7	5～7の項目は、(1)⑤「診療報酬の審査の効率化と統一性の確保」(8頁～9頁)に記載
-------------	--------------------------------------------

④一般用医薬品及び指定医薬部外品の広告基準等の見直し

8	一般用医薬品及び指定医薬部外品の広告基準の見直し	セルフメディケーションの推進や広告媒体の多様化を踏まえ、一般用医薬品及び指定医薬部外品(以下「一般用医薬品等」という。)に関する情報が消費者に理解されやすい広告表現によって正確かつ適切に提供されるようにするとの観点から、業界関係者の意見を聴取しつつ、「医薬品等適正広告基準」全般について精査し、必要な見直しを行う。	平成28年度検討・結論、平成29年度上期措置	厚生労働省	未措置	「医薬品等の広告監視の適正化を図るための研究班」を設置し、理解されやすい広告表現によって正確かつ適切な情報が消費者に提供されるようにするとの観点から、不適切な広告を選別するための判断基準を作成した。この判断基準を踏まえて、「医薬品等適正広告基準」の精査・見直しを実施中。	研究班の提案を踏まえ、医薬品等適正広告基準(局長通知)の改正案を公表し(パブリックコメント手続き)、局長通知等を改正(～平成29年上期)
9	一般用医薬品及び指定医薬部外品の広告監視指導の在り方の見直し	都道府県によって一般用医薬品等の広告に対する指導内容に可能な限り差異が生じないような仕組みを構築するとともに、それでも生じる差異については、その都度全国レベルで指導内容を統一するため、国及び都道府県における広告監視指導の在り方について必要な見直しを行う。その際、業界関係者の意見を聴取しつつ、詳細かつ具体的に「医薬品等適正広告基準」を解説した通知の发出を含めて検討し、一般用医薬品等の広告監視指導の運用をより明確化する方策等を講ずる。	平成28年度検討・結論、平成29年度上期措置	厚生労働省	未措置	広告監視指導業務の方針や違反広告等の解釈・対応を協議する全国医薬品等広告監視協議会で、本年2月に都道府県の指導内容の差異を解消するための方策をとりまとめ、都道府県に周知した。「医薬品等の広告監視の適正化を図るための研究班」の報告書を踏まえて、「医薬品等適正広告基準」の解説を作成中。	全国医薬品等広告監視協議会でのとりまとめの結果を踏まえ、同協議会では、都道府県における指導の差異も念頭においた協議を行う。研究班の提案を踏まえ、「医薬品等適正広告基準」の解説通知を发出(～平成29年上期)
10	一般用医薬品及び指定医薬部外品の効果の表現の見直し	消費者に分かりやすい広告が可能となるよう、一般用医薬品等の効果効果について、承認基準における効果効果の表現の見直しを行う。	平成28年度検討・結論・措置	厚生労働省	措置済	一般用医薬品等承認基準検討委員会において、指定医薬部外品(ビタミン含有保健剤)の承認基準の効果効果表現の見直しを行い、平成29年3月28日に改正告示を发出した。	—

2. 雇用分野の実施状況等について

規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
①就職・転職が安心してできる仕組みづくり							
1	入社前の情報共有の在り方(情報開示)	各企業の職場情報に関する情報開示を更に進めるため、企業が開示する職場情報について、労働者が比較しやすくするための情報の一覧化や情報開示の留意点(例えば、マッチング向上のために開示することが望ましい項目、開示された情報の読み方、中小企業が情報開示する際の留意点)の整理を行い、周知徹底を図る。あわせて、女性の活躍推進、若者の雇用促進、子育ての支援といった特定の分野に限らず、各企業の職場情報を確認できる共通データベースを整備し、積極的な活用を促すことにより、企業の自主的な情報開示を促進する。	平成28年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	未措置	厚生労働省内に部局横断的な検討チームを設置し、情報の一覧化及び共通データベースの整備に関する検討を実施。その結果、若者・女性等の個別分野毎に開示を行っている職場情報の一覧化と、それ以外の情報も含めた職場情報の総合的な提供を行う共通データベースである「総合的職場情報提供サイト(仮称)」を構築することとし、平成29年度の予算措置を行った。	平成29年度中にサイトの具体的設計・開発を行い、30年度から運用を行う。
2	入社前の情報共有の在り方(賃金計算方法等の明示)	賃金に関する労働紛争を防止する観点から、以下の取組を行う。 a 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金の計算方法などの的確な明示をより一層促す。 b 労働条件明示義務に違反する者に対する指導を徹底する。	平成28年度措置	厚生労働省	措置済	a 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金の計算方法などの的確な明示をより一層促すため、平成28年8月4日に通知「求人票の記載内容と実際が異なる旨の申出等への対応の更なる強化について」を発売し、固定残業代をはじめとした求人票の記載内容と実際が異なる場合のハローワークにおける対応要領を示し、求人者に対して事実確認を行った上で、指導、紹介保留、求人取消等の必要な措置を講ずるよう改めて指示を行った。 あわせて、地方管理者を招集した会議等において、求人票の記載内容の適法性及び正確性の確保の徹底を指示している。 【平成28年6月2日以降に指示を行った会議一覧】 ●平成28年6月21日 平成28年度都道府県労働局職業紹介業務担当者会議【首席職業指導官等による指示】 ●平成28年7月12日 全国職業安定部長等会議【職業安定局長及び首席職業指導官による指示】 ●平成28年10～11月 職業安定課長ブロック会議(全6ブロック)【担当補佐等による指示】 ●平成28年11月14日 全国労働局長会議【職業安定局長による指示】 ●平成29年2月14日 全国職業安定部長等会議【首席職業指導官による指示】 b 労働条件明示義務に違反する者に対する指導を徹底するため、事業場に対する監督指導の際、固定残業代制を採用しているか否か必ず確認し、これを採用している場合は、固定残業代に係る労働条件通知書による明示も含め、固定残業代制の適切な運用が図られているか重点的に確認し、労働基準法違反が認められれば、是正を指導することなどについて、平成28年11月4日に、通知を出して徹底した。さらに、改めて ・平成28年11月14日の全国労働局長会議で指示 ・平成29年2月14日の全国監督課長会議で指示した。	a 今後も、会議等において、求人票の記載内容の適法性及び正確性の確保の徹底を指示していく。 b 引き続き、都道府県労働局に対し必要な指示を行いつつ、労働条件明示義務に違反する者に対する指導の徹底を図る。

規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
3	採用の在り方	通年採用等の導入は、多様な働き方を推進していく観点からも重要である旨を明確にし、周知徹底を図ることで、通年採用等の積極的な導入を促す。	平成28年度措置	厚生労働省	措置済	<ul style="list-style-type: none"> ・通年採用等の積極的な導入に係る周知徹底を図るためのリーフレットを作成。 ・平成29年2月10日付、リーフレットを主要経済3団体(日本経済団体連合会・日本商工会議所・全国中小企業団体中央会)に送付し、周知を依頼。 ・平成29年2月10日付、都道府県労働局に本リーフレットを送付し、都道府県労働局において地域の経済団体等に対する周知を行うとともに、ハローワークにおいて学卒求人への申込みを行う事業所に対して周知を行うよう指示。 	都道府県労働局やハローワーク等において、左記の通り、引き続きリーフレットを活用し、通年採用等の導入に関する周知を図る。
4	インターンシップ活用の推進	適正なインターンシップを普及するため、教育界と産業界の参加を得てインターンシップの在り方に関する議論の場を速やかに立ち上げ、下記の事項について、学生と企業のマッチング向上という観点も含め調査・検討を行い、必要な措置を講ずる。 a インターンシップに関する大学等・学生・企業のニーズ b 企業がインターンシップで取得した学生情報の取扱いの在り方 c 中小企業が多様なインターンシップ・プログラムを有効かつ柔軟に活用できる方策の在り方	平成28年度中、可能な限り速やかに調査・検討開始、結論を得次第速やかに措置	文部科学省 厚生労働省 経済産業省	検討中	<p>平成28年6月に、大学等における有識者や、主要な経済団体、地域でインターンシップを推進している協議会等から13名に参画いただき、「インターンシップの推進等に関する調査研究協力者会議」を設置。</p> <p>平成29年3月31日までに3回の会議を開催し、大学・企業・地域のそれぞれの立場からの事例発表、大学・学生・企業の三者に対して行ったニーズ調査の結果の概要報告、インターンシップの在り方や更なる推進方策、企業がインターンシップで取得した学生情報の取扱いの在り方等について議論を行っており、引き続き検討予定。</p>	関係者間で調整を行い、平成29年度の早い段階で議論を取りまとめる予定。

②健康・安全・安心に働ける職場づくり

5	労働者の健康確保の在り方	①小規模事業場に属する労働者の健康を確保する観点から、小規模事業者に対する産業保健総合支援センターの積極的な活用を促進する、②産業医の資質の確保・向上という観点から、産業医に対する研修の充実を図る、③産業医が本来持つ高度な専門性を十分発揮させるという観点から、医師以外の産業保健スタッフとの連携強化及び事業場から産業医への情報提供の充実を図ることを含め産業医の意見が十分反映されるための環境を引き続き整備する。	①②平成28年度措置、③平成28年度検討・結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	措置済	<p>①について 都道府県労働局長に対し指示等を行い、産業保健活動総合支援センター事業の周知・利用勧奨を実施。その結果、産業保健総合支援センターの小規模事業場等への訪問支援の実績が約1割増加。(22,499(H27.4～H28.1) → 24,834(H28.4～H29.1))</p> <p>②について ・産業保健総合支援センターで実施する産業医向け研修について、平成28年度は高ストレス者等への面接指導マニュアル(平成27年11月策定)に基づく研修を集中的に実施するなど、平成27年度に比べ充実。 ・「産業医制度の在り方に関する検討会」報告書(平成28年12月26日)を踏まえ、産業医要件の取得のための研修・実習の範囲に、「治療と職業生活との両立支援」を追加。</p> <p>③について 「産業医制度の在り方に関する検討会」報告書(平成28年12月26日)を踏まえ、以下の事項について省令を改正。(平成29年6月1日施行) ・長時間労働者の健康管理が的確に行われるよう、事業者に対し長時間労働者に関する情報を産業医に提供することを義務付け ・健診の異常所見者について、医師等からの就業上の措置等に関する意見具申が適切に行われるよう、事業者に対し労働者の業務内容に関する情報を医師等に提供することを義務付け ・事業者から産業医へ一定の情報が提供されることを条件とした、産業医による職場巡視の頻度の見直し</p>	「規制改革の内容」にある項目については措置済み。 なお、働き方改革の実行計画に基づき、病気の治療と就労の両立支援の充実を図るとともに、労働者の健康確保のための産業医・産業保健機能の強化を図ることとしている。
---	--------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------	-------	-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
6	在宅ワーカーの健康確保の在り方	在宅ワーカーの健康を確保する観点から、以下の取組を行う。 a 「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」における健康確保に関する記述の充実を図る。 b クラウドソーシングのような新しい就業形態が出現していることを踏まえ、在宅ワーカーの就業実態を包括的に把握するとともに、在宅ワーカーの健康確保に関する課題の整理を行い、必要な措置を講ずる。	平成28年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	検討中	「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」における健康確保に関する記述の充実を図るため、「今後の在宅就業施策の在り方に関する検討会」において、発注者(仲介機関を含む)・在宅ワーカーに対するヒアリングを実施したが、直ちに对应すべき課題は見受けられなかった。こうしたことから、平成29年度に、在宅ワーカーの就業実態を包括的に把握するための実態調査を行い、健康確保に関する課題の整理を行った上で、同年度中に「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の改正を行うこととし、平成29年度予算案において、実態調査に要する費用を計上した。	平成29年度、クラウドソーシングを活用した就業を含め、非雇用型テレワークの就業実態調査を実施する。働き方改革実行計画及び上記実態調査の結果等を踏まえ、有識者等による検討会において、在宅ワーカーを含む非雇用型テレワーカーの健康確保等に関する課題の整理を行うとともに、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の改正を行い、その他必要な措置について検討する。
7	法令知識の付与の在り方	使用者が積極的に法令知識を得ることができる環境を整備するという観点から、使用者向けの広報資料の充実と周知徹底を図ることにより、使用者に対し、自主的な法令知識の取得を促す。	平成28年度措置	厚生労働省	措置済	使用者が積極的に法令知識を得ることができる環境を整備するため平成28年11月1日にポータルサイト「スタートアップ労働条件」を開設し、自主的な法令知識の取得を促すため、使用者が自社の労務管理や安全衛生管理などの問題点を診断可能とするとともに、診断の結果、問題点が認められた場合には改善に向けた情報を継続的に提供している。また、当該ポータルサイトを周知するため、厚生労働省HPで報道発表を行うとともに、ポスターやリーフレットを作成し、都道府県労働局・労働基準監督署・ハローワーク等において配布するとともに、厚生労働省ツイッターやリステイング広告によりWEB上における周知も行っている。	ポータルサイト「スタートアップ労働条件」の内容の拡充を行うとともに、ポスター・リーフレットの配付やリステイング広告の実施等により、引き続き周知徹底を図る。

③公平な処遇で活躍できる仕組みづくり

8	同一労働同一賃金の実現	同一労働同一賃金の実現に向けて、我が国の雇用慣行に十分留意しつつ、法改正の準備を進める。あわせて、どのような待遇差が正当でないと思われるかについて、早期にガイドラインを策定し、事例等を示す。	可能な限り速やかに措置	厚生労働省 内閣官房	措置済	第5回働き方改革実現会議(平成28年12月20日)で、どのような待遇差が不合理であるかを事例等で示すガイドライン案を公表した。	「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)を受け、法改正の詳細な内容の検討を進め、法改正案の早期の国会提出を目指す。
9	有期雇用法制の在り方	無期転換ルールを含む有期雇用法制の在り方を検討するため、引き続き、有期雇用法制の見直しに対する企業の対応につき実態把握を行うとともに、その際の調査手法については、より正確な実態の把握が可能となるよう特に留意する。	平成28年度以降、継続的に実施	厚生労働省	措置済	平成25年、平成27年に引き続き、平成28年度も無期転換ルールを含む改正労働契約法に対する企業の対応に係る実態について調査を実施した。本調査においては、調査対象を10人以上規模の企業に拡大し、中小企業における実態をより把握できるものとした。	・調査結果については、とりまとめ次第公開予定。 ・無期転換ルールへの本格的な対応が始まる平成30年4月以降も実態の把握ができるよう、調査手法等について検討を継続。

3. 農業分野の実施状況等について

規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容	
①牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革							
1 4	1～4の項目については、(1)②「牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革」(4頁～5頁)に記載						
②生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組							
5 6	5～6の項目については、(1)③「生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組」(5頁～6頁)に記載						

4. 投資促進等分野の実施状況等について

規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
①経済・社会情勢の変化に対応した規制の見直し							
1	普通第二種免許の受験資格の緩和①(経験年数要件(3年以上)の見直し)	普通第二種免許の受験資格である3年の経験年数要件を一定の条件を満たす者に対して引き下げることに付いて、既存の特例制度等を踏まえつつ検討することとし、そのために必要な試験・教習の在り方についても検討を行い、結論を得る。	平成28年度検討開始、遅くとも平成30年度までに結論	警察庁	検討中	普通第二種免許の受験資格の緩和に関し、警察庁として採り得る施策について検討を開始し、平成29年度実施予定の調査研究の準備、年齢別・経験年数別の交通事故状況の分析、国土交通省を通じた、タクシー運転者の実態・タクシーの交通事故状況調査、海外制度調査等を行った。	既存の特例制度の在り方等を含めた普通第二種免許の受験資格の緩和の実現可能性に係る調査研究を行うなど、国土交通省等と連携を図りながら、引き続き必要な調査・検討を行っていく。
2	普通第二種免許の受験資格の緩和②(年齢要件(21歳以上)の見直し)	少子高齢化の進展に伴いドライバーが不足していること、自動車技術の進展、安全性確保の観点等を踏まえ、年齢要件を含めて普通第二種免許制度の今後の在り方を総合的に検討する。	平成28年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	警察庁	検討中	普通第二種免許の受験資格の緩和に関し、警察庁として採り得る施策について検討を開始し、平成29年度実施予定の調査研究の準備、年齢別・経験年数別の交通事故状況の分析、国土交通省を通じた、タクシー運転者の実態、タクシーの交通事故状況調査、海外制度調査等を行った。	既存の特例制度の在り方等を含めた普通第二種免許の受験資格の緩和の実現可能性に係る調査研究を行うなど、国土交通省等と連携を図りながら、引き続き必要な調査・検討を行っていく。
3	ワゴン車の運転に必要な免許の見直し	乗車定員が11名以上であることにより運転に中型自動車免許が必要とされているワゴン車を準中型自動車免許で運転可能とすることについて、乗車定員の見直し、限定解除審査の在り方、安全確保措置等必要な事項について、運転希望者の負担や道路交通の安全の観点を踏まえつつ、検討を行い、結論を得る。	平成28年度検討開始、遅くとも平成30年度までに結論	警察庁	検討中	ワゴン車の運転に必要とされている免許の見直しに関し、警察庁として採り得る施策について検討を開始し、平成29年度実施予定の調査研究の準備を進めるとともに、海外制度調査等を行った。	運転に中型自動車免許が必要とされている特定のワゴン車を準中型自動車免許で運転可能とすることの実現可能性に係る調査研究を行うなど、引き続き必要な調査・検討を行っていく。
4	自動車の封印の見直し	自動車の封印について、自動車登録関係の諸制度における変更も踏まえ、封印の取付けの委託範囲の見直しなど自動車ユーザーの利便性向上及び負担軽減策を検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成28年度検討・結論、平成29年度措置	国土交通省	措置済	<p>自動車の封印について、自動車登録関係の諸制度における変更も踏まえ、平成29年2月28日付けで「封印取付委託要領」(平成18年10月4日付け自動車局長通達国自管第86号)を一部改正する等し、以下のとおり封印の取付けの委託範囲を拡大した。</p> <p>①行政書士への封印委託 これまでナンバープレートの交付代行者から再委託された行政書士にのみ認められていた封印の取付けについて、都道府県行政書士会を封印受託者として新たに追加し、同書士会に所属する行政書士が運輸支局等に提出する書類を作成した一定の自動車への封印の取付けを可能とした。</p> <p>②ナンバープレートの交換等に係る封印委託 これまでナンバープレートの交付代行者や自動車ディーラーに限定していたナンバープレートの交換・再交付等に係る封印の取付けについて、全ての封印受託者が行えるようにした。</p> <p>③出張封印の対象拡大 これまでナンバープレートの交付代行者から再委託された行政書士等のみ認められていた自動車ユーザーの自宅等における封印の取付け(出張封印)について、ナンバープレートの交換・再交付等に係る封印の取付けについては、全ての封印受託者が行えるようにした。</p> <p>④平成28年8月26日に「道路運送車両法第11条第1項の離島及び市町村を指定する告示」(昭和42年運輸省告示第349号)を改正し、市町村の長が封印の取付け等を行うことができる離島及び市町村として、上甕島、中甕島及び下甕島(鹿児島県薩摩川内市)を新たに指定した。</p>	①～③に関する通達を平成29年4月1日に施行する。

規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
5	移動理美容車の在り方の見直し	超高齢社会を迎えた我が国における消費者の多様なニーズへの対応と、適切な衛生水準の確保を図る観点から、理美容業における移動理美容車の位置付けを公表する。また移動理美容車の取扱いが地方自治体により異なることについて、現状の調査を行い、地方自治体の定めている基準に衛生上必要な措置として合理性があるかを検証の上、移動理美容車の基準の在り方について検討し、結論を得る。	平成28年検討・結論・措置	厚生労働省	措置済	移動理美容車の現状を調査し、「自動車を使用した理容所・美容所の取扱いについて」(平成28年12月26日生活衛生・食品安全部生活衛生課長通知)により、移動理美容所の衛生管理等に必要な事項を取りまとめ、自治体等に通知した。	—
6	グループ企業間の法律事務の取扱いの見直し	グループ会社間における有償での法律事務の取扱いにつき、弁護士法(昭和24年法律第205号)第72条の規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保するという観点から検討を行い、必要な措置を講ずる。	平成28年上期検討・結論・措置	法務省	措置済	グループ会社間における有償での法律事務の取扱いにつき、弁護士法(昭和24年法律第205号)第72条の規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保するという観点から、平成28年6月30日に「親子会社間の法律事務の取扱いと弁護士法第72条」と題する見解を公表した。	「親子会社間の法律事務の取扱いと弁護士法第72条」と題する見解を法務省ホームページに公開し、広く国民に対して周知を図っている。
7	小規模な圧縮水素スタンドの市街地への設置促進に向けた建築基準法の取扱いの見直し	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)における第二種製造者に当たる小規模な圧縮水素スタンドについて、市街地への設置実績を踏まえ、特定行政庁の許可を得ることなく市街地に設置可能となるよう告示を定めることについて検討し、結論を得る。	平成28年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	国土交通省	措置済	小規模な圧縮水素スタンドについて、市街地への設置実績を踏まえ、特定行政庁の許可を得ることなく市街地に設置可能となるよう告示を定めることについて検討し、結論を得た。 現在、当該告示案についてパブリックコメントを実施しているところ。	パブリックコメントの結果を踏まえ、速やかに措置する予定。
8	株主総会の招集通知添付書類の電子提供のデフォルト化	株主総会の招集通知添付書類の提供を原則として電子的に行う上での課題や必要な措置について検討し、結論を得る。	平成28年検討・結論	法務省 経済産業省	措置済	経済産業省に設置された「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」において、株主総会の招集通知添付書類について、株主の個別承諾なしに、書面に代えて電子提供できる情報の範囲を拡大し、原則電子提供とする方向での制度整備を求める提言を平成28年4月に取りまとめた。 具体的には、①株主総会前に提供すべきと法令上要請された全ての情報がインターネット上で開示されていること、②Webアドレス等の必要最低限の情報は書面で株主に通知されること、③企業が当該制度を採用する上で、株主からの個別承諾は要さないこと、④全ての情報を書面で受け取ることが希望する株主は、その旨企業に要請する必要があること、といった諸外国における電子提供制度の共通点を参考にしつつ、我が国の株主総会を取り巻く制度環境や実態、企業実務の観点も踏まえ、新たな制度を整備することを求めるとともに、その具体的な制度設計の在り方や留意点についてとりまとめた。	—
9	将来の社会の変化に対応できる柔軟な権利制限規定等の在り方に関する検討	セキュリティ目的のリバースエンジニアリングを含む新産業創出等の観点を含め、将来の社会の変化に対応できる適切な柔軟性を確保した著作権法(昭和45年法律第48号)上の権利制限規定等の在り方について、権利の保護とのバランスに留意しつつ検討を行い、結論を得る。	平成28年度検討・結論	文部科学省	検討中	文化審議会著作権分科会では、リバースエンジニアリングのための著作物利用に係る課題を含め、時代の変化に柔軟に対応できる権利制限規定の在り方について検討を行っている。	現在行われている左記の検討を引き続き行い、結論を得た段階で報告書にまとめる予定。

規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
10	タイムスタンプの法的根拠の明確化	安心な電子取引が可能となる環境整備のために、タイムスタンプ等の電子認証基盤について、今後のあるべき姿を検討する。	平成28年度検討開始	総務省	措置済	タイムスタンプ等の電子認証基盤について調査・検討した。これにより、タイムスタンプの利用が堅実に進んでいること、また、(一財)日本データ通信協会による民間認定制度がタイムスタンプの信頼性を担保する制度として十分に機能していることが認められた。	タイムスタンプ等の電子認証基盤の動向の把握に努める。
11	建築物省エネ法における外部記憶媒体による届出の容認	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)における手続等について、外部記憶媒体による届出を含めて検討し、結論を得る。	建築物省エネ法の施行までに検討・結論	国土交通省	措置済	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)を一部改正(平成28年11月30日公布、平成29年4月1日施行)し、所管行政庁が認める場合には外部記憶媒体による届出を可能とするよう措置。	—
12	投資型クラウドファンディングに係る決済手段の多様化	電子申込型電子募集取扱業務における匿名組合契約の持分の購入などの投資型クラウドファンディングに関し、クレジットカード決済を可能とすることについて、投資家の利便性向上の観点や過当取引の抑制等の観点に留意しながら検討し、結論を得る。	平成28年度検討・結論	金融庁	措置済	電子申込型電子募集取扱業務における匿名組合契約の持分の購入などの投資型クラウドファンディングに関し、一定の要件の下でクレジットカード決済を可能とするよう、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成28年内閣府令第45号)を改正した(平成28年6月30日公布・施行)。	—

②インバウンド・観光関連の規制の見直し

13	13の項目については、(1)⑥「通訳案内士制度の見直し」(10頁)に記載						
14	自動化ゲートにおける免税販売制度の周知強化	免税で購入するためには、免税店において、購入者のパスポートに押印された出入国の証印等により、購入者が非居住者であることの確認を受ける必要があること及び自動化ゲートの利用者は、通常、証印が押されないが、自動化ゲート通過時に申し出ることにより証印を受けることができることについて、以下のサイト等に掲載し、自動化ゲートの利用者に対する一層の周知徹底を図る。 a 法務省ホームページの自動化ゲート利用者案内ページ b 日本政府観光局(JNTO)の外国人旅行者向け免税情報サイト	措置済み	財務省 法務省 国土交通省	措置済	【財務省】 自動化ゲートの利用者に対する免税店での免税購入に出入国の証印が必要であることの周知としては、平成28年3月までに、次のサイト等による周知を図っている。 ①法務省ホームページの自動化ゲート利用者案内ページ ②日本政府観光局(JNTO)の外国人旅行者向け免税情報サイト、さらに、平成28年11月に御提案いただいた、自動化ゲート付近でのリーフレット配布等についても、措置して周知徹底を図っている。 【法務省、国土交通省】 平成28年11月1日受付けの規制改革ホットライン提案(自動化ゲート利用者への免税販売制度の周知強化)を受けて、自動化ゲート付近で案内用リーフレットを配付する等更なる周知徹底を実施。	【財務省】 引き続き、各サイト及び自動化ゲート付近でのリーフレット配布等による周知を行う。 【法務省、国土交通省】 引き続き周知徹底を図る。

規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
15	外国人出入国記録(EDカード)の在り方の見直し	外国人出入国記録について、諸外国の様式との国際比較を実施した上で、入国審査の更なる迅速化、円滑化を図る観点から、更なる改正についての検討を行い、結論を得る。	平成28年度検討・結論	法務省	措置済	G7諸国及びアジア数か国の外国人入国記録の運用状況について調査を行った結果、調査対象国中、我が国を含む過半数の国が外国人入国記録を運用しており、外国人入国記録を運用している国の中でも、我が国の外国人入国記録の申告項目数は最も少なく、また、申告項目の内容についても一般的なものであることが判明したことから、現段階で、我が国の外国人入国記録について、国際比較の観点から見直すべき部分はないとの結論を得た。	—

③エネルギー・環境関連の規制の見直し

16	風力発電における環境アセスメントの期間短縮①(前倒環境調査の方法論の確立)	風力発電における環境アセスメント手続の環境影響調査を前倒し、他の手続と同時並行で実施する「環境アセスメント調査早期実施実証事業」を通じて得られた知見等を整理し、前倒環境調査の方法論の確立を行う。	平成28年度検討開始、平成29年度結論・措置	経済産業省 環境省	検討中	経済産業省は、環境アセスメントにおける環境調査を前倒して、他のアセスメント手続と並行して進める前倒手法について、実証事業の結果をもとに、発電事業者が前倒手法により手続を行う際に参考となるガイド(「前倒環境調査のガイド2016年度中間取りまとめ」)を平成29年3月に公開した。	経済産業省は、平成30年度までに実証事業の成果の検証を進め、「発電所に係る環境影響評価の手引」等に前倒手法を反映し、3～4年程度かかるとされる環境アセスメントの期間を半減させる手法の一般化を図る。
17	風力発電における環境アセスメントの期間短縮②(適地抽出手法の検討)	自治体为主导して、ステークホルダー・地域住民との調整や各種規制手続の事前調整を図りつつ、それらと一体的に環境影響評価手続を進めることで、風力発電所等の適地抽出の手法を検討する「風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築事業」を円滑に実施し、得られた知見を基に、ガイドを策定する。	平成28年度検討・結論・措置	環境省	未措置	7か所のモデル地域を対象に「風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築事業」を実施し、適地抽出の手法の知見を蓄積した。これを基に、ガイドの素案をとりまとめた。	有識者等の意見を踏まえ、平成29年度の早期にガイドを公表予定。
18	風力発電における環境アセスメントの期間短縮③(期間半減の一般化)	風力発電における環境アセスメントの期間短縮に向けた各種取組により、3～4年程度かかるとされる手続を1.5～2年程度で終了できるよう、期間半減の手法を一般化するとともに、環境アセスメントの実施事例における具体的な迅速化の成果について、平成28年度にも見込まれる配慮書から評価書の確定まで全て実施した事例を基に検証を行い、事業者等に公表する。	一般化は各種取組の成果を得つつ平成29年度以降措置、個別案件の検証は平成28年度から実施	環境省 経済産業省	検討中	期間半減の手法の一般化について、国等の審査期間の短縮に取り組むとともに、事業者の調査期間の短縮のため、環境アセスメント情報整備モデル事業、環境アセスメント調査早期実施実証事業を実施した。個別事例を基にした検証について、配慮書から評価書の確定まで全てを実施した2事業者へのヒアリング等を実施し、検証した。	期間半減の手法の一般化について、引き続き国等の審査期間の短縮に取り組むとともに、実証事業等を実施する。個別事例を基にした検証について、平成28年度までの状況を、平成29年4月中に公表する。また、引き続き事例の蓄積の状況を踏まえ、ヒアリング等の検証を行う。
19	風力発電における環境アセスメントの規模要件の緩和及び参考項目の絞り込み	風力発電における環境アセスメントの「規模要件の見直し」や「参考項目の絞り込み」といった論点を踏まえた必要な対策については、先行する実証事業等を通じた環境影響の実態把握なども踏まえながら、環境や地元に配慮しつつ風力発電の立地が円滑に進められるよう、検討し、結論を得る。	平成28年度検討開始、必要なデータが得られながら、環境や地元に配慮しつつ風力発電の立地が円滑に進められるよう、検討し、結論を得る。	環境省 経済産業省	検討中	これまでの環境影響評価図書や経済産業省の環境アセスメント調査早期実施実証事業、環境省の環境アセスメント基礎情報整備モデル事業等から検討に必要な環境影響等のデータを収集した。	引き続きデータの収集を進めるとともに、平成29年度からデータの整理・分析・評価を行い、環境保全や地元理解を得つつ風力発電の立地が円滑に進められるよう対策をとりまとめる。
20	土壤汚染対策法上の指定調査機関に係る変更の届出時期の見直し	土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)上の指定調査機関における変更届の届出時期に関し、事前ではなく変更決定後一定期間内に届出することについて、検討し、結論を得る。	平成28年度検討・結論・措置	環境省	措置済	平成27年12月に、今後の土壤汚染対策の在り方について、中央環境審議会に諮問し、平成28年3月より中央環境審議会土壤農業部会土壤制度小委員会において、指定調査機関に係る届出事項の変更の手続を含めて審議が行われ、平成28年12月12日に「今後の土壤汚染対策の在り方について(第一次答申)」が中央環境審議会から環境大臣に答申された。同答申を踏まえ、指定調査機関に係る変更事項について変更後に届出ること等を内容とする、土壤汚染対策法の一部を改正する法律案が平成29年3月3日に閣議決定され、第193回国会に提出された。	—

規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
21	リース業において廃棄物となる繊維くずの廃棄物処理法上の定義の見直し	リース業において廃棄物となる繊維くずについて、性状、排出量や処理困難状況等の調査や関係者からの意見聴取等を実施し、その結果を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)上の取扱いについて検討し、結論を得る。	平成28年度検討開始、平成29年度結論	環境省	検討中	平成28年度に、リース業において廃棄物となる繊維くずについて、性状、排出量や処理困難状況等を関係者からの意見聴取等を実施。	引き続き、リース業において廃棄物となる繊維くずについて、関係者から性状、排出量や処理困難状況等に関する意見聴取等を実施し、平成29年度を目途に結論を出す予定。
22	産業廃棄物管理票の報告書様式の統一	廃棄物処理法第12条の3第7項における産業廃棄物管理票(マニフェスト)の都道府県知事への報告書の様式を全自治体で統一することについて、平成27年度の検討結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。	平成28年度措置	環境省	措置済	「産業廃棄物管理票交付等状況報告書の統一等について(通知)」(平成29年3月31日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)において、報告書の様式について、規則様式第三号を使用することを周知。	—
23	産業廃棄物処理業許可における役員変更届出の期限延長	申請者の負担軽減を図る観点から、今後、変更届に登記事項証明書の添付を求める場合、変更登記の期限(2週間以内)を考慮した提出期限とする。	平成28年度結論・措置	環境省	未措置	法人の場合において登記事項証明書を添付する場合にあっては、「変更の日から30日以内」に都道府県に届け出ることとし、平成29年2月20日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見の募集(パブリックコメント)を行ったところ。	平成29年4月中を目途に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を公布する予定。
24	一般廃棄物由来のごみ固形燃料(RDF)等の廃棄物該当性の判断基準の明確化	一般廃棄物由来の固形燃料(RDF)の廃棄物該当性の判断基準について、関係者から意見の聴取等を行うとともに、産業廃棄物由来の場合における解釈を踏まえ、検討し、結論を得る。	平成28年度以降、実態把握等を実施し、必要な情報が得られ次第速やかに検討・結論	環境省	検討中	一般廃棄物処理実態調査において一般廃棄物を固形燃料(RDF)化する施設があると回答した自治体の約半数に対し、ヒアリングを実施した。その結果、一般廃棄物由来の固形燃料(RDF)の廃棄物該当性について、ヒアリングを行った自治体のうち、約8割の自治体が廃棄物と、約2割の自治体が有価物と判断していた。有価物と判断した自治体の多くは、輸送費が売却代金を上回るいわゆる逆有償に当たる場合でも、物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案し、有価物と判断していた。	ヒアリング結果のとおり、一般廃棄物由来の固形燃料(RDF)の廃棄物該当性の判断については、現状においても、自治体により物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に判断することにより適切に行われているところ、その結果を踏まえ、一般廃棄物由来の固形燃料(RDF)の廃棄物該当性の判断基準の明確化について、平成29年度以降速やかに、検討し、結論を得る。

④その他民間事業者等の要望に応える規制の見直し

25	利子補給金制度における支給対象先の拡大①	「総合特区支援利子補給金」の支給対象となる金融機関の中に生命保険会社を追加することについて検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成28年度検討・結論・措置	内閣府	措置済	生命保険会社の融資に対する営業審査体制や融資による事業効果の検証体制及びこれまでの実績等に関する検証を実施した上で、支給対象金融機関に追加することとし、関連法令である総合特別区域法施行規則(平成23年内閣府令第39号)の一部を改正し、平成29年3月31日に公布したところ。	左記施行規則は、平成29年4月1日に施行予定である。
26	利子補給金制度における支給対象先の拡大②	「エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金」の利子補給の対象となる金融機関の中に生命保険会社を追加することについて検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成28年度検討・結論・措置	経済産業省	措置済	「エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金」の利子補給の対象となる金融機関に生命保険会社を追加することについて検討を行い、平成28年6月30日付け同交付要綱を改正し、生命保険会社又は外国生命保険会社等を追加した。	—

規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
27	利子補給金制度における支給対象先の拡大③	「環境リスク調査融資促進利子補給金」及び「環境配慮型融資促進利子補給金」の支給対象となる金融機関の中に生命保険会社を追加することについて検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	「環境リスク調査融資促進利子補給金」は措置済み 「環境配慮型融資促進利子補給金」は平成28年度検討・結論・措置	環境省	—	(一社)生命保険協会へのヒアリング調査を実施し、(一社)生命保険協会としての環境配慮型融資に関する取組実績等の確認を依頼している。	(一社)生命保険協会の環境配慮型融資に関する取組実績等の確認をして、平成29年度の「環境配慮型融資促進利子補給金」の支給対象となる金融機関の中に生命保険会社を追加するかどうかが対応を検討する。
28	臨時報告書提出事由(海外募集)の見直し	国内募集と同時に海外募集を行う場合、臨時報告書に記載すべき事項が全て有価証券届出書に記載されているときには臨時報告書の提出を不要とすることについて検討し、結論を得る。	平成28年度検討・結論	金融庁	措置済	国内募集と並行して海外募集が行われる場合に、海外募集に係る臨時報告書に記載すべき情報が国内募集に係る有価証券届出書等に全て記載されているときには、当該臨時報告書の提出を不要とする、企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(平成29年内閣府令第2号)を制定した(平成29年2月14日公布・施行)。	—
29	投資一任口座で行う投信取引における取引報告書の交付義務の緩和	投資一任契約に基づく取引の内容を記載した書面の交付義務を緩和することについて、顧客に対する適切な情報提供の観点に留意しながら検討し、結論を得る。	平成28年度検討・結論	金融庁	措置済	投資一任契約に係る契約締結時交付書面について、顧客の事前承諾を受けている場合には交付を省略できるよう、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(平成28年内閣府令第45号)を制定した(平成28年6月30日公布・施行)。	—
30	商品先物取引法における外務員登録に係る申請事項の見直し	商品先物取引法(昭和25年法律第239号)における外務員登録申請書の記載事項について、法執行の実効性の確保に必要な項目に絞る観点から検討する。	次期法改正までに検討・結論	農林水産省 経済産業省	検討中	【農林水産省】 現在、内容の検討を行っているところ。 【経済産業省】 現在、商品先物取引法における外務員登録申請書の記載事項について、内容の検討を行っているところ。	次期法改正までに検討・結論を得る。
31	一括記帳の認められる酒類棚卸時期の柔軟化	酒税法解釈通達上の一括記帳を認める要件について、酒類販売業者の事務負担軽減の観点から、月中の棚卸しを可能とするよう見直しを行う。	平成28年上期検討・結論・措置	財務省	措置済	平成28年6月27日から7月26日までパブリックコメントを実施した上で、平成28年8月16日付で「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」の一部改正を行った。 この改正により、一括記帳の要件として、改正前は3か月を超えない月の月末の実地棚卸を求めていたところ、改正後は3か月を超えない月の月中(当該月が会計年度の最終月に当たる場合にはその月末)の実地棚卸とすることで、事業者が実地棚卸の時期を柔軟に設定可能とし、同日以降、全国で運用している。	—
32	危険物乾燥設備における危険物の濃度の規制緩和	「危険物乾燥設備における爆発災害の防止について」(昭和52年12月27日基発第695号)の2に定める、乾燥に伴い発生する危険物の濃度の許容範囲について、欧米の最新の動向を踏まえて緩和する。	平成28年度中検討・結論・措置	厚生労働省	措置済	「危険物乾燥設備における爆発災害の防止について」(昭和52年12月27日基発第695号)の2に定める、乾燥に伴い発生する危険物の濃度の許容範囲について、NFPA(National Fire Protection Association: 全米防火協会)が策定した「NFPA86 Standard for Ovens and Furnaces 2007 Edition」に定められた基準を踏まえ、「自動的に警報を作動させ、乾燥設備の加熱システムを遮断する設備」等を有する場合等一定の措置の下で、危険物濃度の爆発下限限界値を50%以下とすることができるとした通達(「危険物乾燥設備における爆発災害の防止について」の一部改正について)(平成29年1月12日基発0112第4号)を平成29年1月12日付けで発出した。	—

規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
33	圧力容器構造規格の強度計算における腐れ代の取扱いの見直し	第一種圧力容器の開放検査周期認定における余寿命算出に当たっては、「圧力容器構造規格」(平成15年厚生労働省告示第196号)の定める最少板厚から腐れ代を除いて評価することについて検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成28年度検討・結論・措置	厚生労働省	措置済	専門機関により検討を行った結果、保安全管理技術の向上、材料の信頼性の向上も踏まえ、圧力容器構造規格(平成15年厚生労働省告示第196号)の定める最小厚さから腐れ代を除くことにより対応することが適当との結論を得たことから、平成28年7月21日に圧力容器構造規格の一部を改正する告示(平成28年厚生労働省告示第291号)を公布し、圧力容器構造規格第10条等に規定する板厚の最小厚さから腐れ代を削除する改正を実施した(平成28年10月1日施行)。	—
34	容器再検査の方法に係る容器保安規則の見直し	平成26年度から開始している企業実証特例制度による容器保安規則(昭和41年通商産業省令第50号)の特例措置の実証結果を踏まえ、音響と超音波によるガス容器の非破壊検査を一般的に可能とすることについて検討し、結論を得る。	平成28年度中検討・結論	経済産業省	措置済	平成26年度から開始している企業実証特例制度による実証事業の結果について、平成28年度に有識者を含めた検討会を実施し、中・小型容器の再検査に適用する非破壊検査の手法について、一般化可能との結論を得た。	—
35	建築基準法における既存エスカレーターの脱着防止措置の緩和	「地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法を定める件」(平成25年国土交通省告示1046号)を改正し、エスカレーターと建物梁の隙間が不足している場合において、圧縮力を受けた場合のトラス等の強度を考慮した基準の合理化を行う。	平成28年度中措置	国土交通省	措置済	当該告示を平成28年8月に改正し、エスカレーターが圧縮力を受けた場合におけるトラス等の強度を検証する方法として、実験によらない簡易な構造計算による強度検証法を策定した。	—
36	特殊車両通行許可の迅速化	特殊車両通行許可申請の審査期間の短縮に向けて、電子データを活用した自動審査システムの強化、大型車誘導区間の充実を図るほか、分かりやすい申請マニュアルの作成、直轄の出先機関(国道事務所等)の審査体制の集約化等に取り組み、効率的・迅速な審査が可能となるよう改善策を実施する。	平成28年度以降順次措置	国土交通省	一部措置済	自動審査システムの強化に向けて、電子データ(道路情報便覧)の収録を強化した。「わかりやすいオンライン申請マニュアル」を策定、公表し、特殊車両通行許可に係る留意点や手続の流れについて周知することで、申請不備や申請者からの問合せ等を減らし、効率的、迅速な審査を可能とした。直轄出先機関の審査体制の集約化を進めた。	自動審査システムの強化に向けて、電子データ(道路情報便覧)の収録を引き続き強化する。道路管理者から許可基準が提供されることで、効率的な審査が可能となる大型車誘導区間の充実を図る。
37	航空機の運用許容基準の改訂に係る届出範囲の拡充	「装備品等が正常でない場合における航空機の運用許容基準」を原運用許容基準(MMEL)よりも厳格な内容に改訂する場合には、その旨を明確にしたMMELと運用許容基準の対比表などを届け出ることによって改訂可能とすることについて検討し、結論を得る。	平成28年度検討・結論	国土交通省	措置済	航空運送事業者が定める運用許容基準の改訂に関し、修理期限の短縮、装備品数又は最低作動要求数の増加等、MMELより厳格な内容に改訂する場合には、事業者が、MMELと運用許容基準の対比表を用いて、MMELの設定内容との相違点について明確化し、これを維持管理することによって、届出でも対応可能とするとの結論を得ており、関連通達の改正作業中。なお、本年3月にパブリックコメントに係る手続を開始済み。	パブリックコメントのご意見を踏まえ、本年4月下旬に関連通達を改正し、適用予定。
38	航空機装備品の整備委託管理の見直し	①管理システムや社内規定で受託者を適切に管理するよう、航空運送事業者が整備規程に定めること、②システム等での管理を認めた航空運送事業者については、当局の要請があれば随時管理リストを提出することなどの方法で、整備規程に個別の受託者の記載を求める現在の規制の在り方と同等の確認が可能か検討する。	平成28年度検討開始	国土交通省	検討中	航空運送事業者において導入されている管理システムや社内規定の実態調査を実施した。さらに、海外における同様の規制の状況について調査を行っているところ。	これまでの調査結果等を踏まえ検討を行い、平成29年度中を目途に規制の在り方に係る結論を得る。

規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
39	双発機による長距離進出運航の承認の見直し	新造機を空輸する場合など一定の場合には、双発機による長距離進出運航(ETOPS)に当たらない運航として特例的な扱いをすることについて検討し、結論を得る。	平成28年度検討・結論	国土交通省	措置済	新造機を空輸する場合などに限らず、事前に使用を予定する空港の体制を航空局が承認している場合は、当該空港間をつなぐ路線について、個々の路線毎の承認を不要とするよう関連通達を改正し、ETOPSの承認手続きに係る運航者の負担軽減を図ることとした。	平成29年4月初旬に関連通達を改正予定。
40	血漿分画製剤の輸出に係る規制の見直し	「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針」(平成25年厚生労働省告示第247号)の見直しにあわせ、血漿分画製剤の輸出承認の運用の在り方について、関係者と調整した上で検討し、結論を得る。	平成28年度検討開始、平成30年度までに結論	厚生労働省	検討中	平成29年1月より、血漿分画製剤の輸出規制に関して、国内外の製造販売業者等に対するヒアリングを実施している。平成29年3月より、薬事・食品衛生審議会血液事業部会において、血漿分画製剤の輸出承認の運用の在り方について検討を開始した。	ヒアリングの結果等を踏まえ論点整理をした上で、制度を所管する経済産業省等の関係者と調整しながら、血液事業部会において血漿分画製剤の輸出承認の運用の在り方に係る検討を更に進めていく。

5. 地域活性化分野の実施状況等について

規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	

①民泊サービスにおける規制改革

1	1の項目については、(1)⑦「民泊サービスにおける規制改革」(11頁～13頁)に記載						
---	--------------------------------------------	--	--	--	--	--	--

②地方における規制改革

2	2の項目については、(1)⑧「地方における規制改革」(13頁)に記載						
---	------------------------------------	--	--	--	--	--	--

③建築物・土地利用関連規制の見直し

3	用途地域における建築物制限の緩和①(倉庫内で原動機を用いる場合の用途制限の見直し)	原動機を用いた仕分、包装、荷造等の諸作業を伴う倉庫については、「倉庫業を営む倉庫」としての機能を有することから、騒音等の周囲への影響がなく、良好な住居の環境等を害しない場合には、地域の実情やニーズに応じて建築することができるよう、建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条の規定に基づく許可に係る技術的助言を发出し、その内容を周知徹底する。	平成28年度上期措置	国土交通省	措置済	「準住居地域、近隣商業地域及び商業地域における原動機を用いた仕分、包装、荷造等の諸作業を伴う倉庫の立地に対する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」(平成28年8月29日付国住街第100号)において、建築基準法第48条の規定に基づく許可に係る技術的助言を发出し、その内容を周知徹底した。	—
4	用途地域における建築物制限の緩和②(低層住居専用地域におけるコンビニエンスストアの用途制限の見直し)	コンビニエンスストアについて、低層住宅に係る良好な住居の環境を害しない場合には、地域の実情やニーズに応じて、第一種低層住居専用地域における建築及び第二種低層住居専用地域における床面積制限を超えての建築ができるよう、建築基準法第48条の規定に基づく許可に係る技術的助言を发出し、その内容を周知徹底する。	平成28年度上期措置	国土交通省	措置済	「第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域におけるコンビニエンスストアの立地に対する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」(平成28年8月3日付国住街第93号)において、建築基準法第48条の規定に基づく許可に係る技術的助言を发出し、その内容を周知徹底した。	—
5	用途地域における建築物制限の緩和③(工業専用地域におけるコンビニエンスストア等の許可制度の運用に係る周知徹底)	工業専用地域内における複数の工場の従業員向けのコンビニエンスストアや食堂など、工業従業員の利用のための必要な施設については、個別の状況に応じて、工業の利便を害するおそれがないよう配慮しつつ、建築基準法第48条の規定に基づく許可の活用により建築を認めることが適切である旨を特定行政庁に対して改めて周知徹底する。	平成28年度上期措置	国土交通省	措置済	「建築基準法第48条第12項の規定に関する許可の運用について(周知)」(平成28年6月7日付事務連絡)において、左記の旨(平成17年3月25日付国都計第149号、国住街第295号)について改めて周知徹底した。	—
6	マンション標準管理規約に係る内容の明確化①(「住宅の性能の向上等に資するもの」の趣旨の明確化)	マンション標準管理規約第22条第1項における「住宅の性能の向上等に資するもの」の規定について、「バリアフリー」、「高齢者対応」及び「省エネルギー」のいずれも含まれていることを含め、趣旨を明確化し、周知徹底する。	平成28年度上期措置	国土交通省	措置済	平成28年度上期に実施した各種セミナーや講演において、趣旨を明確化した内容を周知徹底した。	—

規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
7	マンション標準管理規約に係る内容の明確化②(管理組合による判断に資する措置)	マンションの開口部に係る改良工事を行う際の管理組合による判断に資するよう、想定される改良工事を分類した上で、管理組合が判断すべき点等の解説をマンション標準管理規約の別添資料として盛り込み、周知徹底する。	措置済み	国土交通省	措置済	平成28年3月に改正したマンション標準管理規約の別添資料「区分所有者が行う工事に対する制限の考え方」として盛り込み、地方公共団体や関係団体に通知するとともに、国土交通省のホームページ等において周知徹底した。	—
8	検査済証のない建築物の流通促進	検査済証のない建築物について、増築や用途変更に伴う建築確認を必要としない場合を含め、既存ストックの流通促進を図るため、事業者が安心して取引(購入、ファイナンス等)ができるための措置について検討を行い、結論を得る。結論を得次第、当該措置を講ずる。	平成28年度以降継続的に検討・結論・措置	国土交通省	検討中	①既存ストックの流通促進を図り、事業者が安心して取引できるよう、既存住宅の建物の売買において、検査済証等の代替として建築確認や完了検査を受けたことを証明できるものとして、建物が特定行政庁が保存する台帳に記載されている旨を証明する「台帳記載事項証明書」を申請に応じて発行すること及びこの一層の周知を行うことの依頼を、各特定行政庁に対して通知した。(平成29年3月31日付け国住指第4546号) ②「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関等を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」の改訂に向け継続して作業を実施しているところ。	平成29年度中にガイドラインの改訂を検討。
9	昇降機の戸開走行保護装置の部品変更に伴う手続の明確化	昇降機に既設の戸開走行保護装置について、一部部品の変更に伴い大臣認定番号が変更となった場合の特定行政庁への報告手続を明確化し、周知徹底する。	措置済み	国土交通省	措置済	「戸開走行保護装置の部品交換時の手続について(平成28年4月21日事務連絡)」において、エレベーター全体を撤去・新設する場合を除き建築確認・検査は不要であること等、報告手続を改めて明確化し、特定行政庁に周知した。	—
10	第一種市街地再開発事業の施行区域要件の見直し	都市再開発法(昭和44年法律第38号)上の第一種市街地再開発事業の施行区域の要件について、建築面積の算定から除外される狭小建物の面積を、施行区域の都市計画において定められた建築物の建築面積の最低限度と運動して定めるよう改める。	平成28年度以降措置	国土交通省	措置済	左記の規制改革の内容を含む「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年法律第72号)」を、昨年9月1日から施行しているところ。	—
11	河川敷地占用許可期間の延長	営業活動を行う事業者等が河川敷地を占有する場合の許可期間を、現行の3年以内から、公的主体が占有する場合と同様の10年以内に延長する。	平成28年度上期措置	国土交通省	措置済	営業活動を行う事業者等が河川敷地を占有する場合の許可期間を、現行の3年以内から、公的主体が占有する場合と同様の10年以内に延長した。(平成28年6月2日 河川敷地占用許可準則改正)	民間による河川敷地の利用が促進され、水辺のにぎわいづくりが一層進むよう、本実施内容の周知に努めて参りたい。

④その他地域活性化に資する規制の見直し

12	貨物自動車運送事業に係る規制対象の明確化	貨物自動車運送事業に係る規制対象について、配達を含むサービスにおいて金銭を收受する場合に、「運送の対価」としての有償性が認められない場合には、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)に基づく規制を受けない旨の文書を発出し、「運送の対価」としての有償性が認められない事例の例示と合わせて周知徹底する。	平成28年度上期措置	国土交通省	措置済	配達も含めたサービスの対価の收受と考えられる場合には、配達に関して金銭を收受したとしても貨物自動車運送事業法における「運送の対価」としての有償性は認められないため、同法に基づく許可や届出を要しない旨の文書を平成28年5月19日に発出した。また、「運送の対価」としての有償性が認められない事例の例示を平成28年6月13日に周知した。	発出した文書や周知した事例を踏まえ、今後とも適切な運用に努める。
----	----------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------	-------	-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------

規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
13	貸切バスの臨時営業区域設定の見直し	<p>a 訪日外国人旅行者向け貸切バスの臨時営業区域の設定の恒常化について、今後の訪日外国人旅行者数の動向や輸送の安全確保等の状況を踏まえて検討を行い、結論を得た上で、所要の措置を講ずる。</p> <p>b 国内需要について、一時的な輸送需要量の増加により、当該地域の貸切バスのみでは輸送力が不足すると見込まれる場合、当該地域を臨時営業区域として設定できるとしていることについて周知徹底する。</p>	<p>a 平成28年度上期検討・結論措置</p> <p>b 平成28年度上期措置</p>	国土交通省	措置済	<p>a 訪日外国人旅行者向け貸切バスの臨時営業区域の設定の恒常化について、平成28年度上期に検討した結果、本特例を活用中の事故率(平成27年度までは貸切バス全体を上回る率)のデータを1年分程度収集した上で判断することとして、平成28年度上期末に、本制度の認可期限を半年間(平成28年度末まで)延長した(平成28年9月30日旅客課長通達)。更なるデータ収集(平成29年1月末までの10か月間のデータを収集)の結果、平成28年度においては特例活用中の事故率が貸切バス事業全体の事故率を下回ることが明らかとなった。この結果を踏まえ、認可期限を1年間(平成29年度末まで)延長することとした(これまでは概ね半年間ごとに延長)(平成29年3月30日旅客課長通達)。</p> <p>b 上記通達(平成28年9月30日旅客課長通達)発出にあわせて、国内需要について、一時的な輸送需要量の増加により、当該地域の貸切バスのみでは輸送力が不足すると見込まれる場合、当該地域を臨時営業区域として設定できるとしていることについて、地方運輸局等を通じて事業者に対して周知した。</p>	<p>a 特例活用中の事故率低下の定着状況、訪日外国人旅行者の動向等を確認しつつ、本特例制度の恒常化について検討する。</p>
14	地域におけるサービス事業主体に係る制度整備	<p>地域における様々な課題を事業活動的な手法を用いながら総合的・効率的に提供するサービス事業主体の在り方等についてのこれまでの検討結果を踏まえ、必要な制度整備等を行う。</p>	平成28年度以降 随時措置	経済産業省	検討中	<p>平成28年4月に「地域を支えるサービス事業主体のあり方に関する研究会」において「地域を支えるサービス事業主体のあり方について」として課題や制度上の対応策等を中心に議論を行い、報告書を公表した。本報告書の内容を踏まえて必要な制度整備について検討してきたところ、対象事業者の実態や実例、その資金調達等について調査すべく、平成28年度産業経済研究委託事業として「社会的利益と経済的利益の双方を追求する事業者に関する実態調査」を実施した。</p>	<p>事業者への実態調査・ヒアリングの結果等を踏まえて、今後政府として実施すべき施策について引き続き検討していく。</p>
15	古物商が非対面で行う相手方の真偽確認方法の選択肢拡大	<p>古物商が非対面で行う相手方の真偽の確認方法の選択肢として、「公的個人認証サービス」を活用した方法についても認めることとする。</p>	措置済み	警察庁	措置済	<p>古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)の一部を改正し、古物商が非対面で行う相手方の真偽の確認方法として、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)に基づく署名用電子証明書等を活用する方法を追加した(平成28年5月2日公布・施行)。</p>	—